

付属資料

1. 調査関係資料

2024 年社会保障・人口問題基本調査 第9回世帯動態調査

1. 実施要綱	47
2. 調査票	49
3. 記入の手引き	57
4. ご協力をお願い	69
5. インターネット回答の利用者情報.....	71
6. 実施状況に関するアンケート.....	75
7. 調査票への回答ならびに郵送提出のお願い.....	77
8. 調査票の郵送回答の期限延長のお知らせ.....	79
9. インターネット回答の期限延長のお知らせ.....	81
10. 調査資料在中封筒.....	83
11. 調査員回収用封筒.....	85
12. 郵送提出用封筒	87
13. 調査事務要領	89
14. 調査の手引き	123
15. 単位区別世帯名簿表紙.....	167
16. 連絡メモ	169
17. 連絡メモ用封筒	170
18. 調査の実施について (マンション・アパート等の管理人、管理会社、管理組合の皆さまへ)	171
19. 調査の実施について (地域の皆さまへ)	173
20. 世帯動態調査ポスター.....	175

2024年社会保障・人口問題基本調査

『第9回世帯動態調査』実施要綱

1 調査の目的と意義

人口の高齢化が進行するとともに高齢者を含む世帯が急速に増加するなど、国民の生活単位である世帯は急激に変化しており、厚生労働行政を進める上で世帯の実態を正確に把握することは重要な課題となっている。

この調査は、国立社会保障・人口問題研究所が実施する社会保障・人口問題基本調査の一環として行うものであり、前回調査（2019年）以降、各世帯がどのように形成され、変化したかという世帯変動の実態と要因を明らかにするとともに、時系列に精緻なデータを蓄積することによって、世帯推計の精度を高めるための基礎データを収集するために実施するものである。

高齢者世帯やひとり親世帯の動向の把握と将来予想は、社会サービス施策の重要性が高まるなかで厚生労働行政の施策立案の重要な基礎資料を提供するものである。

2 調査の対象

本調査は、2024年国民生活基礎調査地区内より無作為に抽出した600調査地区のすべての世帯（約30,000世帯）の世帯主を調査の客体とする。

3 調査の実施日

2024年7月1日を調査日とする。

4 調査の事項

- 1) 世帯の属性と変化に関する事項
- 2) ライフコース・イベントと世帯内地位の変化
- 3) 親の基本属性と居住関係
- 4) 子の基本属性と居住関係

5 調査の方法

調査票の配布・回収は調査員が行い、調査票の記入は世帯主の自計方式による。ただし、調査票の配布時に調査対象の世帯が不在の場合には調査関係書類を郵便受け等に投函することや、調査票の回収方法としての郵送提出、インターネット調査票への回答も認める。

6 調査の系統

この調査は、国立社会保障・人口問題研究所が、都道府県、政令指定都市、中核市、保健所設置市、特別区および保健所の協力を得て実施する。

7 集計および調査の公表

集計は国立社会保障・人口問題研究所が行い、2025年6月頃に公表予定。



都道府県名		保健所名			
地区番号		単区番号	世帯番号		
調査票 No.					
() 冊目 / () 冊中					

2024年社会保障・人口問題基本調査

第9回世帯動態調査

2024 (令和6) 年7月1日

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所
〒100-0011 千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル6F
電話 (コールセンター) 0120-234-961
<https://www.ipss.go.jp/dotai9>

記入上のお願い

- この調査票は、**世帯主の方に7月1日現在の事実について記入していただくものです。**
なにかの理由で世帯主の方が記入できないときは、代理の方が記入して下さい。
- 回答の仕方は、あてはまる番号を1つ選んで○をつけるものと、必要なことがらを書きこむものがあります。
- 回答の仕方がわからないときは、調査員が回収に来た時におたずね下さい。
- この調査票は統計目的以外には使用しませんので、ありのままをご記入下さい。**

問1(1) あなた(世帯主)が**現在お住まいの住宅の種類**は、次のうちどれですか。また、**部屋数**はいくつですか。

部屋数は居間、寝室、客間、応接間、書斎、食事室など居住用の部屋の数です。ダイニングキッチン(台所兼食事室)は1部屋と数えます。

1 持ち家 (一戸建て)	3 都道府県営・市町村営・UR (公団)・ 会社などの賃貸住宅	5 社宅・公務員住宅などの 給与住宅	あなたの お住まいの 部屋数は () 部屋
2 持ち家 (マンションなど の共同住宅)	4 民営の賃貸住宅	6 その他	

(2) あなた(世帯主)は、**5年前の2019(令和元)年7月1日にも現在の居住地、住宅に住んでいましたか。**

1 5年前も現在の場所 (住宅も同じ) ⇒ 問2へ	3 現在と同じ市区町村の 別の場所	5 5年前には別の都道府県 ↳ 都道府県名 ()
2 5年前も現在の場所 (住宅はこの5年間に新・増改築などを行った)	4 現在と同じ都道府県の 別の市区町村	6 5年前には外国

(3) **5年前にお住まいだった住宅の種類**はどれですか。また、**部屋数**はいくつでしたか。

1 持ち家 (一戸建て)	3 都道府県営・市町村営・UR (公団)・ 会社などの賃貸住宅	5 社宅・公務員住宅などの 給与住宅	5年前のお住まいの 部屋数は () 部屋
2 持ち家 (マンションなど の共同住宅)	4 民営の賃貸住宅	6 その他	

問2 **現在同居中の世帯員は、あなた(世帯主)を含めて何人ですか。**また世帯員のうち **18歳未満・以上**の方はそれぞれ何人ですか。(一時的に不在(おおむね3か月未満)の方は同居に含めます)

世帯員数	全部で () 人
	うち 18歳未満の方 () 人
	18歳以上の方 () 人

次の問3から問13までは、同居している世帯員の方全員について、各人の立場に立ってお答え下さい。
世帯員が6人以上の場合は、調査票をもう1部使用し、6人目の方を2人目の欄、7人目の方を3人目の欄…のようにお書き下さい。

質 問	1人目 (世帯主)	2人目
問3 性別と出生年月を記入して下さい。	1 男 2 女 1 西暦 2 令和 3 平成 4 昭和 5 大正 ()年()月生まれ	1 男 2 女 1 西暦 2 令和 3 平成 4 昭和 5 大正 ()年()月生まれ
問4 世帯主との続柄はどれですか。 あてはまる番号に○をつけて下さい。	① 世帯主 2 配偶者 8 配偶者の父母 3 子 9 祖父母 4 子の配偶者 10 兄弟姉妹 5 孫 11 その他の親族 6 孫の配偶者 12 恋人・友人等 7 世帯主の父母 13 その他	2 配偶者 8 配偶者の父母 3 子 9 祖父母 4 子の配偶者 10 兄弟姉妹 5 孫 11 その他の親族 6 孫の配偶者 12 恋人・友人等 7 世帯主の父母 13 その他
問5 生存しているきょうだいは何人ですか。	兄 ()人 弟 ()人 姉 ()人 妹 ()人 いない場合は、 0を記入して下さい。 合計 ()人	兄 ()人 弟 ()人 姉 ()人 妹 ()人 いない場合は、 0を記入して下さい。 合計 ()人
問6 結婚の経験は次のどれですか。 問6-1 その経験をしたのはいつですか。 有配偶の方は結婚年月を、 死別の方は配偶者の死亡年月を、 離別の方は離婚した年月を 記入して下さい。 問6-2 初婚・再婚のどちらですか。 有配偶の方は現在の結婚、 死別・離別の方は最後の結婚に ついてお答え下さい。	1 未婚 -----> 問7へ 2 有配偶 (現在結婚している) 3 死別 (配偶者と死に別れた) 4 離別 (配偶者と離婚した) ↓ 1 西暦 2 令和 3 平成 4 昭和 5 大正 ()年()月 1 初婚 2 再婚	1 未婚 -----> 問7へ 2 有配偶 (現在結婚している) 3 死別 (配偶者と死に別れた) 4 離別 (配偶者と離婚した) ↓ 1 西暦 2 令和 3 平成 4 昭和 5 大正 ()年()月 1 初婚 2 再婚
問7 (18歳以上の方について) 教育についておたずね します。 在学中 (中退を含む) 又は 卒業した教育施設について お答え下さい。	1 在学中(中退含む) 2 卒業 ↓ 問7-1 その教育施設は 1 小学校・新制中学 2 旧制中学・新制高校 3 専修学校 (高卒後) 4 高専・短大 5 大学・大学院	1 在学中(中退含む) 2 卒業 ↓ 問7-1 その教育施設は 1 小学校・新制中学 2 旧制中学・新制高校 3 専修学校 (高卒後) 4 高専・短大 5 大学・大学院
問8 (18歳以上の方について) 現在の就業の状態について おたずねします。 育児休暇など長期休職中の方も 雇用契約上の地位 (常勤又は パート・アルバイト) に ○をつけて下さい。	1 自営業主・家族従業者 2 雇われている (常勤) 3 雇われている (パート・アルバイト) 4 会社などの役員 5 無職 -----> 問9へ ↓ 問8-1 その職業は 1 管理職 5 サービス 9 輸送・機械運転 2 専門・技術 6 保安 10 建設・採掘 3 事務 7 農林漁業 11 運搬・清掃・包装等 4 販売 8 生産工程	1 自営業主・家族従業者 2 雇われている (常勤) 3 雇われている (パート・アルバイト) 4 会社などの役員 5 無職 -----> 問9へ ↓ 問8-1 その職業は 1 管理職 5 サービス 9 輸送・機械運転 2 専門・技術 6 保安 10 建設・採掘 3 事務 7 農林漁業 11 運搬・清掃・包装等 4 販売 8 生産工程

3 人 目	4 人 目	5 人 目
1 男 2 女 1 西暦 2 令和 3 平成 4 昭和 5 大正 () 年 () 月生まれ	1 男 2 女 1 西暦 2 令和 3 平成 4 昭和 5 大正 () 年 () 月生まれ	1 男 2 女 1 西暦 2 令和 3 平成 4 昭和 5 大正 () 年 () 月生まれ
2 配偶者 8 配偶者の父母 3 子 9 祖父 4 子の配偶者 10 兄弟姉妹 5 孫 11 その他の親族 6 孫の配偶者 12 恋人・友人等 7 世帯主の父母 13 その他	2 配偶者 8 配偶者の父母 3 子 9 祖父 4 子の配偶者 10 兄弟姉妹 5 孫 11 その他の親族 6 孫の配偶者 12 恋人・友人等 7 世帯主の父母 13 その他	2 配偶者 8 配偶者の父母 3 子 9 祖父 4 子の配偶者 10 兄弟姉妹 5 孫 11 その他の親族 6 孫の配偶者 12 恋人・友人等 7 世帯主の父母 13 その他
兄 () 人 弟 () 人 姉 () 人 妹 () 人 合計 () 人	兄 () 人 弟 () 人 姉 () 人 妹 () 人 合計 () 人	兄 () 人 弟 () 人 姉 () 人 妹 () 人 合計 () 人
1 未婚 -----> 問7へ 2 有配偶 (現在結婚している) 3 死別 (配偶者と死に別れた) 4 離別 (配偶者と離婚した) ↓ 問6-1 その経験をしたのはいつですか。 有配偶の方は結婚年月を、 死別の方は配偶者の死亡年月を、 離別の方は離婚した年月を 記入して下さい。 1 西暦 2 令和 3 平成 4 昭和 5 大正 () 年 () 月 問6-2 初婚・再婚のどちらですか。 有配偶の方は現在の結婚、 死別・離別の方は最後の結婚に ついてお答え下さい。 1 初婚 2 再婚	1 未婚 -----> 問7へ 2 有配偶 (現在結婚している) 3 死別 (配偶者と死に別れた) 4 離別 (配偶者と離婚した) ↓ 問6-1 その経験をしたのはいつですか。 有配偶の方は結婚年月を、 死別の方は配偶者の死亡年月を、 離別の方は離婚した年月を 記入して下さい。 1 西暦 2 令和 3 平成 4 昭和 5 大正 () 年 () 月 問6-2 初婚・再婚のどちらですか。 有配偶の方は現在の結婚、 死別・離別の方は最後の結婚に ついてお答え下さい。 1 初婚 2 再婚	1 未婚 -----> 問7へ 2 有配偶 (現在結婚している) 3 死別 (配偶者と死に別れた) 4 離別 (配偶者と離婚した) ↓ 問6-1 その経験をしたのはいつですか。 有配偶の方は結婚年月を、 死別の方は配偶者の死亡年月を、 離別の方は離婚した年月を 記入して下さい。 1 西暦 2 令和 3 平成 4 昭和 5 大正 () 年 () 月 問6-2 初婚・再婚のどちらですか。 有配偶の方は現在の結婚、 死別・離別の方は最後の結婚に ついてお答え下さい。 1 初婚 2 再婚
1 在学中(中退含む) 2 卒業 ↓ 問7-1 その教育施設は 1 小学校・新制中学 2 旧制中学・新制高校 3 専修学校(高卒後) 4 高専・短大 5 大学・大学院	1 在学中(中退含む) 2 卒業 ↓ 問7-1 その教育施設は 1 小学校・新制中学 2 旧制中学・新制高校 3 専修学校(高卒後) 4 高専・短大 5 大学・大学院	1 在学中(中退含む) 2 卒業 ↓ 問7-1 その教育施設は 1 小学校・新制中学 2 旧制中学・新制高校 3 専修学校(高卒後) 4 高専・短大 5 大学・大学院
1 自営業主・家族従業者 2 雇われている(常勤) 3 雇われている(パート・アルバイト) 4 会社などの役員 5 無職 -----> 問9へ ↓ 問8-1 その職業は 1 管理職 5 サービス 9 輸送・機械運転 2 専門・技術 6 保安 10 建設・採掘 3 事務 7 農林漁業 11 運搬・清掃・包装等 4 販売 8 生産工程	1 自営業主・家族従業者 2 雇われている(常勤) 3 雇われている(パート・アルバイト) 4 会社などの役員 5 無職 -----> 問9へ ↓ 問8-1 その職業は 1 管理職 5 サービス 9 輸送・機械運転 2 専門・技術 6 保安 10 建設・採掘 3 事務 7 農林漁業 11 運搬・清掃・包装等 4 販売 8 生産工程	1 自営業主・家族従業者 2 雇われている(常勤) 3 雇われている(パート・アルバイト) 4 会社などの役員 5 無職 -----> 問9へ ↓ 問8-1 その職業は 1 管理職 5 サービス 9 輸送・機械運転 2 専門・技術 6 保安 10 建設・採掘 3 事務 7 農林漁業 11 運搬・清掃・包装等 4 販売 8 生産工程

(次のページに続きます)

質 問	1 人 目 (世帯主)	2 人 目
<p>問 9 (18歳以上の方について) 親と離れて暮らした経験についておたずねします。 この方は、親と離れて別の世帯で暮らしたことがありますか。</p> <p>出入りを繰り返している場合は、最初に戻った時の年齢を記入して下さい。</p>	<p>1 親と離れ別の世帯に住んだことがある</p> <p>2 生まれてからずっと親と同居</p> <p>→ 問11へ</p> <p>問9-1 はじめて親と離れた理由(1つだけ)は</p> <p>1 入学・進学等 2 就職・転職・転勤等 3 結婚 4 住宅事情や通勤・通学の便など 5 親からの自立・独立 6 その他()</p> <p>問9-2 はじめて親と離れた年齢は () 歳</p> <p>問9-3 その後、親の世帯に戻りましたか。 1 ずっと親と別の世帯 2 親の世帯に戻った→()歳の時</p>	<p>1 親と離れ別の世帯に住んだことがある</p> <p>2 生まれてからずっと親と同居</p> <p>→ 問10へ</p> <p>問9-1 はじめて親と離れた理由(1つだけ)は</p> <p>1 入学・進学等 2 就職・転職・転勤等 3 結婚 4 住宅事情や通勤・通学の便など 5 親からの自立・独立 6 その他()</p> <p>問9-2 はじめて親と離れた年齢は () 歳</p> <p>問9-3 その後、親の世帯に戻りましたか。 1 ずっと親と別の世帯 2 親の世帯に戻った→()歳の時</p>
<p>問10 (世帯主以外の方について) この方は5年前の2019年(令和元年)7月1日にも、世帯主と同居していましたか。</p> <p>その日にたまたま旅行・入院等で不在だった方でも、不在の期間がおおむね3か月未満であれば、同居していたものとします。</p> <p>問10-2については、現在の都道府県と同じ場合でも、その都道府県名を記入して下さい。</p>	<p>5年前の2019(令和元)年7月1日に</p> <p>1 同居していた 2 同居しなかった</p> <p>3 まだ生まれていない</p> <p>→ 問11へ</p> <p>問10-1 世帯主と同居するようになった理由(1つだけ)は</p> <p>1 結婚 2 離婚 3 配偶者と死別 4 入学・卒業等 5 就職・転勤等 6 扶養・育児支援等 7 その他()</p> <p>問10-2 この方の5年前の居住地は</p> <p>1 現在の場所 → 都道府県名または外国名 2 他の場所 ()</p> <p>問10-3 この方の5年前の世帯の種類は</p> <p>1 集団的施設(学生寮、病院、老人ホーム等) 問 2 一人暮らし(アパート、会社の单身寮を含む) → 11 3 二人以上の世帯</p> <p>問10-4 この方の5年前の世帯の人数は この方を含めて()人</p> <p>問10-5 この方の5年前の世帯での続柄は</p> <p>1 世帯主 2 配偶者 3 子 4 子の配偶者 5 孫 6 孫の配偶者 7 世帯主の父母 8 配偶者の父母 9 祖父母 10 兄弟姉妹 11 その他の親族 12 恋人・友人等 13 その他</p> <p>→ 問11へ</p> <p>問10-6 この方と5年前に同居していた方すべてに○をつけて下さい。</p> <p>1 配偶者 2 子 3 子の配偶者 4 孫 5 孫の配偶者 6 世帯主の父母 7 配偶者の父母 8 祖父母 9 兄弟姉妹 10 その他の親族 11 恋人・友人等 12 その他</p>	<p>5年前の2019(令和元)年7月1日に</p> <p>1 同居していた 2 同居しなかった</p> <p>3 まだ生まれていない</p> <p>→ 問11へ</p> <p>問10-1 世帯主と同居するようになった理由(1つだけ)は</p> <p>1 結婚 2 離婚 3 配偶者と死別 4 入学・卒業等 5 就職・転勤等 6 扶養・育児支援等 7 その他()</p> <p>問10-2 この方の5年前の居住地は</p> <p>1 現在の場所 → 都道府県名または外国名 2 他の場所 ()</p> <p>問10-3 この方の5年前の世帯の種類は</p> <p>1 集団的施設(学生寮、病院、老人ホーム等) 問 2 一人暮らし(アパート、会社の单身寮を含む) → 11 3 二人以上の世帯</p> <p>問10-4 この方の5年前の世帯の人数は この方を含めて()人</p> <p>問10-5 この方の5年前の世帯での続柄は</p> <p>1 世帯主 2 配偶者 3 子 4 子の配偶者 5 孫 6 孫の配偶者 7 世帯主の父母 8 配偶者の父母 9 祖父母 10 兄弟姉妹 11 その他の親族 12 恋人・友人等 13 その他</p> <p>→ 問11へ</p> <p>問10-6 この方と5年前に同居していた方すべてに○をつけて下さい。</p> <p>1 配偶者 2 子 3 子の配偶者 4 孫 5 孫の配偶者 6 世帯主の父母 7 配偶者の父母 8 祖父母 9 兄弟姉妹 10 その他の親族 11 恋人・友人等 12 その他</p>

3 人 目	4 人 目	5 人 目
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">1 親と離れ別の世帯に住んだことがある</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">2 生まれてからずっと親と同居</div> </div> <p style="text-align: right;">→ 問10へ</p> <p>問9-1 はじめて親と離れた理由(1つだけ)は</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 入学・進学等 2 就職・転職・転勤等 3 結婚 4 住宅事情や通勤・通学の便など 5 親からの自立・独立 6 その他() </div> <p>問9-2 はじめて親と離れた年齢は () 歳</p> <p>問9-3 その後、親の世帯に戻りましたか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 ずっと親と別の世帯 2 親の世帯に戻った→()歳の時 </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">1 親と離れ別の世帯に住んだことがある</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">2 生まれてからずっと親と同居</div> </div> <p style="text-align: right;">→ 問10へ</p> <p>問9-1 はじめて親と離れた理由(1つだけ)は</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 入学・進学等 2 就職・転職・転勤等 3 結婚 4 住宅事情や通勤・通学の便など 5 親からの自立・独立 6 その他() </div> <p>問9-2 はじめて親と離れた年齢は () 歳</p> <p>問9-3 その後、親の世帯に戻りましたか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 ずっと親と別の世帯 2 親の世帯に戻った→()歳の時 </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">1 親と離れ別の世帯に住んだことがある</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">2 生まれてからずっと親と同居</div> </div> <p style="text-align: right;">→ 問10へ</p> <p>問9-1 はじめて親と離れた理由(1つだけ)は</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 入学・進学等 2 就職・転職・転勤等 3 結婚 4 住宅事情や通勤・通学の便など 5 親からの自立・独立 6 その他() </div> <p>問9-2 はじめて親と離れた年齢は () 歳</p> <p>問9-3 その後、親の世帯に戻りましたか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 ずっと親と別の世帯 2 親の世帯に戻った→()歳の時 </div>
<p>5年前の2019(令和元)年7月1日に</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">1 同居していなかった</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">2 同居していた</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">3 まだ生まれていない</div> </div> <p style="text-align: right;">→ 問11へ</p> <p>問10-1 世帯主と同居するようになった理由(1つだけ)は</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 結婚 2 離婚 3 配偶者と死別 4 入学・卒業等 5 就職・転勤等 6 扶養・育児支援等 7 その他() </div> <p>問10-2 この方の5年前の居住地は</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 現在の場所 → 都道府県名または外国名 2 他の場所 () </div> <p>問10-3 この方の5年前の世帯の種類は</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 集团的施設(学生寮、病院、老人ホーム等) 問 2 一人暮らし(アパート、会社の单身寮を含む) → 11 3 二人以上の世帯 </div> <p>問10-4 この方の5年前の世帯の人数はこの方を含めて()人</p> <p>問10-5 この方の5年前の世帯での続柄は</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 世帯主 2 配偶者 3 子 4 子の配偶者 5 孫 6 孫の配偶者 7 世帯主の父母 8 配偶者の父母 9 祖父母 10 兄弟姉妹 11 その他の親族 12 恋人・友人等 13 その他 </div> <p style="text-align: right;">→ 問11へ</p> <p>問10-6 この方と5年前に同居していた方すべてに○をつけて下さい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 配偶者 2 子 3 子の配偶者 4 孫 5 孫の配偶者 6 世帯主の父母 7 配偶者の父母 8 祖父母 9 兄弟姉妹 10 その他の親族 11 恋人・友人等 12 その他 </div>	<p>5年前の2019(令和元)年7月1日に</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">1 同居していなかった</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">2 同居していた</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">3 まだ生まれていない</div> </div> <p style="text-align: right;">→ 問11へ</p> <p>問10-1 世帯主と同居するようになった理由(1つだけ)は</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 結婚 2 離婚 3 配偶者と死別 4 入学・卒業等 5 就職・転勤等 6 扶養・育児支援等 7 その他() </div> <p>問10-2 この方の5年前の居住地は</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 現在の場所 → 都道府県名または外国名 2 他の場所 () </div> <p>問10-3 この方の5年前の世帯の種類は</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 集团的施設(学生寮、病院、老人ホーム等) 問 2 一人暮らし(アパート、会社の单身寮を含む) → 11 3 二人以上の世帯 </div> <p>問10-4 この方の5年前の世帯の人数はこの方を含めて()人</p> <p>問10-5 この方の5年前の世帯での続柄は</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 世帯主 2 配偶者 3 子 4 子の配偶者 5 孫 6 孫の配偶者 7 世帯主の父母 8 配偶者の父母 9 祖父母 10 兄弟姉妹 11 その他の親族 12 恋人・友人等 13 その他 </div> <p style="text-align: right;">→ 問11へ</p> <p>問10-6 この方と5年前に同居していた方すべてに○をつけて下さい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 配偶者 2 子 3 子の配偶者 4 孫 5 孫の配偶者 6 世帯主の父母 7 配偶者の父母 8 祖父母 9 兄弟姉妹 10 その他の親族 11 恋人・友人等 12 その他 </div>	<p>5年前の2019(令和元)年7月1日に</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">1 同居していなかった</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">2 同居していた</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">3 まだ生まれていない</div> </div> <p style="text-align: right;">→ 問11へ</p> <p>問10-1 世帯主と同居するようになった理由(1つだけ)は</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 結婚 2 離婚 3 配偶者と死別 4 入学・卒業等 5 就職・転勤等 6 扶養・育児支援等 7 その他() </div> <p>問10-2 この方の5年前の居住地は</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 現在の場所 → 都道府県名または外国名 2 他の場所 () </div> <p>問10-3 この方の5年前の世帯の種類は</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 集团的施設(学生寮、病院、老人ホーム等) 問 2 一人暮らし(アパート、会社の单身寮を含む) → 11 3 二人以上の世帯 </div> <p>問10-4 この方の5年前の世帯の人数はこの方を含めて()人</p> <p>問10-5 この方の5年前の世帯での続柄は</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 世帯主 2 配偶者 3 子 4 子の配偶者 5 孫 6 孫の配偶者 7 世帯主の父母 8 配偶者の父母 9 祖父母 10 兄弟姉妹 11 その他の親族 12 恋人・友人等 13 その他 </div> <p style="text-align: right;">→ 問11へ</p> <p>問10-6 この方と5年前に同居していた方すべてに○をつけて下さい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1 配偶者 2 子 3 子の配偶者 4 孫 5 孫の配偶者 6 世帯主の父母 7 配偶者の父母 8 祖父母 9 兄弟姉妹 10 その他の親族 11 恋人・友人等 12 その他 </div>

(次のページに続きます)

質 問	1 人 目 (世帯主)	2 人 目																																																						
問11 (18歳以上の方について) 健康状態について おたずねします。	この方の 健康状態 は 1 健康で介助や介護の必要はない 2 健康とは言い切れないが、日常生活に支障はない 3 日常生活の一部に手助けが必要 4 寝たきり、または全面的に介助が必要 5 入院中	この方の 健康状態 は 1 健康で介助や介護の必要はない 2 健康とは言い切れないが、日常生活に支障はない 3 日常生活の一部に手助けが必要 4 寝たきり、または全面的に介助が必要 5 入院中																																																						
問12 この方にはお子さんがいますか。 生存しているお子さんがいない場合は、 問13 に進んで下さい。 該当するお子さんがいない場合は、 0 を記入してください。 「既婚」には、有配偶、死別、離別を含みます。	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">1 子供がいる</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">2 子供はいない</div> </div> <p style="text-align: right;">→ 問13へ</p> <p>問12-1 お子さんの男女、年齢別に人数を教えてください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">男</th> <th style="text-align: center;">女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18歳未満</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> </tr> <tr> <td>18歳以上</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>問12-2 既に結婚しているお子さんは何人ですか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">男</th> <th style="text-align: center;">女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未婚</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> </tr> <tr> <td>既婚</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>問12-3 お子さんの中で、この世帯と別の世帯で暮らしている方はいますか。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">1 別居している子供がいる</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">2 全員が同居</div> </div> <p style="text-align: right;">→ 問13へ</p> <p>問12-4 別居しているお子さんはどちらにお住まいですか。 2人以上いる場合は、一番近くに住んでいるお子さんについて</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>1 同じ敷地</td> <td>4 同じ都道府県</td> </tr> <tr> <td>2 とおり近所</td> <td>5 他の都道府県</td> </tr> <tr> <td>3 同じ市区町村</td> <td>6 外国</td> </tr> </tbody> </table>		男	女	18歳未満	() 人	() 人	18歳以上	() 人	() 人	合計	() 人	() 人		男	女	未婚	() 人	() 人	既婚	() 人	() 人	1 同じ敷地	4 同じ都道府県	2 とおり近所	5 他の都道府県	3 同じ市区町村	6 外国	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">1 子供がいる</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">2 子供はいない</div> </div> <p style="text-align: right;">→ 問13へ</p> <p>問12-1 お子さんの男女、年齢別に人数を教えてください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">男</th> <th style="text-align: center;">女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18歳未満</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> </tr> <tr> <td>18歳以上</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>問12-2 既に結婚しているお子さんは何人ですか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">男</th> <th style="text-align: center;">女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未婚</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> </tr> <tr> <td>既婚</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> <td style="text-align: center;">() 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>問12-3 お子さんの中で、この世帯と別の世帯で暮らしている方はいますか。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">1 別居している子供がいる</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">2 全員が同居</div> </div> <p style="text-align: right;">→ 問13へ</p> <p>問12-4 別居しているお子さんはどちらにお住まいですか。 2人以上いる場合は、一番近くに住んでいるお子さんについて</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>1 同じ敷地</td> <td>4 同じ都道府県</td> </tr> <tr> <td>2 とおり近所</td> <td>5 他の都道府県</td> </tr> <tr> <td>3 同じ市区町村</td> <td>6 外国</td> </tr> </tbody> </table>		男	女	18歳未満	() 人	() 人	18歳以上	() 人	() 人	合計	() 人	() 人		男	女	未婚	() 人	() 人	既婚	() 人	() 人	1 同じ敷地	4 同じ都道府県	2 とおり近所	5 他の都道府県	3 同じ市区町村	6 外国
	男	女																																																						
18歳未満	() 人	() 人																																																						
18歳以上	() 人	() 人																																																						
合計	() 人	() 人																																																						
	男	女																																																						
未婚	() 人	() 人																																																						
既婚	() 人	() 人																																																						
1 同じ敷地	4 同じ都道府県																																																							
2 とおり近所	5 他の都道府県																																																							
3 同じ市区町村	6 外国																																																							
	男	女																																																						
18歳未満	() 人	() 人																																																						
18歳以上	() 人	() 人																																																						
合計	() 人	() 人																																																						
	男	女																																																						
未婚	() 人	() 人																																																						
既婚	() 人	() 人																																																						
1 同じ敷地	4 同じ都道府県																																																							
2 とおり近所	5 他の都道府県																																																							
3 同じ市区町村	6 外国																																																							
問13 (18歳以上の方について) この方のご両親について おたずねします。 2～3を選んだ方は、ご両親が居住している都道府県名または外国名を記入して下さい。	この方のご両親は現在どのような世帯で暮らしていますか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">父 親</th> <th style="text-align: center;">母 親</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 この世帯に同居</td> <td>1 この世帯に同居</td> </tr> <tr> <td>2 施設（病院・老人ホーム等） → 県名または外国名 ()</td> <td>2 施設（病院・老人ホーム等） → 県名または外国名 ()</td> </tr> <tr> <td>3 施設以外 → 県名または外国名 ()</td> <td>3 施設以外 → 県名または外国名 ()</td> </tr> <tr> <td>4 死亡 → 死亡年月 1 西暦 2 令和 4 昭和 3 平成 5 大正 () 年 () 月</td> <td>4 死亡 → 死亡年月 1 西暦 2 令和 4 昭和 3 平成 5 大正 () 年 () 月</td> </tr> </tbody> </table>	父 親	母 親	1 この世帯に同居	1 この世帯に同居	2 施設（病院・老人ホーム等） → 県名または外国名 ()	2 施設（病院・老人ホーム等） → 県名または外国名 ()	3 施設以外 → 県名または外国名 ()	3 施設以外 → 県名または外国名 ()	4 死亡 → 死亡年月 1 西暦 2 令和 4 昭和 3 平成 5 大正 () 年 () 月	4 死亡 → 死亡年月 1 西暦 2 令和 4 昭和 3 平成 5 大正 () 年 () 月	この方のご両親は現在どのような世帯で暮らしていますか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">父 親</th> <th style="text-align: center;">母 親</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 この世帯に同居</td> <td>1 この世帯に同居</td> </tr> <tr> <td>2 施設（病院・老人ホーム等） → 県名または外国名 ()</td> <td>2 施設（病院・老人ホーム等） → 県名または外国名 ()</td> </tr> <tr> <td>3 施設以外 → 県名または外国名 ()</td> <td>3 施設以外 → 県名または外国名 ()</td> </tr> <tr> <td>4 死亡 → 死亡年月 1 西暦 2 令和 4 昭和 3 平成 5 大正 () 年 () 月</td> <td>4 死亡 → 死亡年月 1 西暦 2 令和 4 昭和 3 平成 5 大正 () 年 () 月</td> </tr> </tbody> </table>	父 親	母 親	1 この世帯に同居	1 この世帯に同居	2 施設（病院・老人ホーム等） → 県名または外国名 ()	2 施設（病院・老人ホーム等） → 県名または外国名 ()	3 施設以外 → 県名または外国名 ()	3 施設以外 → 県名または外国名 ()	4 死亡 → 死亡年月 1 西暦 2 令和 4 昭和 3 平成 5 大正 () 年 () 月	4 死亡 → 死亡年月 1 西暦 2 令和 4 昭和 3 平成 5 大正 () 年 () 月																																		
父 親	母 親																																																							
1 この世帯に同居	1 この世帯に同居																																																							
2 施設（病院・老人ホーム等） → 県名または外国名 ()	2 施設（病院・老人ホーム等） → 県名または外国名 ()																																																							
3 施設以外 → 県名または外国名 ()	3 施設以外 → 県名または外国名 ()																																																							
4 死亡 → 死亡年月 1 西暦 2 令和 4 昭和 3 平成 5 大正 () 年 () 月	4 死亡 → 死亡年月 1 西暦 2 令和 4 昭和 3 平成 5 大正 () 年 () 月																																																							
父 親	母 親																																																							
1 この世帯に同居	1 この世帯に同居																																																							
2 施設（病院・老人ホーム等） → 県名または外国名 ()	2 施設（病院・老人ホーム等） → 県名または外国名 ()																																																							
3 施設以外 → 県名または外国名 ()	3 施設以外 → 県名または外国名 ()																																																							
4 死亡 → 死亡年月 1 西暦 2 令和 4 昭和 3 平成 5 大正 () 年 () 月	4 死亡 → 死亡年月 1 西暦 2 令和 4 昭和 3 平成 5 大正 () 年 () 月																																																							

問14 あなた（世帯主）の世帯の経験についておたずねします。

(1) あなたは、5年前の2019(令和元)年7月1日にも世帯主でしたか。

1 5年前には世帯主ではなかった 2 5年前も世帯主だった → 問15 へ

(2) 5年前にあなたが住んでいた世帯の種類は、次のどれですか。

1 集団的施設（学生寮、病院、老人ホーム等）
2 二人以上の世帯

→ ご協力ありがとうございました。調査票は回収用の封筒に入れ、密封した上で調査員にお渡しいただくか郵送して下さい。

(3) 5年前の世帯人員は何人でしたか。

あなたを含めて () 人

(4) 5年前の世帯主は、あなたから見るとどのような続柄ですか。

1 配偶者	4 孫	7 配偶者の父母	10 その他の親族
2 子	5 孫の配偶者	8 祖父母	11 恋人・友人等
3 子の配偶者	6 あなたの父母	9 兄弟姉妹	12 その他

(5) あなたが世帯主になったとき、前世帯主の状態は次のどれに当たりますか。

1 あなたと同居していた 2 あなたと別居していた 3 死亡していた

問15 5年前にあなたと同居していた方で、現在は同居していない方はいますか。

1 同居していない人がいる () 人 2 全員があなたと同居している

5年前の同居者のうち、現在は同居していない方全員について下記の欄にお答え下さい。同じ方が出入りを繰り返している場合、最後に出た時のことを記入して下さい。

	同居していない人 1人目	同居していない人 2人目	同居していない人 3人目	同居していない人 4人目	同居していない人 5人目
あなたとの続柄 5年前のあなた(現在の世帯主)からみた続柄を記入して下さい。	1 配偶者 2 子 3 子の配偶者 4 孫 5 孫の配偶者 6 あなたの父母 7 配偶者の父母 8 祖父母 9 兄弟姉妹 10 その他の親族 11 恋人・友人等 12 その他	1 配偶者 2 子 3 子の配偶者 4 孫 5 孫の配偶者 6 あなたの父母 7 配偶者の父母 8 祖父母 9 兄弟姉妹 10 その他の親族 11 恋人・友人等 12 その他	1 配偶者 2 子 3 子の配偶者 4 孫 5 孫の配偶者 6 あなたの父母 7 配偶者の父母 8 祖父母 9 兄弟姉妹 10 その他の親族 11 恋人・友人等 12 その他	1 配偶者 2 子 3 子の配偶者 4 孫 5 孫の配偶者 6 あなたの父母 7 配偶者の父母 8 祖父母 9 兄弟姉妹 10 その他の親族 11 恋人・友人等 12 その他	1 配偶者 2 子 3 子の配偶者 4 孫 5 孫の配偶者 6 あなたの父母 7 配偶者の父母 8 祖父母 9 兄弟姉妹 10 その他の親族 11 恋人・友人等 12 その他
性別・年齢	1 男 2 女 別居(死亡)時の年齢 ()歳				
別居(死亡)する直前の結婚経験	1 未婚(幼児含む) 2 有配偶 3 死別 4 離別				
現在同居していない理由(1つだけ)および現在の居住地 2~8を選んだ方は、現在の都道府県名または外国名を記入して下さい。	1 死亡 2 結婚 3 配偶者と死別 4 離婚 5 入学・卒業等 6 就職・転勤等 7 病気・病弱 8 その他 ↓ 都道府県名または外国名 ()	1 死亡 2 結婚 3 配偶者と死別 4 離婚 5 入学・卒業等 6 就職・転勤等 7 病気・病弱 8 その他 ↓ 都道府県名または外国名 ()	1 死亡 2 結婚 3 配偶者と死別 4 離婚 5 入学・卒業等 6 就職・転勤等 7 病気・病弱 8 その他 ↓ 都道府県名または外国名 ()	1 死亡 2 結婚 3 配偶者と死別 4 離婚 5 入学・卒業等 6 就職・転勤等 7 病気・病弱 8 その他 ↓ 都道府県名または外国名 ()	1 死亡 2 結婚 3 配偶者と死別 4 離婚 5 入学・卒業等 6 就職・転勤等 7 病気・病弱 8 その他 ↓ 都道府県名または外国名 ()

ご協力ありがとうございました。調査票は回収用の封筒に入れ、密封した上で調査員にお渡しいただくか郵送して下さい。

2024 年社会保障・人口問題基本調査

第 9 回世帯動態調査

記入の手引き

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 6 階

第 9 回世帯動態調査コールセンター 0120-234-961

1. 調査について

○世帯動態調査とは？

この調査は、全国の各世帯がどのように形成され、変化したかという世帯動態について調べる全国標本調査で、5年ごとに実施されてきました。今回は9回目にあたります。

○調査の目的

国や自治体では、さまざまな施策を実施するにあたって、住民の方々のおかれた状況や問題を把握しておかなくてはなりません。近年、少子高齢化により高齢者を含む世帯、特に高齢者の単身世帯が増加するなど、国民の生活単位である世帯は急速に変化しており、厚生労働行政を進める上で世帯の実態を正確に把握することは重要な課題になっています。

この調査は、各世帯がどのように形成され、変化したかという世帯変動の実態と要因を調べるために行います。このような世帯の実態とその変化に関する調査結果は、国や自治体などが行う行政の社会サービス施策の基礎資料として役立てられます。また、この調査の結果は、将来の世帯数を推計するための基礎資料となっており、国や多くの自治体で今後の行政計画を作成するためにも利用されています。

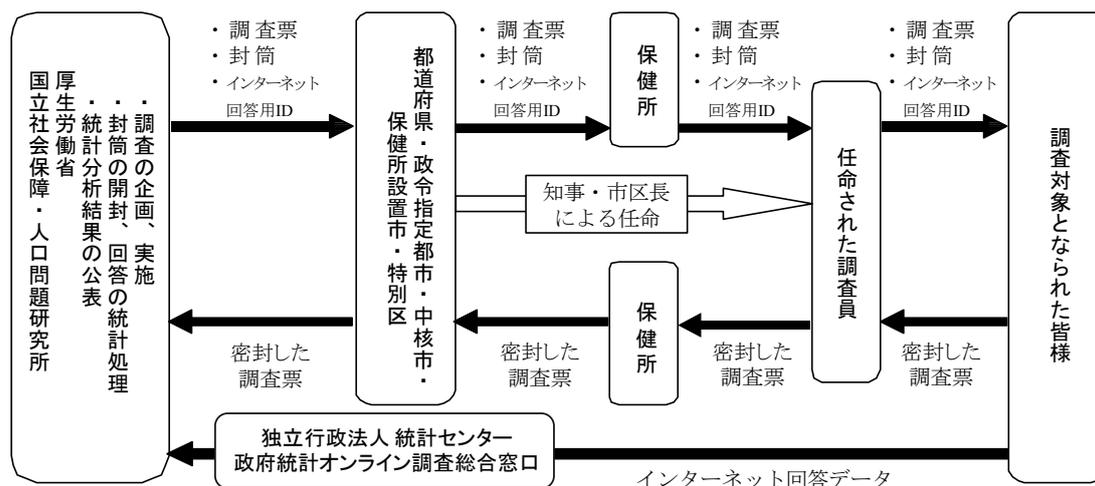
○調査の対象

この調査は、全国から無作為に選ばれた地域にお住まいの方々を対象としており、世帯主の皆様は7月1日現在の事実についてお答えいただくものです。

調査結果を正確なものとするために、調査対象となったすべての方にご回答いただくことが非常に重要です。皆様のご協力をお願いいたします。

○調査の仕組み

この調査は、国立社会保障・人口問題研究所（厚生労働省の施設等機関）が、統計法に基づく総務大臣の承認を受けて、国、都道府県（または政令指定都市、中核市、保健所設置市、特別区）、地域の保健所と連携して実施します。調査では、知事（または市長、区長）から任命された調査員が皆様のお宅にうかがい、調査票ならびにインターネット回答用のID・パスワードを配布します。皆様には、紙の調査票での回答か、インターネットでの回答かのいずれかを選んでいただきます。紙の調査票に回答いただいた場合は、再訪する調査員にお渡しいただくか、水色の専用封筒にて郵送してください。



○プライバシー・個人情報の保護について

この調査票上の回答はすべて統計を作成する目的だけに用いられ、それ以外の使用は「統計法」という法律で固く禁じられています。皆様に回答いただき回収用封筒に密封された調査票は、調査員が回収した後も開封されることなく国立社会保障・人口問題研究所に届けられ、その後は厳重な管理の下に置かれます。また、インターネットでの回答は、セキュリティが守られた専用サイトで管理されます。どの回答方法で得られたデータであっても、統計を作成する過程で個人を特定する情報はすべて除去されます。したがって、個人情報ももれることはありません。

お伺いした調査員は、この調査の期間中、都道府県知事（または市長・区長）に任命された地方公務員として調査活動にあっています。調査員が調査の内容を他にもらしたときは懲役又は罰金に処されるなど、その秘密は厳しく守られるようになっています。

○調査結果の利活用について

世帯動態調査はこれまでに8回実施されました。過去の調査結果は、将来の世帯数を推計するための基礎資料となっており、国や自治体の施策に資する資料として用いられています。例えば、厚生労働省の社会保障審議会や中央社会保険医療協議会をはじめ、経済産業省や国土交通省などの審議会の場で基礎資料として用いられてきました。また、「厚生労働白書」、「高齢社会白書」といった白書でも利用されています。

○その他のお問い合わせ

回答方法などについてのお問合せは、下記コールセンターにおたずねください。また、本調査の詳細情報、これまでの調査結果、よくあるお問い合わせなどについては、インターネット上に世帯動態調査のホームページを開設して紹介していますので、あわせてご参照下さい。

第9回世帯動態調査コールセンター

0120-234-961

第9回世帯動態調査ホームページアドレス（対象者用）

<https://www.ipss.go.jp/dotai9>

調査にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

2. 主な用語の定義

世帯

7月1日現在、住居と生計をともにしている方の集まり、または、独立して住居を維持し、生計を営むひとり暮らしの方のことをいいます。

世帯員

7月1日現在、世帯に在住している方、本来その世帯で生活すべき方のことです。出稼ぎ、旅行、入院等で一時的に不在の方も世帯員に含まれますが、3ヶ月以上にわたって世帯を離れている方は世帯員から除かれます。

世帯主

この世帯に住んでいる方のなかで、世帯側が世帯主として申告した方です。住民登録上の世帯主や、戸籍の筆頭者と一致していなくても構いません。

3. 記入上のお願い

(1) 回答者について

- ・ この調査票は、世帯主の方に7月1日現在の事実についてお答えいただくものです。
- ・ 世帯主が病気その他の理由で調査票に記入することができない場合には、代わりの方に記入していただいても結構です。ただし、代わりの方が記入する場合には、世帯主の立場での回答を記入してください。

(2) 記入の仕方について

- ・ あてはまる数字に○をつけ、()には適当な数字や都道府県名などをご記入ください。特に指示がない限り、○は1つだけ付けてください。

(3) 主な質問項目の注意点

〔問ごとの注意事項〕

問1 (1) 住宅の種類については、以下の説明を参考にして下さい。なお、賃貸料を支払っている場合には選択肢3～5を選んで下さい。何かの理由で賃貸料を支払っていない場合でも、持ち家でなければ、住宅の所有形態にあわせて該当する番号を選んで下さい。

「1 持ち家（一戸建て）」「2 持ち家（マンションなどの共同住宅）」とは、そこに居住している世帯が所有している住宅です。最近建築、購入または相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合や、分割払いの分譲住宅などで住宅ローンの支払いが完了していない場合も含まれます。

「3 都道府県営・市町村営・UR（公団）・公社などの賃貸住宅」とは、その世帯の借りている住宅が、住宅公社や自治体などが所有または管理・運営する住宅で「5 社宅・公務員住宅などの給与住宅」でない場合を言います。

「4 民営の賃貸住宅」とは、その世帯の借りている住宅が「3 都道府県営・市町村営・UR（公団）・公社などの賃貸住宅」および「5 社宅・公務員住宅などの給与住宅」でない場合を言います。

「5 社宅・公務員住宅などの給与住宅」とは、勤務先の会社・官公庁・団体などの所有または管理する住宅に、職務の都合上または給与の一部として居住している住宅を言います。給与住宅には会社等の独身寮や寄宿舎等も含まれます。

「6 その他」には間借りを含まれます。間借りとは、他の世帯が住んでいる住宅の一部を借りて住んでいる場合を言います。

(2) 5年前の2019（令和元）年7月1日にふだん住んでいた場所が現在と同じ場合には選択肢1～2を選んで下さい。たとえば、2019年7月1日の時点では、住宅の建て替えや出張、旅行などにより一時的に別の場所にも、不在となってから3ヶ月未満で現在の場所に戻った場合には、現在の場所に住んでいたとして下さい。

(3) 住宅の種類については、(1)の説明を参考にして下さい。

問2 世帯員数は世帯主も含めた人数です。出張、旅行、入院等で現在は不在でも、不在となってから3ヶ月未満で戻る人（予定を含む）はこの世帯の世帯員数に含めます。

問3 出生年月については、7ページの「参考表1 年号早見表」を参考にして下さい。

問4 世帯主との続柄については調査票の通りですが、次の点に注意して下さい。

- | | | |
|----|--------|-------------------------------------|
| 1 | 世帯主 | 世帯主ご自身です。 |
| 2 | 配偶者 | 世帯主の妻または夫を指します。 |
| 3 | 子 | 世帯主の子で、養子や連れ子を含みます。 |
| 4 | 子の配偶者 | 世帯主の子の配偶者を指します。 |
| 5 | 孫 | 世帯主の孫で、世帯主の連れ子の子、世帯主の子の連れ子を含みます。 |
| 6 | 孫の配偶者 | 世帯主の孫の配偶者を指します。 |
| 7 | 世帯主の父母 | 世帯主の継父母・養父母を含みます。 |
| 8 | 配偶者の父母 | 配偶者の継父母・養父母を含みます。 |
| 9 | 祖父母 | 世帯主および配偶者の祖父母や継祖父母・養祖父母を含みます。 |
| 10 | 兄弟姉妹 | 世帯主および配偶者の兄弟姉妹で、異父兄弟姉妹と異母兄弟姉妹を含みます。 |
| 11 | その他の親族 | 1～10以外の親族をいいます。 |
| 12 | 恋人・友人等 | ふだんからこの世帯に住んでいる友人や同棲している恋人などをいいます。 |
| 13 | その他 | 同じ世帯内の使用人、同居人、下宿人などをいいます。 |

問5 生存しているきょうだいには異父兄弟姉妹と異母兄弟姉妹を含みますが、義理のきょうだい（配偶者のきょうだい）は含めません。

問6 結婚の経験とは現在の配偶関係のことです。届け出の有無に関わらず実際の状態にもとづいて記入して下さい。

- 1 「未婚」とは、まだ結婚したことがない方をいいます。未婚には乳幼児なども含みます。
- 2 「有配偶」とは、現在結婚している方です。
- 3 「死別」とは、配偶者と死別し、再婚していない方です。
- 4 「離別」とは、離婚し、その後再婚していない方です。

問7 在学中（中退を含む）又は卒業した教育施設については、8ページの「参考表2 教育施設の種類」を参考にして下さい。

問8 就業の状態については、以下の説明を参考にして下さい。2つ以上の仕事をしている場合は、主な仕事（1つ）について記入してください。育児休暇などで長期休暇中の方も雇用契約上の地位に○をつけて下さい。

- 1 自営業主・家族従業者 … 商店主・工場主・農業主・開業医・弁護士・著述家・行商従事者など、自ら事業を行っている人、ならびにそれを手伝っている家族をいいます。個人事業主やフリーランスを含みます。
- 2 雇われている（常勤） … 会社・団体・官公庁・商店などに1年以上の契約又は雇用期間の定めなく雇われている人をいいます。
- 3 雇われている（パート・アルバイト） … 日雇いや月単位などの契約で雇われている人をいいます。また、家庭で内職している人も含みます。
- 4 会社などの役員 … 会社や団体の社長・総裁・理事・監事・役員、議員や自治体の長などをいいます。ただし、自営業主に当たる人は含みません。

職業については、9ページの「参考表3 職業の種類」を参考にして下さい。

問9 「親と離れ別の世帯に住む」とは、両親と住居または生計を別にする生活が3ヶ月以上にわたって続くことをいいます。従って、3ヶ月未満の旅行や入院などは、親と別の世帯に住んだことになりません。また、父母のどちらかが別の世帯に住んでいても、もう一方の親と同居していたのであれば、やはり親と別の世帯に住んだことになりません。

親と子が別の世帯に住むには、親がもとの世帯に残る場合、子がもとの世帯に残る場合、親子とももとの世帯を出る場合のいずれもあり得ます。たとえば父親がすでに亡くなっており、母親が3ヶ月以上にわたって入院し、子がもとの世帯に残った場合も、親と子が別の世帯に住んだことになります。

問9-1 親と離れた理由については、以下の説明を参考にして下さい。

- 1 入学・進学等 … 卒業、転校、留学など、教育に関わる全ての理由を含みます。
- 2 就職・転職・転勤等 … 求職、出向、退職、失業など、職業に関わる全ての理由を含みます。

問10-1 世帯主と同居するようになった理由は、回答者である世帯主の側の理由、対象となっている世帯員の側の理由のどちらの場合もあり得ます。たとえば、世帯主の子が、離婚によって親である世帯主の世帯に戻って来た場合、(世帯員の)離婚が同居するようになった理由ということになります。また、母親と別居していた子が離婚して、母親の世帯に戻り、子が世帯主になった場合、(世帯主の)離婚が同居の理由ということになります。どちらの場合も、「2 離婚」に○をつけて下さい。

問10-3 世帯の種類については、以下の説明を参考にして下さい。

- 1 集団的施設 … 学生寮、病院、老人ホーム、自衛隊の宿舎、刑務所等の矯正施設などに3ヶ月以上にわたって住んでいた場合をいいます。
- 2 一人暮らし … 持家・借家、一戸建て・集合住宅などの住宅の種類に関係なく、世帯員が一人の場合をいいます。会社の单身寮(独身寮)の一人部屋に住んでいる場合を含みます。

問10-5、問10-6の続柄については、問4の説明を参照して下さい。

問12 「子供」には養子や連れ子を含みます。生存しているお子さんだけが該当します。亡くなったお子さんや、妊娠中でまだ生まれていないお子さんは該当しません。

問12-2 「既婚」とは「未婚ではない」ということですから、「有配偶」「死別」「離別」を含みます。配偶関係については、問6の説明を参照して下さい。

問13 継父母・養父母などがあるため父親または母親が2人以上いらっしゃる場合、どちらの方について書いていただくかは回答者の自由です。ただし義理の親(配偶者の親)ではなく、あくまで本人の親について答えて下さい。また、選択肢2「施設」は、病院、老人ホーム、自衛隊の宿舎、刑務所等の矯正施設などに3ヶ月以上にわたって住んでいる場合に該当します。

問14(2)の選択肢1「集団的施設」は、学生寮、病院、老人ホーム、自衛隊の宿舎、刑務所等の矯正施設などに3ヶ月以上にわたって住んでいた場合に該当します。

問14(4)、問15の続柄については、問4の説明を参照して下さい。

問15 「現在同居していない理由」は、回答者である世帯主の側の理由、対象となっている「同居していない人」（もと世帯員）の側の理由のどちらの場合もあり得ます。たとえば1人目の「同居していない人」が世帯主の子で、結婚によって世帯を出た場合、（「同居していない人」の）結婚が現在同居していない理由ということになります。また、1人目の「同居していない人」が世帯主の親で、世帯主が結婚して親の世帯を出た場合、（世帯主の）結婚が現在同居していない理由ということになります。どちらの場合も、「2 結婚」に○をつけて下さい。

4. 参考表

参考表1 年号早見表

満年齢	干支	年号	西暦	満年齢	干支	年号	西暦	満年齢	干支	年号	西暦
105歳	未	大正8年	1919年	69歳	未	昭和30年	1955	33歳	未	平成3年	1991
104	申	9	1920	68	申	31	1956	32	申	4	1992
103	酉	10	1921	67	酉	32	1957	31	酉	5	1993
102	戌	11	1922	66	戌	33	1958	30	戌	6	1994
101	亥	12	1923	65	亥	34	1959	29	亥	7	1995
100	子	13	1924	64	子	35	1960	28	子	8	1996
99	丑	14	1925	63	丑	36	1961	27	丑	9	1997
98	寅	15	1926	62	寅	37	1962	26	寅	10	1998
		昭和元年		61	卯	38	1963	25	卯	11	1999
97	卯	2	1927	60	辰	39	1964	24	辰	12	2000
96	辰	3	1928	59	巳	40	1965	23	巳	13	2001
95	巳	4	1929	58	午	41	1966	22	午	14	2002
94	午	5	1930	57	未	42	1967	21	未	15	2003
93	未	6	1931	56	申	43	1968	20	申	16	2004
92	申	7	1932	55	酉	44	1969	19	酉	17	2005
91	酉	8	1933	54	戌	45	1970	18	戌	18	2006
90	戌	9	1934	53	亥	46	1971	17	亥	19	2007
89	亥	10	1935	52	子	47	1972	16	子	20	2008
88	子	11	1936	51	丑	48	1973	15	丑	21	2009
87	丑	12	1937	50	寅	49	1974	14	寅	22	2010
86	寅	13	1938	49	卯	50	1975	13	卯	23	2011
85	卯	14	1939	48	辰	51	1976	12	辰	24	2012
84	辰	15	1940	47	巳	52	1977	11	巳	25	2013
83	巳	16	1941	46	午	53	1978	10	午	26	2014
82	午	17	1942	45	未	54	1979	9	未	27	2015
81	未	18	1943	44	申	55	1980	8	申	28	2016
80	申	19	1944	43	酉	56	1981	7	酉	29	2017
79	酉	20	1945	42	戌	57	1982	6	戌	30	2018
78	戌	21	1946	41	亥	58	1983	5	亥	31	2019
77	亥	22	1947	40	子	59	1984			令和元年	
76	子	23	1948	39	丑	60	1985	4	子	2	2020
75	丑	24	1949	38	寅	61	1986	3	丑	3	2021
74	寅	25	1950	37	卯	62	1987	2	寅	4	2022
73	卯	26	1951	36	辰	63	1988	1	卯	5	2023
72	辰	27	1952	35	巳	64	1989	0	辰	6	2024
71	巳	28	1953			平成元年					
70	午	29	1954	34	午	2	1990				

※満年齢は、今年(2024年)の誕生日を迎えたときの年齢です。

参考表 2 教育施設の分類

教育施設の区分	含まれる教育施設の例
1. 小学校・新制中学	国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 高等小学校 通信講習所普通科 青年学校の普通科 実業補習学校 新制の中学校 中等教育学校の前期課程 盲学校・ろう学校・養護学校の中等部
2. 旧制中学・新制高校	旧看護学校 准看護婦(師等)養成施設 旧制の中学校、高等女学校、実業学校およびそれらの補習科・専攻科、青年学校の本科 陸海軍行員養成所 師範学校の予科・一部・二部 鉄道教習所の中等部・普通部(昭和24年までの卒業生) 通信講習所高等科 陸軍幼年学校 海軍甲種・乙種飛行予科練習生 保母養成所(旧制中卒を入学資格とする修業年限2年以上) 新制の高等学校 中等教育学校の後期課程 盲学校・ろう学校・養護学校の高等部
3. 専修学校(高卒後)	各種の専修学校
4. 高専・短大	旧制の高等学校 大学予科 高等師範学校 師範学校本科(昭和21年からの卒業生) 高等通信講習所本科 陸軍士官学校 海軍兵学校 水産講習所本科(昭和27年までの卒業生) 短期大学 高等専門学校(新制) 都道府県立農業講習所 看護婦(師等)養成施設 保母(保育士)養成施設 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> } 新制高校卒業を入学資格とする 修業年限2年以上のもの </div>
5. 大学・大学院	大学、大学院 航空大学校 防衛大学校、防衛医科大学校 海上保安大学校本科 水産大学校 国立工業教員養成所

参考表3 職業の分類

職業の区分	含まれる職業の例
1. 管理職	議員、自治体の長、取締役、理事・監事、支店長、部・課長
2. 専門・技術	科学研究者、技術者、医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、裁判官、弁護士、教員、保育士、記者、編集者、画家、著述家、写真家、音楽家、舞台芸術家
3. 事務	一般事務員、会計事務員、生産関連事務員、営業・販売事務員、外務事務員（集金人など）、パソコン等事務用機器操作員
4. 販売	小売店主、販売店員、販売外交員、不動産仲介人、保険代理・仲立人、食品・医薬品・機械器具・金融保険等各種営業職
5. サービス	介護・看護助手、理容師・美容師、クリーニング、家政婦、ベビーシッター、調理人、飲食店主・店長、飲食物給仕人、接客社交係、芸者・ダンサー、ビル等管理人、荷物一時預り人、物品賃貸、旅行・観光ガイド
6. 保安	警察官、自衛官、消防員、警備員
7. 農林漁業	農耕、養畜、造園、育林、伐木・造材・集材、漁労船の船長・航海士・機関士、水産養殖
8. 生産工程	金属工作・プレス・彫刻・表面処理・溶接工、板金工、鋳物製造・鍛造工、紡織・衣服・繊維製品生産工、ゴム・プラスチック製品生産工、印刷・製本工、各種機器組立作業、組立設備制御・監視作業、機械整備・修理、製品検査作業、塗装工、アニメーター、POPライター、看板書き、写真焼付・引伸し・修整、製図工、トレース工、現図型取工、CADオペレーター
9. 輸送・機械運転	鉄道運転従事者、自動車運転従事者、船舶・航空機運転従事者、発電員、ボイラーオペレーター、建設機械運転者
10. 建設・採掘	建設作業、電気工事作業、土木作業、採掘作業
11. 運搬・清掃・包装等	清掃員、ごみ・し尿処理、産業廃棄物処理作業員、船内・沿岸・陸上荷役・運搬作業、倉庫作業、郵便・荷物・商品の配達員・集配人、ラッピング工、菓子・薬品包装工、セメント袋詰工、ラベルはり工、食器洗い人、学校用務員



政府統計

2024年社会保障・人口問題基本調査

『第9回世帯動態調査』

ご協力のお願い

「令和6年国民生活基礎調査」の後続調査を実施します

- 皆さまがお住まいの地域で、**国立社会保障・人口問題研究所**の調査を実施することになりました。
- 調査では 令和6（2024）年7月1日（月）現在 のことをおたずねします。
- 回答された事柄は厳しく秘密が守られ、統計を作成するためだけに用いられます。その他の目的に用いることは決してありません。
- この「調査のお知らせ」に掲載した調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力をお願いします。

回答方法をいずれか1つお選びください。

- ① 同封の調査票に記入し、調査員に渡す
→ 下記の時間に調査員が再訪した際に、お渡しください。
- ② インターネットで回答
→ 「インターネット回答の利用者情報」にしたがって 7月8日（月）までにご回答ください。
- ③ 同封の調査票に記入し、郵送
→ 調査員から受け取った郵送提出用封筒に入れ、7月8日（月）までに国立社会保障・人口問題研究所に到着するよう 投函してください。

____月 ____日（ ____ ） 午前・午後 ____時 ____分ごろ

ご回答いただいた調査票を回収するために、調査員がお伺いします。

※7月8日（月）までにインターネットで回答または郵送で提出いただいたことを確認できた場合、調査員は訪問いたしません。

調査についてのお問合せは
第9回世帯動態調査コールセンター



0120-234-961

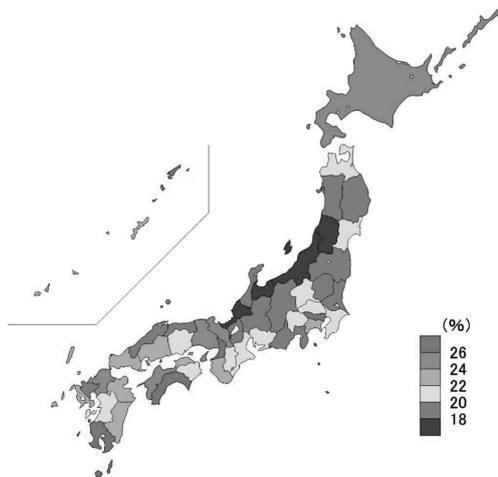
設置期間： 令和6年6月10日（月）～令和6年8月9日（金）
受付時間： 午前9時～午後5時（土日・祝日もご利用いただけます）

保健所記入欄



国立社会保障・人口問題研究所

調査結果の活用例



国立社会保障・人口問題研究所は厚生労働省の研究機関であり、この調査を含む調査研究事業は、研究所の事業だけでなく、厚生労働省をはじめとする政府機関・地方自治体の施策立案の基礎資料となっています。

「世帯動態調査」は、国立社会保障・人口問題研究所が5年に1度行う、世帯数の将来推計のための基礎資料として活用されており、同推計は国や地方自治体で今後の行政計画を作成するために利用されます。

65歳以上人口のうち、ひとり暮らしの人の割合（2040年）

出典：『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019年推計）

よくある質問

Q. どうして私の世帯が何度も調査対象になるのですか？

A. 調査の実施に必要な事務の重複（予算のムダ）を避けるために、「令和6年国民生活基礎調査」（厚生労働省）の後続調査として実施しています。このように後続調査として実施することについて、政府統計全体を監督する総務省から承認を受けています。皆さまの回答は行政サービスをよりよくするための貴重な資料となります。よりよい調査結果を得るためには、すべての方にご回答いただくことが大変重要です。調査対象となった世帯の皆さまには、「国民生活基礎調査」とあわせてのご負担をお願いすることになり、誠に恐縮ですが、調査の目的や趣旨をご理解いただき、ご協力いただけますようお願いいたします。

Q. この調査でないと分からないことは何ですか？

A. 新しい世帯の誕生や世帯の解体などの過去5年間の世帯の変化は、他の政府の統計調査からはわかりません。「世帯動態調査」で調べたことは将来の世帯数を推計するために利用し、公共インフラの整備といった生活に密着したサービス供給計画の策定等に広く活用されます。

Q. インターネットで回答した場合、データはどのように管理されるのですか？

A. 独立行政法人統計センターが運用・管理する「政府統計オンライン調査総合窓口」を使用しています。このシステムでは不正アクセスなどの対策を十分に行っておりますので、回答いただいたデータは厳重に守られます。また、統計の作成以外の目的に利用することは法律で禁止されています。たとえば税務などに用いられることは決してありません。



政府統計



国立社会保障・人口問題研究所

2024年社会保障・人口問題基本調査

第9回世帯動態調査

インターネット回答の利用者情報

あなたの世帯の利用者情報は 次のとおりです。

<< 調査員使用欄 >>

※ここに、
世帯番号シール（インターネット回答用）
を貼り付けて下さい。

- 上段のIDは9桁の数字です。
- 下段のPW（パスワード）は英字（大文字・小文字）と数字から構成されています。

英字（大文字）	ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
英字（小文字）	abcdefghijklmnopqrstuvwxyz
数字	0123456789

- 以下の「第9回世帯動態調査インターネット回答窓口」にアクセスしてご回答ください。
- この利用者情報は、配布された世帯でのみご使用いただき第三者に渡らないよう取り扱いには十分ご注意ください。
- 本紙は セキュリティー確保のため 原則として再交付いたしません。



第9回世帯動態調査
インターネット回答窓口

<https://www.e-survey.go.jp>

お問い合わせ先：第9回世帯動態調査コールセンター ☎ 0120-234-961

インターネット回答の手引き

①パソコン、スマートフォン・タブレットを使用し、
政府統計オンライン調査総合窓口へ接続してください。

(1) パソコンの場合

- ・ <https://www.e-survey.go.jp/>
に接続してください。
- ・ 右の画面が表示されます。
【ログイン画面へ】をクリック
してください。(②へ)



(2) スマートフォン・タブレットの場合
右の二次元コードから接続してください。(②へ)



②政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン画面に、政府統計コード、調査対象者ID、パスワードを入力してください。

政府統計オンライン調査総合窓口

オンライン調査トップ > ログイン

政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン

重要なお知らせ

- 利便性向上のため、政府統計オンライン調査総合窓口の一部画面をリニューアルしました。
※リニューアルの内容は、こちら
- Excel電子調査票に回答する調査対象者の皆様へ
「このファイルのソースが保護できないため、Microsoftによりマクロの実行がブロックされました。」と表示される場合はこちらの対処方法をご確認ください。

ログイン情報

政府統計コード **必須**

□ 画面から入力番号
調査名から選択する場合はこちら
↑ 選択後、上の入力欄に自動的にコードが入力されます。

調査対象者ID **必須**

□ 画面から入力番号

パスワード **必須**

□ パスワードを表示する
□ パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ

ログインに必要な情報は、統計調査によって異なります。
ログインに必要な情報をお持ちでない方は、システムを利用いただけません。
パスワード入力を5回連続すると一時的にログインできなくなりますのでご注意ください。

ログイン

政府統計コードは、
9nk3と入力してください。
スマホ・タブレットの方は自動で入力されます。

この紙の表紙（1ページ目）にある
世帯番号シールをご覧ください。

- ・ 調査対象者IDには、世帯番号シールの上段にあるID（9桁の数字）を入力してください。
- ・ パスワードには、世帯番号シールの下段にあるPWを入力してください。

すべて入力が終わったら、
【ログイン】をクリックしてください。
(③へ)

③新しいパスワードに変更してください。

世帯番号シールに書いてあるPW(パスワード)は仮のものです。
安全な通信を行うため、必ず新しいパスワードに変更してください。

政府統計オンライン調査総合窓口

オンライン調査トップ > パスワードの変更

パスワード変更
調査票一覧

パスワードの変更

パスワード情報

配布されたパスワードは、仮のパスワードですので、変更をお願いいたします。
変更後のパスワードは、次回ログインの際に必要となりますので、ご自身で適切に管理してください。

新パスワード 必須

パスワードを表示する

新パスワード (確認用) 必須

変更

パスワード設定上の注意事項

パスワードポリシー

- 半角英数記号 8文字以上 32文字以内
- 英字、数字をそれぞれ 1文字以上含む文字列
- 使用可能な記号は/[!:]|=+*?<>
- 推測されやすい単語等は 立ちら

入力誤り防止のため、同じ新パスワードを「新パスワード (確認用)」欄にも入力してください。

新しいパスワード (控え)

※新しいパスワードでは以下の文字が
使用できません。

英字 (半角)

数字 (半角)

右の記号 / [!:]|=+*?<>

※パスワードは

**英字と数字を各 1文字以上使用し、
8文字以上32文字以内**

で設定してください。

※パスワードがわからなくなった場合
には、コールセンターにお電話くだ
さい。

**第9回世帯動態調査コールセンター
0120-234-961**

すべて入力が終わったら、
【変更】をクリックしてください。
(④へ)

④【第9回世帯動態調査 電子調査票】を選択してください。

政府統計オンライン調査総合窓口

オンライン調査トップ > 調査票の一覧

調査票の一覧

i パスワードを変更しました。

パスワード・連絡先情報の変更

注意事項

社会保障・人口問題基本調査 (世帯動態調査)

回答する電子調査票をクリックしてください。

電子調査票 ?	提出期限	状況
<input type="checkbox"/> 第9回世帯動態調査 電子調査票		未回答

調査回答ファイルの一括送信画面へ

【第9回世帯動態調査 電子調査票】
をクリックしてください。

(⑤へ)

- ⑤ 「回答上のお願い」をお読みください。
【回答を始める】をクリックしてください

地区番号	単位区番号	世帯番号
01001	01	A1

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所
〒100-0011
千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル6F
電話（コールセンター） 0120-234-961
<https://www.ipss.go.jp/dotai/>

回答上のお願い

- この調査票は、世帯主の方に7月1日現在の事実について回答していただくものです。
なにかの理由で世帯主の方が回答できないときは、代理の方が回答して下さい。
- 回答の仕方は、あてはまる答えを1つ選択するものと、必要なことからを入力するものがあります。
- 回答の仕方がわからないときは、コールセンターにお問い合わせ下さい。
- この調査票は統計目的以外には使用しませんので、ありのままをご回答下さい。
- ブラウザの「戻る」ボタン、機器の「戻る」ボタンは使用しないで下さい。
- 問3～問13、問15の回答では、各世帯員を区別しやすくできるように、呼び名（ニックネーム）をつけることができます。呼び名は、回答データとしては収集されません。

回答を始める

回答の再表示

【回答を始める】をクリックしてください。

※画面はイメージです。

次に表示される画面から質問が始まります。問1から順に回答してください。

※操作でお困りの方はコールセンターまでお電話ください。

第9回世帯動態調査コールセンター

☎ 0120-234-961

インターネット回答の手引きは以上です。

「第9回世帯動態調査」の実施状況に関するアンケート

- ※調査の対象になられた皆さまに、今後の調査を改善するためにアンケートをお願いしています。本アンケートは、政府の審議会による「政府統計の品質向上のための答申」に基づいて実施しています。
- ・ 調査員による訪問回収もしくは郵送提出をご希望の方に、ご回答をお願いします。インターネット回答をご希望の方は本アンケートの提出は不要です。
 - ・ 当てはまる項目の数字の左の□にチェックをつけてください。
 - ・ 「第9回世帯動態調査 調査票」とあわせて回収用封筒に封入し、ご提出ください。

＜調査票の受け取り方法 および 回答方法について＞

問1 調査員はどのように世帯動態調査の調査票を配布しましたか。また、調査票の配布のために訪問した調査員と会話をしましたか。

- 1 調査員と会っておらず 調査票は 郵便受け等に投函されていた
- 2 対面で話して 調査票の配布を受けた
- 3 対面ではないが インターホン等を通じ 話して 調査票の配布を受けた
- 4 調査員以外の方から調査票を受け取った

問2 世帯動態調査の調査票を受け取る前に、茶封筒に入った連絡メモは何回 投函されていましたか。

- 1 1回
- 2 2回
- 3 3回以上
- 4 連絡メモは1度も受け取らなかった
- 5 わからない

2024年社会保障・人口問題基本調査 第9回世帯動態調査 連絡メモ		
様		
厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所が実施する「2024年社会保障・人口問題基本調査 第9回世帯動態調査」のお願いのため、____日____時ごろにお伺いしましたが、ご不在でした。		
あらためて下記の日時にお伺いいたします。		
____月____日	午前・午後	____時頃
調査員氏名		
_____ _____		
もしも、ご都合が悪い場合は、お手数ですが、下記の問い合わせ先にご連絡ください。		
お問い合わせ先		
_____ _____		郵便所
_____ _____		
コールセンター 0120-234-961 (9:00~17:00)		
厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所		

＜調査員の応接状況について＞

問3 調査員は、訪問の際に、調査員証を提示しましたか。

- 1 提示した
- 2 提示しなかった
- 3 覚えていない、わからない
- 4 調査員に会っていない

問4 調査員は、初めて調査を依頼する際に、調査の目的や内容について説明を行いましたか。

- 1 説明した
- 2 説明しなかった
- 3 説明があったか覚えていない、わからない
- 4 調査員と会っていない、話していない

説明はわかりやすかったですか。

- 1 わかりやすかった
- 2 どちらかと言えば わかりやすかった
- 3 どちらともいえない
- 4 どちらかと言えば わかりにくかった
- 5 わかりにくかった
- 6 覚えていない、わからない

裏面へお進みください



問5 調査期間の全体を通して、訪問時あるいは電話連絡時の調査員の態度や言葉遣いについて、どのように感じましたか。また、コールセンターについてはいかがでしたか。

調査員	コールセンター
<input type="checkbox"/> 1 よかった	<input type="checkbox"/> 1 よかった
<input type="checkbox"/> 2 どちらかといえばよかった	<input type="checkbox"/> 2 どちらかといえばよかった
<input type="checkbox"/> 3 どちらとも言えない	<input type="checkbox"/> 3 どちらとも言えない
<input type="checkbox"/> 4 どちらかといえば悪かった	<input type="checkbox"/> 4 どちらかといえば悪かった
<input type="checkbox"/> 5 悪かった	<input type="checkbox"/> 5 悪かった
<input type="checkbox"/> 6 調査員の訪問や電話による問合せの機会 はなかった	<input type="checkbox"/> 6 コールセンターへの問合せの機会 はなかった
<input type="checkbox"/> 7 覚えていない、わからない	<input type="checkbox"/> 7 覚えていない、わからない

<調査票の回収 および 回答方法について>

問6 世帯動態調査には3つの提出方法（調査員の訪問回収、インターネット回答、郵送提出）があることをどのように知りましたか。

- 1 調査員から口頭で説明を受けた
- 2 「ご協力をお願い」を読んで知った
- 3 その他 具体的に：〔
- 4 3つの回答方法があることを知らなかった

問7 調査員の訪問回収はスムーズに行われましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 調査員の訪問回収を希望していない
- 2 訪問回収はスムーズに行われた
- 3 訪問回収を希望したが、調査員に断られた
- 4 回収予定を、希望する日時に設定できなかった
- 5 回収予定日時に、調査員が遅れた・来なかった
- 6 回収予定日時を変更することができなかった
- 7 回収予定日時を変更する方法がわからなかった
- 8 その他の問題があった 具体的に：〔
- 9 覚えていない、わからない

問8 インターネット回答を利用しなかった理由として、あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 「インターネット回答の利用情報」や回答方法の案内がわかりにくかった
- 2 インターネット調査票にログインすることができなかった
- 3 インターネット調査票にログイン後、回答しようとしたがうまくいかなかった
- 4 インターネット調査票が使いにくかった、わかりにくかった
- 5 紙の調査票に記入する方が簡単に回答できると思った
- 6 インターネット回答ができることを知らなかった
- 7 その他 具体的に：〔
- 8 特に理由はない

■ 世帯動態調査について、何かお気づきのことがありましたら、ご自由にご意見をお寄せください。

アンケートは以上です。本アンケートで回答いただいた内容は関係法令に則って厳重に管理し、統計の作成以外には使用しません。ご協力ありがとうございました。



2024年社会保障・人口問題基本調査
第9回世帯動態調査

調査票への回答ならびに郵送提出のお願い

このたび、皆さまがお住まいの地域で、「2024年社会保障・人口問題基本調査 第9回世帯動態調査」を実施することとなりました。本案内は、回答した調査票の郵送提出を希望された方、ならびに調査員がお会いできなかった方にお配りしております。

調査の結果は、皆さまの暮らしにかかわる電気・ガス・水道などの公共インフラの整備といった生活に密着したサービス供給計画の策定などに広く活用される資料となります。また、統計を作るためだけに用いられ、その他の目的に用いることは法律で禁止されています。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、調査へのご協力をお願いいたします。

- 本案内と同時に配布（ご不在の世帯には、郵便受けなどに投函）した「第9回世帯動態調査 調査資料在中」と書かれた封筒（茶色）に同封の、調査票（黄土色の冊子）ならびに「第9回世帯動態調査」の実施状況に関するアンケートに、ご記入をお願いします。
- 調査票への記入もれや誤りがないか、ご確認ください。
- ご記入済みの調査票を、本案内と同時に配布した「郵送提出用封筒」（水色）に封入し、郵便ポストに投函してください。郵便切手や郵送料は不要です。
- 調査票が見当たらないなどのご不明な点がございましたら、コールセンターまでお知らせください。

【7月8日（月）】までに
国立社会保障・人口問題研究所に到着するよう
お近くの郵便ポストに ご投函をお願いいたします。

※7月8日までインターネット回答も可能です。インターネット回答の方法は、調査資料が入った封筒（茶色）に同封された「インターネット回答の利用者情報」をご覧ください。
インターネットで回答いただく場合は、調査票を郵送する必要はありません。

<p>調査についてのお問い合わせは</p> <p>第9回世帯動態調査コールセンター</p> <p> 0120-234-961</p> <p>設置期間： 令和6年6月10日（月）～令和6年8月9日（金） 受付時間： 午前9時～午後5時（土日・祝日もご利用いただけます）</p>	<p>保健所記入欄</p>
---	---------------



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



国立社会保障・
人口問題研究所

2024年社会保障・人口問題基本調査
第9回世帯動態調査

調査票の郵送回答の期限延長のお知らせ

7月29日（月）まで郵送回答を受け付けます。
調査へのご協力をお願いいたします。

7月8日（月）時点で「第9回世帯動態調査」への回答が確認できなかった世帯に、調査員がお伺いしています。本紙の配布と行き違いで回答済みでしたら、ご容赦ください。

- 調査員より配布（ご不在の世帯には、郵便受けなどに投函）した「第9回世帯動態調査 調査資料在中」と書かれた封筒（茶色）に同封の調査票（黄土色の冊子）にご記入をお願いします。
- 調査票への記入もれや誤りがないか、ご確認ください。
- ご記入済みの調査票を、「郵送提出用封筒」（水色）に封入し、郵便ポストに投函してください。郵便切手や郵送料は不要です。
- 調査票が見当たらないなどのご不明な点がございましたら、コールセンターまでお知らせください。

【7月29日（月）】までに
国立社会保障・人口問題研究所に到着するよう
お近くの郵便ポストにご投函をお願いいたします。

※7月29日までインターネット回答も可能です。インターネット回答の方法は、調査資料が入った封筒（茶色）に同封された「インターネット回答の利用者情報」をご覧ください。
インターネットで回答いただく場合は、調査票を郵送する必要はありません。

<p>調査についてのお問い合わせは</p> <p>第9回世帯動態調査コールセンター</p> <p> 0120-234-961</p> <p>設置期間： 令和6年6月10日（月）～令和6年8月9日（金） 受付時間： 午前9時～午後5時（土日・祝日もご利用いただけます）</p>	<p>保健所記入欄</p>
--	---------------



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



国立社会保障・
人口問題研究所

2024年社会保障・人口問題基本調査
第9回世帯動態調査

インターネット回答の期限延長のお知らせ

7月29日（月）までインターネット回答を受け付けます。
調査へのご協力をお願いいたします。

7月8日（月）時点で「第9回世帯動態調査」への回答が確認できなかった世帯に、調査員がお伺いしています。本紙の配布と行き違いで回答済みでしたら、ご容赦ください。

調査員から配布された「第9回世帯動態調査 インターネット回答の利用者情報」をご用意のうえ、インターネットによる回答にご協力ください。

次のような場合でもインターネット回答ができます。
第9回世帯動態調査コールセンターまでお問い合わせください。

- 「インターネット回答の利用者情報」を紛失した
 - ➔ 回答に必要な利用者情報(ID・パスワード)をお伝えします。
- ID・パスワードを入力したが、ログインできない
 - ➔ オペレーターがご案内します。利用者情報(ID・パスワード)をご用意ください。
- 一度ログインをしたが、パスワードを忘れてしまった
 - ➔ オペレーターに調査対象者 ID をお伝えください。
- どこからインターネット回答ができるのかわからない
 - ➔ オペレーターがご案内します。

※その他、調査に関するご不明点など、お気軽にお問い合わせください。

<p>調査についてのお問い合わせは</p> <p>第9回世帯動態調査コールセンター</p> <p> 0120-234-961</p> <p>設置期間： 令和6年6月10日（月）～令和6年8月9日（金） 受付時間： 午前9時～午後5時（土日・祝日もご利用いただけます）</p>	<p>保健所記入欄</p>
--	---------------

この調査票は、調査員が使用するものです。

<< 調査員使用欄 >>
※ここに世帯番号シール③
(封筒用)
を貼り付けて下さい。



政府統計

重要

必ずご覧ください

2024年社会保障・人口問題基本調査 第9回世帯動態調査のお願い

調査資料在中

インターネットでの回答が便利です

世帯動態調査とは？



調査の内容についてのご案内
回答サイトへもアクセスできます

24時間回答できます



スマホ・タブレット、パソコンに対応

調査員への提出が不要



紙の調査票による回答では、
調査員への提出が必要になります

調査についてのお問合せは
第9回世帯動態調査コールセンター

0120-234-961

設置期間：令和6年6月10日(月)～令和6年8月9日(金)
受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日もご利用いただけます)

保健所記入欄

厚生労働省
国立社会保障・人口問題研究所

インターネット回答をご希望の方へ



紙の調査票での回答をご希望の方へ

同封の調査票にご記入いただき、同封の黄土色の封筒に入れて密封し、後日、調査員が伺った際にご提出ください。

※調査員は、封筒を開封せず、封をしたまま国立社会保障・人口問題研究所に提出します。



7月8日(月)までに回答が確認できない場合には、7月13日(土)以降に
調査員がご記入いただいた調査票の回収に伺います

《世帯動態調査を含む公的統計は、統計法によって行われます》

- 統計法は社会に必要な情報基盤としての統計を整備するためのルールです。
- 統計法は、役に立つ統計の整備を通じて、国民生活を向上させます。
- 世帯動態調査の結果は、国や自治体の施策・サービスの提供に役立てられます。

《個人情報 は 厳重に保護されます》

- 世帯動態調査では、統計法の規定により、個人情報は厳重に保護されます。
- 調査票に書かれた事柄は厳しく秘密が守られ、統計を作るためだけに用いられます。
その他の目的に用いることは、統計法で禁止されています。
- インターネット回答中の通信は、すべて暗号化(SSL/TLS方式)されています。
- 調査員は、その身分を証明する「調査員証」を携帯しています。

ご協力ありがとうございます



政府統計



調査員記入欄					
都道府県名			保健所名		
地区番号			単位区番号	世帯番号	

※調査員は、枠内に世帯番号シール③
(封筒用)を貼り付けて下さい。

記入済み調査票を封入し、調査員にお渡してください

回収日時などのご相談は、コールセンター 0120-234-961

2024年社会保障・人口問題基本調査

第9回世帯動態調査

調査票在中

2024年7月



厚生労働省

国立社会保障・人口問題研究所

記入した調査票に、記入もれや記入誤りがないか、ご確認ください。

調査票や封筒に、お名前、ご住所等を記入する必要はありません。

インターネットで回答された場合は、紙の調査票の記入・提出は不要です。

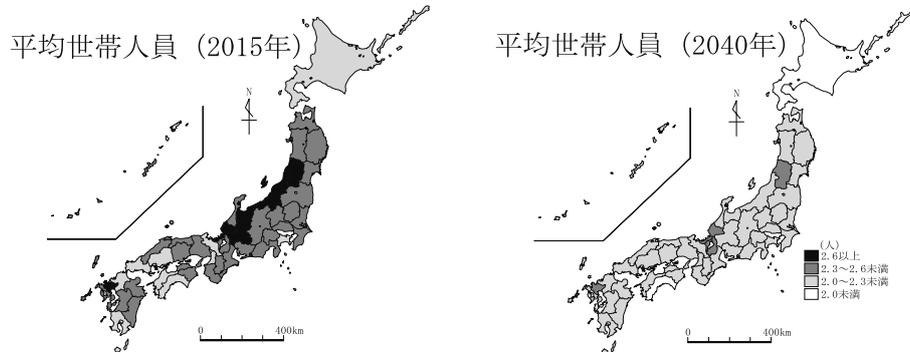
世帯動態調査は

各世帯がどのように形成され、変化したかという世帯変動の実態を全国規模で把握する唯一の調査です。

調査結果は、国や自治体などが行う行政の社会サービス施策の基礎資料として役立てられています。

また、この調査の結果は、将来の世帯数を推計するために活用しています。

将来の世帯数の推計は、国や多くの自治体で今後の行政計画を作成するために利用されます。



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）2019年推計」

◆個人情報 は 厳格に保護されます

- ・世帯動態調査では、統計法によって厳格な個人情報保護が定められています。
- ・インターネットでの回答は、暗号化や不正なアクセスを監視することで保護されます。
- ・お伺いした調査員は、この調査の期間中、地方公務員として調査に当たっています。調査の内容を他に漏らすことは統計法により厳しく禁じられています。

◆調査を行う「国立社会保障・人口問題研究所」とはどのような組織ですか？

「国立社会保障・人口問題研究所」は、厚生労働省に属する国の研究所です。

人口や社会保障に関する基礎的研究や、政策提言につながる研究を行っています。

(<https://www.ipss.go.jp>)

〒100-8786



100-8786

差出有効期間
2024年9月30日
まで
郵便切手は
いりません

東京都千代田区内幸町2-2-3

日比谷国際ビル6階

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所

人口構造研究部 行

2024年社会保障・人口問題基本調査
第9回世帯動態調査

郵送提出用封筒

記入済み調査票を封入し、お近くのポストにご投函ください

調査員記入欄					
都道府県名			保健所名		
地区番号			単位区番号	世帯番号	

※調査員は、枠内に世帯番号シール③
(封筒用)を貼り付けて下さい。

 厚生労働省
国立社会保障・人口問題研究所

記入した調査票に、記入もれや記入誤りがないか、ご確認ください。

調査票や封筒に、お名前、ご住所等を記入する必要はありません。

インターネットで回答された場合は、紙の調査票の記入・提出は不要です。

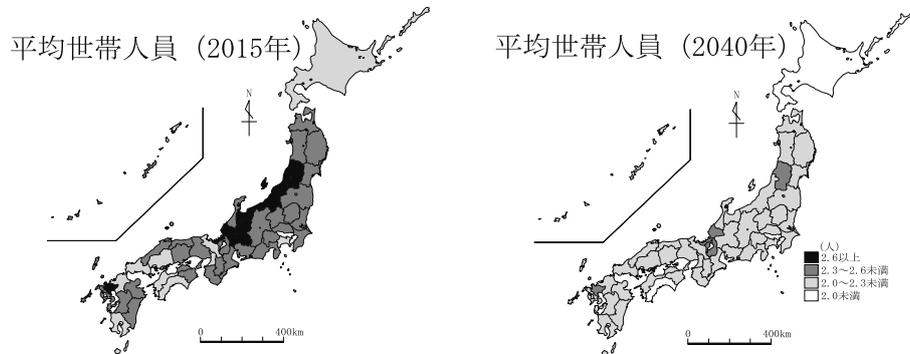
世帯動態調査は

各世帯がどのように形成され、変化したかという世帯変動の実態を全国規模で把握する唯一の調査です。

調査結果は、国や自治体などが行う行政の社会サービス施策の基礎資料として役立てられています。

また、この調査の結果は、将来の世帯数を推計するために活用しています。

将来の世帯数の推計は、国や多くの自治体で今後の行政計画を作成するために利用されます。



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）2019年推計」

◆個人情報 は 厳格に保護されます

- ・世帯動態調査では、統計法によって厳格な個人情報保護が定められています。
- ・インターネットでの回答は、暗号化や不正なアクセスを監視することで保護されます。
- ・お伺いした調査員は、この調査の期間中、地方公務員として調査に当たっています。調査の内容を他に漏らすことは統計法により厳しく禁じられています。

◆調査を行う「国立社会保障・人口問題研究所」とはどのような組織ですか？

「国立社会保障・人口問題研究所」は、厚生労働省に属する国の研究所です。

人口や社会保障に関する基礎的研究や、政策提言につながる研究を行っています。

(<https://www.ipss.go.jp>)

2024年社会保障・人口問題基本調査

第9回世帯動態調査

調査事務要領



〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル6階

人口構造研究部（調査票の内容等）

TEL (03) 3595-2984

FAX (03) 3591-9817

総務課（事務手続き等）

TEL (03) 3595-2984

FAX (03) 3591-4816

Email setai9info@ipss.go.jp

調査票等の提出先・問い合わせ先・日程

第9回世帯動態調査 8月9日（金）必着

提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・送付票 ・単位区別世帯名簿 ・調査票（調査票回収用封筒に密封したもの）
提出先	〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル6階 国立社会保障・人口問題研究所 人口構造研究部
調査票等の提出 に関する 問い合わせ先	国立社会保障・人口問題研究所 総務課業務係 TEL：(03) 3595-2984 内線 4406, 4506 E-mail： setai9info@ipss.go.jp

● 調査員及び調査対象世帯からの問い合わせ先【重要】

調査員及び調査対象世帯からの問い合わせにはコールセンターが対応します。ただし、世帯との個別具体的なトラブル、業務の遅延、調査の協力が得られない等、調査員が調査に当たって解決できない問題がおきた場合は引き続き保健所での対応をお願いします。

問い合わせ先	<p>世帯動態調査コールセンター</p> <div style="text-align: center;">  0120-234-961 </div> <p>設置期間：令和6年6月10日（月）～令和6年8月9日（金） 受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日もご利用になれます） ※フリーダイヤルの通話料金は、全国一律に無料をご利用いただけます。</p>
--------	--

● 調査関連事項の日程

コールセンター設置期間	6/10（月）～8/9（金）
オンライン回答システム稼働期間	6/10（月）～7/29（月）
郵送回答の提出期限	7/29（月）
回収した調査票の研究所への提出期限	8/9（金）

目 次

第 1	調査事務の概要	1
第 2	調査の流れと地方機関の仕事の要点	2
第 3	都道府県における事務	7
第 4	指定都市・中核市における事務	10
第 5	保健所設置市・特別区における事務	13
第 6	保健所における事務	15
参考 1	調査員の選考及び配置	22
参考 2	調査員の災害補償	23
(様式 1)	調査員証	25
(様式 2)	送付票	26

第1 調査事務の概要

1 都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区の保健統計主管部局が行う主な事務の概要は次のとおりです。

- (1) 厚生労働省が開催する全国会議への出席【都道府県、指定都市、中核市】
- (2) 調査事務計画の策定及び事務日程の作成
- (3) 調査員の選考及び配置
- (4) 調査関係書類の受領及び保健所への配布【都道府県、指定都市、中核市】
- (5) 県・市内会議の開催【都道府県、指定都市、中核市】
- (6) 調査関係書類の整理及び国立社会保障・人口問題研究所への提出【都道府県、指定都市、中核市】

2 保健所が行う主な調査事務は次のとおりです。

- (1) 都道府県、指定都市、中核市が開催する県・市内会議への出席
- (2) 調査員選考に係る都道府県（指定都市、中核市、保健所設置市、特別区）への協力
- (3) 調査関係書類の受領及び調査員への配布
- (4) 保健所会議（調査員事務打ち合わせ会）の開催及び調査員に対する指導
- (5) 『調査対象世帯の回答状況』サイトでの郵送・オンライン回答による調査票の回収状況の確認
- (6) 調査関係書類の整理、及び都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区への提出

・この事務要領において「保健所設置市」とは、指定都市及び中核市を除くものとします。

第2 調査の流れと地方機関の仕事の要点

2024年「第9回世帯動態調査」は、2024年7月1日を調査日として、次のような手順で行います。

注： ●は、原則として都道府県、指定都市、中核市の業務です。
 ○は、保健所設置市、特別区の業務です。
 は、保健所の業務です。

実施通知・ 地区名簿の受領	<ul style="list-style-type: none">●〔都道府県〕 国立社会保障・人口問題研究所から調査の実施通知と『調査地区名簿』を受領し、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区及び保健所に連絡（配布）します。●○〔指定都市、中核市、保健所設置市、特別区〕 都道府県から調査の実施通知の写しと『調査地区名簿』を受領し、保健所に連絡（配布）します。
全国会議説明資料確認	<ul style="list-style-type: none">●〔都道府県、指定都市、中核市〕 LGWAN に掲載された世帯動態調査の調査説明動画や資料を確認し、調査の趣旨、内容、仕事の進め方などについて理解します。
調査関係書類の受領	<ul style="list-style-type: none">●〔都道府県〕 国立社会保障・人口問題研究所から『調査の手引き』、『調査票』その他の関係書類を受領し、保健所設置市、特別区及び所管の保健所に配布します。●〔指定都市、中核市〕 国立社会保障・人口問題研究所から同関係書類を受領し、所管の保健所に配布します。○〔保健所設置市、特別区〕 都道府県から同関係書類を受領し、所管の保健所に配布します。

調査員の設置

●○〔都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区〕

保健所などの協力を得て、調査員の選考及び設置手続きを進めます。

県・市内会議の開催

●〔都道府県〕

保健所設置市、特別区、所管の保健所の担当者などの出席を求め県内会議を開催し、調査の趣旨、内容、仕事の進め方などについて説明します。

●〔指定都市、中核市〕

所管の保健所の担当者などの出席を求め市内会議を開催し、調査の趣旨、内容、仕事の進め方などについて説明します。

保健所会議の開催

〔保健所〕

調査員の出席を求め保健所会議（調査員事務打合せ会）を開催し、調査の趣旨、内容、調査の方法、調査員としての心得などについて説明します。

調査票等の配布

〔保健所〕

調査票など、本調査に必要な関係書類を調査員に配布します。

6月中～下旬

※ 所得票重複単位区の調査除外について ⇒ 6ページをご確認ください。

世帯動態調査では、親調査である国民生活基礎調査の所得票が配布される単位区では、調査を行いません。

国民生活基礎調査の所得票と世帯動態調査が重複する単位区の情報、以下の手順で通知されます。

国民生活基礎調査（所得票）との重複単位区情報の受領

6月上旬まで

国民生活基礎調査（所得票）との重複単位区情報の受領

●〔都道府県〕

国立社会保障・人口問題研究所から、「国民生活基礎調査（所得票）との重複単位区情報」を受領し、市（区）及び保健所に連絡（配布）します。

●○〔指定都市、中核市、保健所設置市、特別区〕

都道府県から「国民生活基礎調査（所得票）との重複単位区情報」を受領し、保健所に連絡（配布）します。

〔保健所〕

「国民生活基礎調査（所得票）との重複単位区情報」を受領し、確認します。

調査日 【7月1日】

調査票の回収状況の確認

〔保健所〕

7月9日（火）以降、『調査対象世帯の回答状況』サイト（18ページ参照）をもとに、調査票を訪問回収する世帯を確認します。

※7月8日（月）の状況がサイトに反映されていることを確認するまでは、調査員は対象世帯への訪問は行わないようにしてください。

単位区別世帯名簿、調査票の提出

〔保健所〕

7月下旬までに調査員から提出のあった単位区別世帯名簿と調査票をとりまとめ、管轄の都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市または特別区に対して所定の期日までに提出します。

関係書類の国立社会保障・
人口問題研究所への提出

8月9日（金）まで

- 〔保健所設置市、特別区〕
保健所から提出のあった『単位区別世帯名簿』と『調査票』を都道府県に提出します。
- 〔都道府県〕
保健所設置市、特別区及び所管の保健所から提出のあった『単位区別世帯名簿』と『調査票』を、**8月9日（金）必着**で、国立社会保障・人口問題研究所に提出します。
- 〔指定都市、中核市〕
所管の保健所から提出のあった『単位区別世帯名簿』と『調査票』を、**8月9日（金）必着**で、国立社会保障・人口問題研究所に提出します。

調査票等の提出先

調査票等は下記あてに8月9日（金）までに提出してください。

〒100-0011

東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル6階
国立社会保障・人口問題研究所 人口構造研究部

TEL : (03) 3595-2984

- ・梱包が複数個の場合は、**何個口の何個か**を記入してください。
- ・発送上の事故等に備え、記録が残る形で発送してください。
- ・発送に関する問い合わせは、下記メールアドレスまでお願いします。

国立社会保障・人口問題研究所 総務課 業務係
setai9info@ipss.go.jp

第9回世帯動態調査 所得票重複単位区の調査除外について

世帯動態調査では、調査対象となる住民の皆様の回答負担軽減のため、国民生活基礎調査・所得票の実施単位区では本調査を行わないこととしております。

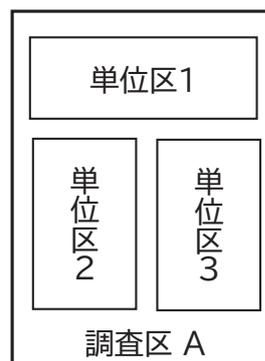
以下のご説明と注意点についてご理解いただき、正確な調査実施にご協力をお願い申し上げます。

● 調査区・単位区とは？

国勢調査では、おおむね50世帯を含む地域が「調査区」として設定され、国民生活基礎調査（簡易年）ではこのうち1,106地区が調査対象となります。第9回世帯動態調査では1,106地区のうち600地区が調査対象の調査区として無作為抽出されています。

国民生活基礎調査の準備調査（4月下旬）において、対象調査区内の世帯数に応じ、調査区内に「単位区」が設定されます。1つの「単位区」には、原則として、15世帯～30世帯以内の世帯が含まれます。世帯数が多い調査区では、単位区は複数となります。

調査区・単位区の例



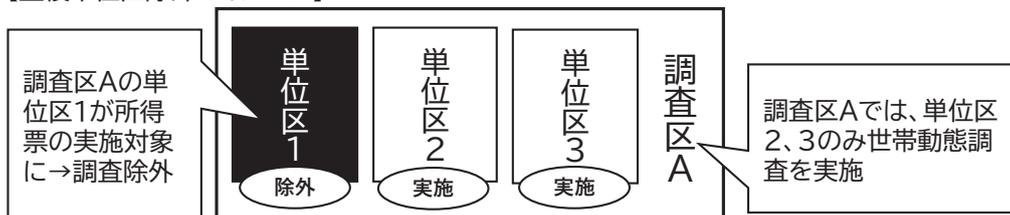
● 所得票重複単位区の除外とは？

4月の準備調査で設定された単位区のうち、500単位区が国民生活基礎調査・所得票の実施対象として無作為抽出されます（5月下旬）。このとき、第9回世帯動態調査も重複して当たっている単位区は、世帯動態調査を実施しません。



除外される「単位区」は、所得票と世帯動態調査の両方で調査対象になった「単位区」のみです。同じ「調査区」内で、所得票と世帯動態調査が、重複しない「単位区」は、世帯動態調査を実施します。

【重複単位区除外のイメージ】



※所得票の対象となった単位区しかない調査区の場合は、その調査区が本調査の対象から外れます。

◆ 所得票重複単位区の都道府県への通知は6月初旬の予定です ◆

6月初旬までに都道府県に重複単位区の通知がなければ、調査除外に該当する単位区はないと判断して調査準備を進めてください。

第3 都道府県における事務

都道府県においては、全国厚生統計主管課担当者会議における説明を受けて、事務計画の策定、県内会議の開催、関係書類取りまとめなどのほか、次に示す事務を行います。

1 実施通知、地区名簿の受領等

- (1) 国立社会保障・人口問題研究所から送付された『世帯動態調査の実施について（通知）』を受領し、調査の概要を把握します。また、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区、保健所にその内容を連絡します。
- (2) 国立社会保障・人口問題研究所から送付された『世帯動態調査地区名簿』により、各都道府県内の地区数、地区番号、市区町村名などを承知します。また、必要部分の写しを、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区、保健所に配布します。
- (3) 国立社会保障・人口問題研究所から送付された『国民生活基礎調査（所得票）との重複単位区情報』により、各都道府県内の調査区において、どの単位区が調査除外されるのかを承知します。また、必要部分の写しを、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区、保健所に配布します。
※6月初旬までに重複単位区の通知がない場合は、調査除外に該当する単位区はないと判断して、調査準備を進めてください。

2 調査員の選考及び設置

各都道府県内（指定都市、中核市、保健所設置市、特別区を除く。）の調査を行うために必要な調査員について、保健所などの協力を得て、選考及び設置手続きを進めます。

3 調査関係書類の受領と配布

国立社会保障・人口問題研究所から送付された次の関係書類を受領し、保健所設置市、特別区、保健所に配布します。

- ・ 世帯動態調査 実施要綱
- ・ 世帯動態調査 調査事務要領
- ・ 世帯動態調査 調査の手引き
- ・ 世帯動態調査 マンション管理組合用パンフレット
- ・ 世帯動態調査 自治会・町内会用パンフレット
- ・ 世帯動態調査 連絡メモ
- ・ 世帯動態調査 連絡メモ用封筒

- ・ 世帯動態調査 単位区別世帯名簿
- ・ 世帯動態調査 調査員証（台紙）
- ・ 世帯動態調査 郵送提出用封筒
- ・ 世帯動態調査 郵送提出のお願い
- ・ 世帯動態調査 郵送提出期限延長のお知らせ
- ・ 世帯動態調査 インターネット回答期限延長のお知らせ
- ・ 世帯動態調査 世帯番号シールシート
- ・ 世帯動態調査 ポスター
- ・ 世帯動態調査 調査票（予備）
- ・ 調査票等携行袋（手提げ袋）

- ・ **調査関係資料配布用封筒（茶色）（下記の関係書類が封入）**

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯動態調査 調査票 ・ 世帯動態調査 密封回収用封筒 ・ 世帯動態調査 インターネット回答の利用者情報 ・ 世帯動態調査 ご協力をお願い ・ 世帯動態調査 記入の手引き ・ 世帯動態調査 実施状況に関するアンケート |
|---|

【備考】

- ・ 調査対象者への謝礼品については各都道府県でご用意いただき、保健所設置市、特別区、所管の保健所に配布してください。
- ・ 調査関係書類が不足した場合は、国立社会保障・人口問題研究所までメール（setai9info@ipss.go.jp）にてお知らせください。ただし、下線の書類については、不足した場合にコピーを使用しても差支えありません。

<p>※ 世帯番号シールシートが足りない場合には、追加発送しますので、至急、国立社会保障・人口問題研究所までご連絡ください。保健所設置市・特別区・保健所からのシール不足の連絡についても、同様に対応してください。</p>

4 調査関係書類の提出

- （1）保健所設置市、特別区、保健所から提出のあった『単位区別世帯名簿』及び『調査票』は、送付票（様式2）（→26～27ページ）を添付し、いずれも、**8月9日（金）必着**で国立社会保障・人口問題研究所に提出します（→5ページ）。
- （2）提出書類が確実に届くよう「**国立社会保障・人口問題研究所 人口構造研究部**」と宛先を正確に記入し、他部局の調査とは別梱包とします。

- (3) 梱包が複数個の場合は、**何個口の何個か**を記入します。
- (4) 発送上の事故等に備え、記録が残る形で発送してください。

5 調査関係書類の保存・破棄

保健所設置市、特別区、保健所から提出のあった『単位区別世帯名簿』の写しは、1年間保存の後、速やかに廃棄します。

その他の未使用の調査関係書類は、国立社会保障・人口問題研究所への書類提出後、速やかに廃棄します。

第4 指定都市・中核市における事務

指定都市、中核市においては、全国厚生統計主管課担当者会議における説明を受けて、事務計画の策定、市内会議の開催、関係書類取りまとめなどのほか、次に示す事務を行います。

1 実施通知、地区名簿の受領等

- (1) 都道府県から送付された『世帯動態調査の実施について（通知）』の写しを受領し、調査の概要を把握します。また、保健所にその内容を連絡します。
- (2) 都道府県から送付された『世帯動態調査地区名簿』により、市内の地区数、地区番号などを確認します。また、必要部分の写しを、保健所に配布します。
- (3) 都道府県から送付された『国民生活基礎調査（所得票）との重複単位数情報』により、市内の調査区において、どの単位数が調査除外されるのかを承知します。また、必要部分の写しを、保健所に配布します。
※ 6月初旬までに都道府県から重複単位数の通知がない場合は、調査除外に該当する単位数はないと判断して調査準備を進めてください。

2 調査員の選考及び設置

市内の調査を行うために必要な調査員について、保健所などの協力を得て、選考及び設置手続きを進めます。

3 調査関係書類の受領と配布

国立社会保障・人口問題研究所から送付された次の関係書類を受領し、保健所に配布します。

- ・ 世帯動態調査 実施要綱
- ・ 世帯動態調査 調査事務要領
- ・ 世帯動態調査 調査の手引き
- ・ 世帯動態調査 マンション管理組合用パンフレット
- ・ 世帯動態調査 自治会・町内会用パンフレット
- ・ 世帯動態調査 連絡メモ
- ・ 世帯動態調査 連絡メモ用封筒
- ・ 世帯動態調査 単位数別世帯名簿
- ・ 世帯動態調査 調査員証（台紙）
- ・ 世帯動態調査 郵送提出用封筒

- ・ 世帯動態調査 郵送提出のお願い
 - ・ 世帯動態調査 郵送提出期限延長のお知らせ
 - ・ 世帯動態調査 インターネット回答期限延長のお知らせ
 - ・ 世帯動態調査 世帯番号シールシート
 - ・ 世帯動態調査 ポスター
 - ・ 世帯動態調査 調査票（予備）
 - ・ 調査票等携行袋（手提げ袋）
- ・ **調査関係資料配布用封筒（茶色）（下記の関係書類が封入）**

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯動態調査 調査票 ・ 世帯動態調査 密封回収用封筒 ・ 世帯動態調査 インターネット回答の利用者情報 ・ 世帯動態調査 ご協力をお願い ・ 世帯動態調査 記入の手引き ・ 世帯動態調査 実施状況に関するアンケート |
|---|

【備考】

- ・ 調査対象者への謝礼品については各指定都市・中核市でご用意いただき、保健所に配布してください。
- ・ 調査関係書類が不足した場合は、国立社会保障・人口問題研究所までメール（setai9info@ipss.go.jp）にてお知らせください。ただし、下線の書類については、不足した場合に複写（コピー）を使用しても差支えありません。

<p>※ 世帯番号シールシートが足りない場合には、追加発送しますので、至急、国立社会保障・人口問題研究所までご連絡ください。保健所からのシール不足の連絡についても、同様に対応してください。</p>
--

4 調査関係書類の提出

- （1）保健所から提出のあった『単位区別世帯名簿』及び『調査票』は、送付票（様式2）（→26～27 ページ）を添付し、いずれも **8月9日（金）必着**で国立社会保障・人口問題研究所に提出します。
- （2）提出書類が確実に届くよう「**国立社会保障・人口問題研究所 人口構造研究部**」と宛先を正確に記入し、他部局の調査とは別梱包にします。
- （3）梱包が複数個の場合は、**何個口の何個か**を記入します。
- （4）発送上の事故等に備え、記録が残る形で発送してください。

5 調査関係書類の保存・破棄

保健所から提出のあった『単位区別世帯名簿』の写しは、1年間保存の後、速やかに廃棄します。

その他の未使用の調査関係書類は、国立社会保障・人口問題研究所への書類提出後、速やかに廃棄します。

第5 保健所設置市・特別区における事務

保健所設置市・特別区においては、都道府県内会議における説明を受けて、関係書類のとりまとめなどのほか、次に示す事務を行います。

1 地区名簿の受領等

- (1) 都道府県から配布された『世帯動態調査地区名簿』により、自市・区内の地区数、地区番号などを承知します。また、適宜、必要部分の写しを保健所に配布します。
- (2) 都道府県から送付された『国民生活基礎調査（所得票）との重複単位区情報』により、自市・区内の調査区において、どの単位区が調査除外されるのかを承知します。また必要部分の写しを、保健所に配布します。
※ 6月初旬までに都道府県から重複単位区の通知がない場合は、調査除外に該当する単位区はないと判断して調査準備を進めてください。

2 調査員の選考及び設置

自市・区内の調査を行うために必要な調査員について、保健所などの協力を得て、選考及び設置手続きを進めます。

3 調査関係書類の受領等

都道府県から配布された次の関係書類を受領し、適宜、保健所に配布します。

- ・ 世帯動態調査 実施要綱
- ・ 世帯動態調査 調査事務要領
- ・ 世帯動態調査 調査の手引き
- ・ 世帯動態調査 マンション管理組合用パンフレット
- ・ 世帯動態調査 自治会・町内会用パンフレット
- ・ 世帯動態調査 連絡メモ
- ・ 世帯動態調査 連絡メモ用封筒
- ・ 世帯動態調査 単位区別世帯名簿
- ・ 世帯動態調査 調査員証（台紙）
- ・ 世帯動態調査 郵送提出用封筒
- ・ 世帯動態調査 郵送提出のお願い
- ・ 世帯動態調査 郵送提出期限延長のお知らせ
- ・ 世帯動態調査 インターネット回答期限延長のお知らせ

- ・ 世帯動態調査 世帯番号シールシート
- ・ 世帯動態調査 ポスター
- ・ 世帯動態調査 調査票（予備）
- ・ 調査票等携行袋（手提げ袋）

調査関係資料配布用封筒（茶色）（下記の関係書類が封入）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯動態調査 調査票 ・ 世帯動態調査 密封回収用封筒 ・ 世帯動態調査 インターネット回答の利用者情報 ・ 世帯動態調査 ご協力をお願い ・ 世帯動態調査 記入の手引き ・ 世帯動態調査 実施状況に関するアンケート |
|---|

【備考】

- ・ 調査対象者への謝礼品については各都道府県で準備することとなっておりますので、不足等がある場合は都道府県にご連絡ください。
- ・ 調査関係書類が不足した場合は、国立社会保障・人口問題研究所までメール（setai9info@ipss.go.jp）にてお知らせください。ただし、下線の書類については、不足した場合に複写（コピー）を使用しても差支えありません。

※ 世帯番号シールシートが足りない場合には、追加発送しますので、至急、国立社会保障・人口問題研究所までご連絡ください。

4 調査関係書類の都道府県への提出

保健所から提出のあった『単位区別世帯名簿』及び『調査票』を所定の期日までに都道府県に提出します。

なお、この『単位区別世帯名簿』及び『調査票』は、各都道府県から8月9日（金）必着で国立社会保障・人口問題研究所に提出されることになっています。

5 調査関係書類の保存・破棄

保健所から提出のあった『単位区別世帯名簿』の複写2部のうち、1部は、1年間の保存の後、速やかに廃棄します。

その他の未使用の調査関係書類は、都道府県への書類提出後、速やかに廃棄します。

第6 保健所における事務

保健所は、都道府県、指定都市、中核市内会議における説明を受けて、調査関係書類のとりまとめなどのほか、次に示す事務を行います。

国民生活基礎調査の所得票があたっている単位区の通知があった場合、これらの単位区については、調査対象者の負担軽減のため、『第9回世帯動態調査』は実施しません（→6 ページ参照）。したがって、これらの調査除外となる単位区の単位区別世帯名簿も作成する必要はありません。

なお、6月初旬までに都道府県または市から重複単位区の通知がない場合、調査除外に該当する単位区はないと判断して調査準備を進めてください。

1 保健所会議の開催

- (1) 調査員の出席を求め、『調査の手引き』などにより、調査の趣旨・内容、調査の方法、調査員としての心得などについて説明します。その際、分からないことがあった場合は、必ず質問するなどして理解するよう促します。
- (2) 国民生活基礎調査（世帯票）の実施から調査日（7月1日）までの間に世帯・世帯員の異動があった場合には、『単位区別世帯名簿』の訂正、追加記入を行うようにします。
- (3) 調査関係書類の保健所への提出期限、調査に当たって解決出来ない問題や疑問点が生じた場合の連絡先（保健所担当者）を調査員に知らせ、書き留めておくようにします。
- (4) 調査に用いる次の関係書類を、調査員に配布します。
 - ・ 世帯動態調査 調査の手引き
 - ・ 世帯動態調査 マンション管理組合用パンフレット
 - ・ 世帯動態調査 自治会・町内会用パンフレット
 - ・ 世帯動態調査 連絡メモ ^(注1)
 - ・ 世帯動態調査 連絡メモ用封筒
 - ・ 世帯動態調査 単位区別世帯名簿（未記入） ^(注2)
 - ・ 世帯動態調査 調査員証（台紙）
 - ・ 世帯動態調査 郵送提出用封筒
 - ・ 世帯動態調査 郵送提出のお願い
 - ・ 世帯動態調査 郵送提出期限延長のお知らせ
 - ・ 世帯動態調査 インターネット回答期限延長のお知らせ
 - ・ 世帯動態調査 世帯番号シールシート ^(注3)
 - ・ 世帯動態調査 ポスター

- ・ 調査票等携行袋（手提げ袋）
- ・ 調査対象者への謝礼品^(注4)
- ・ 国民生活基礎調査 地区要図（単位区設定済みの地区要図）の写し
- ・ **調査関係資料配布用封筒（茶色）（下記の関係書類が封入）**

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯動態調査 調査票 ・ 世帯動態調査 密封回収用封筒 ・ 世帯動態調査 インターネット回答の利用者情報 ・ 世帯動態調査 ご協力をお願い ・ 世帯動態調査 記入の手引き ・ 世帯動態調査 実施状況に関するアンケート |
|---|

(注1) 「お問い合わせ先」に、ゴム印等で保健所名・連絡先を必ず記載してください。

(注2) 国民生活基礎調査の単位区別世帯名簿の写しから、すでに国民生活基礎調査において記入済みの(1)世帯番号、(2)世帯主氏名、(3)世帯員数(人)、(4)まかない付きの寮等、の事項が書かれた部分をコピーし、切り取って(または転記して)世帯動態調査の単位区別世帯名簿の各欄に貼って作成してください。なお、貼り付けの際は、国民生活基礎調査の単位区別世帯名簿の写しの(1)世帯番号、とのずれが無いようにご注意ください。

(注3) 世帯番号シールには、調査票、インターネット回答の利用者情報、密封回収用封筒、調査関係資料配布用封筒、郵送提出用封筒に貼付するものがあります。詳しい説明は、「調査の手引き」をご覧ください。

(注4) 調査対象者への謝礼品については、各都道府県(指定都市、中核市)で準備することになっていますので、不足等がある場合は保健所を管轄する都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区にご連絡ください。

【備考】

- ・ 調査関係書類が不足した場合は、保健所を管轄する都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区にご連絡ください。ただし、下線の書類については、不足した場合に複写(コピー)を使用しても差し支えありません。
- ・ マンション管理組合パンフレット、自治会・町内会用パンフレット、ポスターは、必要に応じてご活用ください。

<p>※ 世帯番号シールシートが足りない場合には、追加発送しますので、至急、都道府県、指定都市・中核市、保健所設置市・特別区までご連絡ください。</p>
--

(5) 調査員証の活用について

『調査員証』は、調査地区に入ったら、常時携帯（首から下げる、胸に付ける等）し、世帯訪問の際には確実に見えるように留意するよう指導します。

2 調査員事務打ち合わせ会における説明

調査員事務打ち合わせ会では、都道府県（市・区）から指示された事柄、これまでの経験や地域の実情に応じた説明方法などを織り込みながら、説明を行います。

- ・調査員に配布した調査関係書類が全部そろっているか確かめさせた上で、調査事務の概要を説明します。
- ・調査票の取扱い及び管理を厳重にすることなど、調査に当たって守るべき事柄や、調査を安全かつ正確に行うために必要な事柄をよく説明し、その徹底を図るよう指導します。
- ・分からないことがあった場合には、必ず質問して確認するよう促します。

3 調査期間中における指導及び実査上の問題の処理

(1) 長期不在の世帯に対する調査方法等の指導

調査に際してこれらの世帯があった場合は、その状況を聴取し、世帯の人に面接できる可能性があれば世帯の人との連絡に努めるよう調査員を指導します。

(2) 調査困難な世帯に対する調査方法等の指導

調査に協力を得られないため調査票が回収できない世帯があった場合の対応について、あらかじめその要領を定めて調査員からこれに関して連絡があった場合は、適切に対応します。

(3) 世帯からの相談等に対する応接処理

世帯等から保健所に調査に関する相談や問い合わせがあった場合に迅速かつ適切に対応できるように、あらかじめ次に示すような措置を講じてその体制を整えておきます。また、世帯等から相談や問い合わせがあった場合は、適切に対応します。

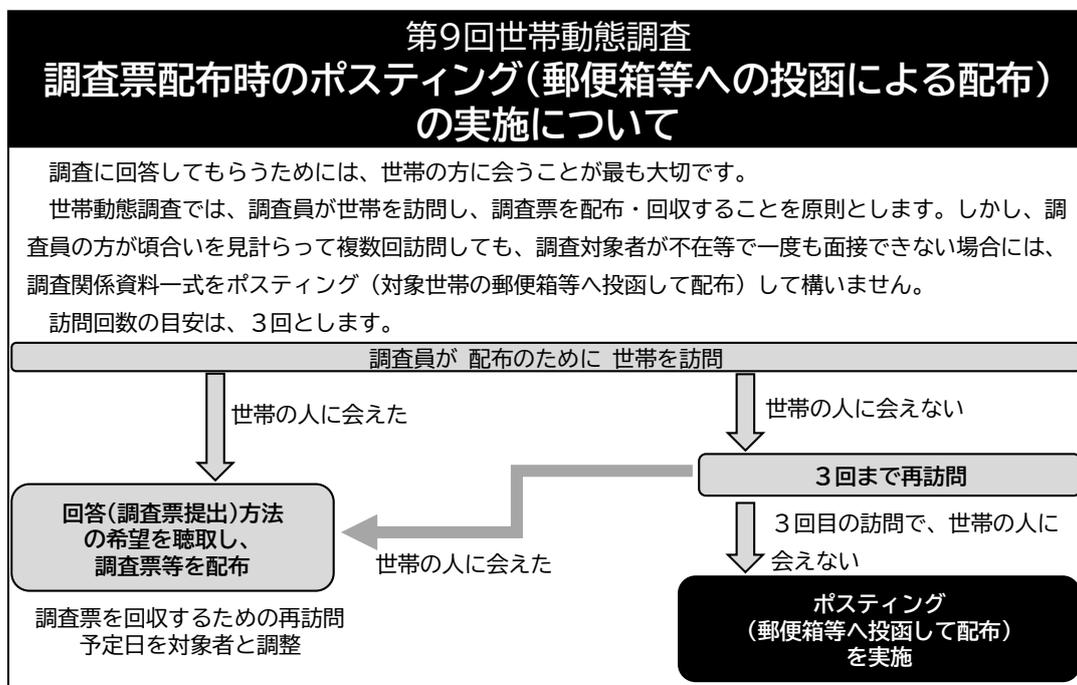
ア 調査についての問い合わせの窓口となる係を定めておき、その係名、電話番号等を『連絡メモ』の所定の欄に記載しておきます。

イ 窓口担当職員は、過去の事例などを参考にして、応接処理の方法を十分検討しておきます。

(4) 調査票配布のポスティング（郵便箱への投函）への切り替えに関する指導

対象世帯を3回訪問しても、面接不能世帯があった場合、3回目の

訪問で調査関係資料一式をポスティング（郵便箱への投函）することを可とします。調査票の配布方法やポスティングへの切り替え要件については、以下の「ポスティング（投函）への切り替えについて」を確認し、調査員への的確な説明・指導を行います。



(5) 調査対象世帯の回答状況の確認

7月9日（火）以降、下記 URL の『調査対象世帯の回答状況』サイトで、訪問が必要な世帯を確認します。20 ページの「調査実施の流れ」を必ず確認し、調査員への的確な説明・指導を行います。

※7月8日（月）の状況がサイトに反映されていることを確認するまで、調査員による調査票の回収は開始しないようにしてください。

4 調査票の受領及び県・市への提出《調査終了後》

調査員から提出のあった『単位別世帯名簿』は1部複写（コピー）します（保健所設置市・特別区の保健所は2部複写します）。『単位別世帯名簿』の原本及び写しと、回収した『調査票』を期日までに都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区に提出します。

なお、『単位別世帯名簿』（原本）及び『調査票』は、都道府県、指定都市、中核市から（保健所設置市・特別区は都道府県を通じて）、8月9日（金）までに国立社会保障・人口問題研究所に提出されることになっています。単位別世帯名簿の写しは、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区で1年間保存の後、廃棄されることになっています。

5 調査関係書類の処分

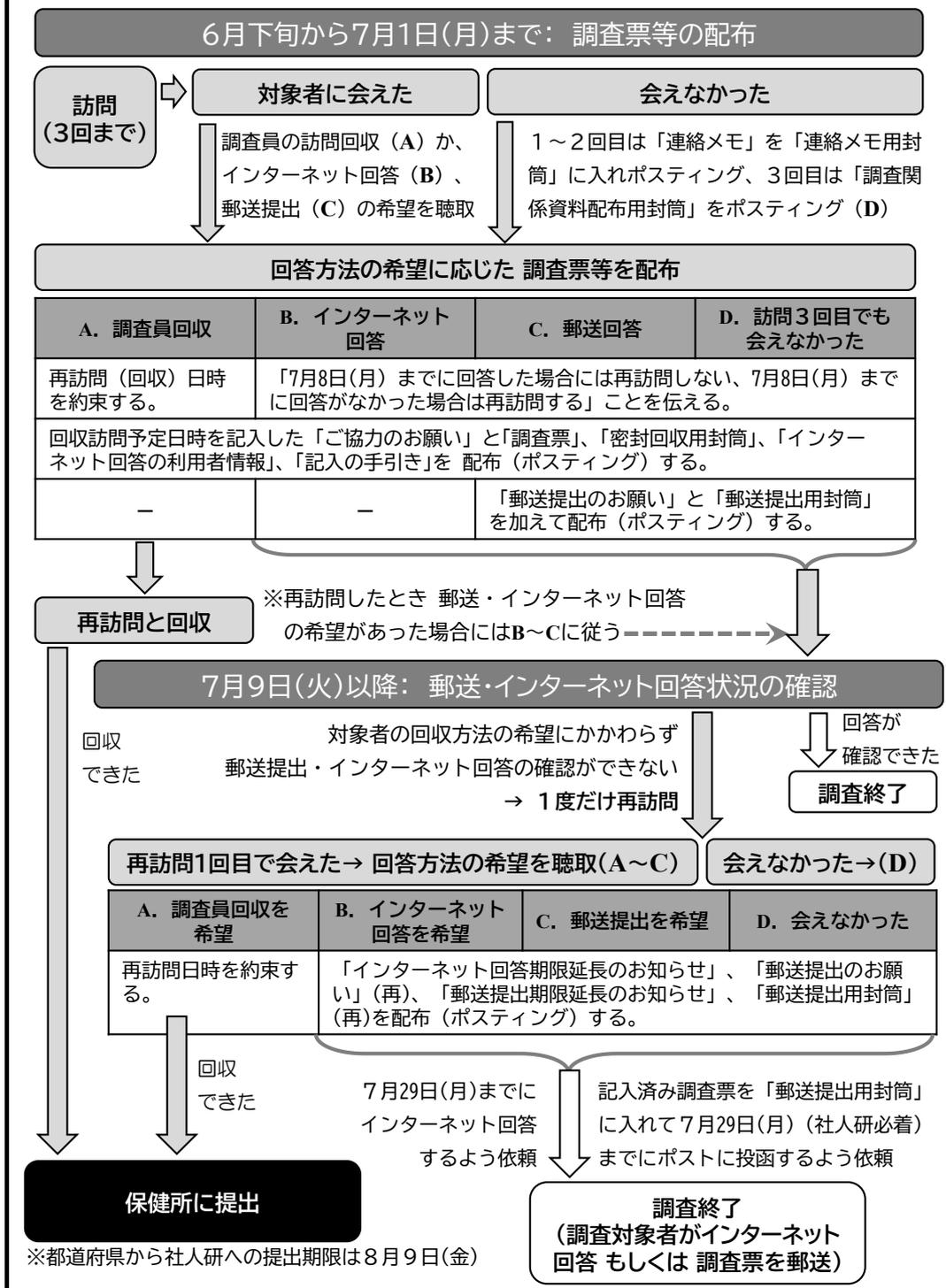
- (1) 未使用の調査関係資料（調査票等）は外部に流出しないように焼却、裁断等により処分します。
- (2) 『調査員証』は、任命権者から別途指示があった場合を除き、返納後直ちに前記の方法に準じて処分します。

●ポスターの活用について

調査へのご理解・ご協力を得るため、ポスターをご活用ください。自治体の関連施設やマンション等の集合住宅、自治会の掲示板に貼りやすいよう、A4サイズで作成しています。



第9回世帯動態調査 調査実施の流れ



参考1 調査員の選考及び配置

◎このことについては、昭和61年4月21日付け統管発第15号・第16号厚生省大臣官房統計情報部管理企画課長通知により、次の取扱指針が、各都道府県・指定都市の衛生・民生主管部（局）長あて通知されている。

「厚生統計調査に係る統計調査員の選考及び配置について」（取扱指針）

- 1 厚生統計調査に係る統計調査員（以下「統計調査員」という。）は、都道府県知事、指定都市市長及び保健所を設置する市（区）長が任命するものとしており、その身分は特別職に属する臨時又は非常勤の地方公務員であること。（地方公務員法第3条第3項第3号）
- 2 統計調査員の選考等に当たっては、厚生統計調査の円滑な実施、調査の正確性の確保、プライバシー保護、地域の実情等を十分考慮し、適切な者を選考、配置すること。この場合、一般的な選考基準として次のような点を参考にすること。
 - （1）民間人を原則とすること。
 - （2）おおむね満20歳以上満65歳以下の者であること。
 - （3）統計調査に対する協力の熱意のあること。
 - （4）調査対象者から信頼を得られる者であること。
 - （5）調査方法及び内容を正しく理解し、かつ、これを忠実に実行できる者であること。
 - （6）調査対象者に特別な利害関係のない者であること。
- 3 厚生統計調査は、健康、医療、福祉、年金、所得等、広範かつ専門的な分野にわたっており、調査を円滑に実施するためには、統計調査員が個々の調査票の内容を理解できる者であることが必要であることから、地方公共団体の職員（一般職の地方公務員。以下「職員」という。）を統計調査員として選考する場合は、次の点について留意をする必要があること。
 - （1）営利企業等への従事許可
職員が統計調査員としての職務に従事する場合には、正規の勤務時間の内外を問わず、地方公務員法第38条第1項の規定に基づく、報酬を得て他の事務に従事する営利企業等の従事制限について、任命権者の許可が必要であること。
 - （2）職務専念義務の免除
職員が統計調査員としての職務に正規の勤務時間内（ただし、年次有給休暇の場合は除く。以下同じ。）に従事する場合には、地方公務員法第35

条に基づく、任命権者からの職務専念義務の免除が必要であること。

(3) 併給の取扱い

職員が統計調査員としての職務に正規の勤務時間内に従事する場合には、報酬の受給については、本務について勤務につかなかった時間に対する給与について調整する必要があること。

(4) その他

職員が統計調査員としての職務に従事する場合には、関係法令を遵守するよう指導、監督をされたいこと。

◎ 調査員の配置に当たっては、世帯訪問の便宜、調査対象の正確な把握、個人の秘密の保護などを十分考慮する必要があるので、過去の調査状況も参考にし、建物が込み入っている地域等では世帯訪問の便宜や対象把握の正確性に、また、団地等では個人の秘密の保護の観点に重点を置くなど、地域の実情を十分把握した上で適切に行う。

例えば、次のような地域については、それぞれに示すようなことも考慮する。

ア 団地等の集団住宅地域、新興住宅地域などの調査地区

いわゆる顔見知り調査員を避ける傾向が強いところもあるので、他の地区に居住する調査員を配置したり、調査員の居住する棟と調査する棟を同一にしない。

イ 学校の学生寮・寄宿舎又は会社などの独身寮がある調査地区

入居者の把握漏れを防止するとともに、その協力を得るため、管理人等を調査員にするなど。

ウ 建物が込み入っている調査地区

調査地区境界の識別誤り、調査対象の把握漏れを防止するため、地域の実情に明るい者を調査員にするなど。

参考2 調査員の災害補償

参考1の1でいう統計調査員が、国の統計調査の業務に従事している際に受けた災害に係る補償については、次により取り扱われる。

- 1 まず、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づき当該統計調査員の任命機関（知事・市長・区長）が制定している補償条例により、公務災害補償が行われる。
 - 2 1により公務災害補償を行った知事・市長・区長は、『統計調査員公務災害補償費交付要綱』（昭和46年3月22日行政管理庁）に基づいて、国に対し、公務災害補償として支出した経費の全部又は一部について交付を求めることができる。
- ※ 同要綱は、本来、都道府県知事任命の統計調査員を対象として制定されたものであるが、昭和55年4月以降、当分の間、厚生労働省所管の統計調査については、指定都市の市長、保健所設置市の市長又は特別区の区長が任命した統計調査員にも適用されることとなっている。

【参考】認定基準の要旨

- 「公務災害」とは、統計調査員に遂行すべきものとして割り当てられた職務に起因し、又は当該職務と相当因果関係を持って発生した負傷、疾病、廃疾及び死亡をいう。
 - 原則として公務上のものとする負傷
 - (1) 統計調査員に割り当てられた職務（指示による統計調査員訓練会への出席を含む。）を遂行している場合（天災地変による場合及び偶発的に事故による場合を除く。）に発生した負傷
 - (2) 担当外の職務を遂行している場合に発生した負傷のときは、その職務遂行が公務達成のための善意の行為によるものと確認された負傷
 - (3) 職務の遂行に伴う怨恨によって発生した負傷ほか
 - 原則として公務上のものとする疾病
 - (1) 公務上の負傷に起因する疾病
 - (2) 職務に従事してり患した伝染病又は風土病ほか
 - 公務上の廃疾及び死亡
公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した廃疾及び死亡
- ◎ 認定に当たっては、統計調査員の住居等と用務先との間の往復途上であって、合理的な経路及び方法によっている場合は、職務の遂行中とみな

す。ただし、統計調査員が、その往復の経路を逸脱し、又は中断した場合は、職務の遂行中とはみなさない。

(様式1)

調査員証

(表面)

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所 2024年 社会保障・人口問題基本調査		 政府統計
第 号	第9回世帯動態調査 調査員証	
写真 縦 4.0cm 横 3.0cm	氏名 _____	
	この者は、第9回世帯動態調査の調査員であることを証明する。	
	任命期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日	知 事 市 長 区 長	印

(裏面)

注意事項	
1 この調査事務を行うときは、この調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。	
2 この調査員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
3 この調査員証を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。	
4 この調査員証は、調査員の身分を失ったとき、又は調査業務の終了その他の事由のときは、ただちに発行者に返納しなければならない。	
統計法(抄)	
第41条	(前略) 業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。(後略)
第57条	次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。(中略)
二	第41条の規程に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者(後略)
【連絡先】	

(様式2)

送 付 票

第9回世帯動態調査

1 都道府県・指定都市・中核市名

2 調査地区数

_____ 地区

3 送付事務担当者連絡先

担当部局： _____

担当者名： _____

TEL： _____

Email： _____

4 送付数

区 分	送 付 数	備 考
単位区別世帯名簿	部	
回収用封筒 【調査票入り】	袋	

5 調査地区内訳

区 分 地区番号	単位区別 世帯名簿	回収用封筒 【調査票入り】	備 考
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
計	部	袋	

2024年社会保障・人口問題基本調査

第9回世帯動態調査

調査の手引き



〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 6階

電話（コールセンター） 0120-234-961

電話（研究所）(03)3595-2984

Email setai9info@ipss.go.jp

調 査 員 の 皆 様 へ

このたび国立社会保障・人口問題研究所の「2024年社会保障・人口問題基本調査 第9回世帯動態調査」の実施にあたり、皆様方に調査員として、ご協力いただくことになりました。

本調査は、国立社会保障・人口問題研究所の行う社会保障・人口問題基本調査の一環として、5年に1回実施しています。この調査は世帯数の将来推計を行うための基礎資料を得ることを目的として実施するものです。世帯の数は、親元からの離家等による新しい世帯の形成や結婚・出産等による世帯員数の変化、高齢単独世帯主の子世代との再同居による世帯の解体等を含む「世帯動態」により変化します。今回の調査では、このような世帯動態の実態と要因について、前回調査（2019年）以降のデータを集めるために実施します。社会サービス施策の重要性が高まるなかで、高齢者世帯やひとり親世帯の動向の把握と将来見通しは厚生労働行政の施策立案にとってますます重要になっており、また電気・ガス・水道などの公共インフラの整備といった生活に密着したサービス供給計画の策定等に広く活用される基礎資料を提供するものです。

この「調査の手引き」は、調査員として皆様にどのような仕事をしていただくのかを説明したものです。良い調査結果を得るためには、調査員である皆様に調査の趣旨・内容、手順を十分理解していただくことが何よりも大切です。大変お忙しい中、誠に恐縮に存じますが、正確な調査ができるよう、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

令和6年5月

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所長

林 玲子

コンプライアンスチェックの実施について

- **コンプライアンスチェックとは調査員の業務の履行状況を国が直接確認する取組を指し、「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月30日統計委員会）において、統計の品質の確保・改善及び信頼性の確保・向上の観点から実施が求められているものです。**
 - 厚生労働省としては「厚生労働省統計改革ビジョン 2019」（令和元年8月27日厚生労働省）に基づき策定した「厚生労働省統計改革工程表」（令和元年10月8日厚生労働省（令和4年12月改正））に則り、令和2～4年度に試行実施、令和5年度から本格実施しています。
 - 第9回世帯動態調査は令和6年度コンプライアンスチェックの実施対象に選定されました。
 - **コンプライアンスチェックのための紙の調査票『「第9回世帯動態調査」の実施状況に関するアンケート』（A4版1枚、両面印刷）を「調査関係資料配付用封筒」に封入しています。調査員の皆様からも「政府統計の品質の向上の観点から調査の実施方法についてのアンケートをお願いしている」ことを調査対象世帯の方にお伝えし、第9回世帯動態調査の「調査票」等とあわせて 全ての調査対象世帯に配布してください。**
 - このコンプライアンスチェックは、調査員による訪問回収か郵送提出を行う世帯の人に回答を求めます。インターネット回答を行う世帯の方にはコンプライアンスチェックは実施しません。
- ※ 次頁以後の説明には「コンプライアンスチェック」については触れていませんが、以上のようにコンプライアンスチェックの実施（コンプライアンスチェックのための調査票の配布と回収）をお願いいたします。

目 次

ページ

I	第9回世帯動態調査の概要	1
	1. 調査の目的	1
	2. 調査の対象および客体	1
	3. 調査日	1
	4. 調査票の種類	1
	5. 調査方法	1
II	調査実施の手順	2
	1. 調査票配布前の準備	2
	2. 配票・調査の実施手順	8
	3. 調査票の回収	21
	4. 調査関係資料の保健所への提出	28
III	調査内容上の注意点	28
	1. 主な用語の定義	29
	2. 主な質問項目の注意点	30
	3. 参考表	34

I 第9回世帯動態調査の概要

1. 調査の目的

第9回世帯動態調査の目的は、世帯数の将来見通しを行うための基礎資料を得ることです。社会サービス施策の重要性が高まるなかで、高齢者世帯やひとり親世帯の動向の把握と将来見通しは厚生労働行政の施策立案にとってますます重要になっており、また電気・ガス・水道などの公共インフラの整備といった生活に密着したサービス供給計画の策定等に広く活用される基礎資料となるものです。

なお、本調査は、統計法に基づき、総務大臣から承認を受けた一般統計調査です。

2. 調査の対象および客体

本調査は、令和6年国民生活基礎調査で設定された調査地区内より無作為に抽出した合計600調査地区内すべての世帯の**世帯主、および、すべての世帯員**を調査の客体とします。ただし、調査対象者の負担軽減のため、「国民生活基礎調査 所得票」の実施単位区を除きます(調査地区のうち、一部の単位区のみで世帯動態調査を実施する場合があります)。

3. 調査日

令和6(2024)年**7月1日(月)**を調査日とし、同7月1日(月)の状況について回答してもらいます。

4. 調査票の種類

「2024年社会保障・人口問題基本調査 第9回世帯動態調査」調査票の**1種類のみ**ですが、インターネットでの回答も選択式で可能となっています。

調査票は全8ページで、その構成は次のとおりです。

- 1ページ・・・・・・・・「記入上のお願い」と世帯についての質問
- 2～7ページ・・・・・・・・世帯主とすべての世帯員についての質問
- 8ページ・・・・・・・・過去5年間の世帯主と世帯員の異動についての質問

5. 調査方法

基本的に調査員の方から調査対象世帯に調査票を配っていただき、記入は調査対象世帯で行う方式をとります。記入済みの調査票は、回答者の方が所定の**封筒**に入れ(調査票が2冊以上の時も同封)、**密封**した上で、後日、調査員の方に回収していただきます。世帯動態調査では、調査員の方による調査票の審査は行いません。密封された封筒は決して開封しないようにしてください。なお、調査対象世帯がインターネット回答または郵送提出を行った場合は調査票の回収・訪問は必要ありません。

Ⅱ 調査実施の手順

【調査員の方をお願いする作業】

1. 調査票配布前の準備

(1) 保健所から調査員に手渡される書類の確認

- ① 調査員証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 枚
- ② 調査の手引き（本資料）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ③ 国民生活基礎調査の単位別世帯名簿の写し・・・・・・・・ 1 単位区につき 1 部
- ④ 世帯動態調査の単位別世帯名簿・・・・・・・・・・・・・・ 1 単位区につき 1 部
- ⑤ 国民生活基礎調査の「単位区要図」の写し・・・・・・・・ 1 単位区につき 1 部
- ⑥ 世帯番号シールシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 世帯数に応じた数
- ⑦ 調査関係資料配布用封筒（茶色）・・・・・・・・・・・・・・ 世帯数に応じた数

- ⑧ 調査票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 世帯数と世帯員数に応じた数
 - ⑨ 密封回収用封筒（黄土色、表に「調査票在中」と記載されているもの）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 世帯数に応じた数
 - ⑩ インターネット回答の利用者情報・・・・・・・・・・・・・・ 世帯数に応じた数
 - ⑪ ご協力をお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 世帯数に応じた数
 - ⑫ 記入の手引き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 世帯数に応じた数
- ※⑧～⑫の資料は、⑦調査関係資料配布用封筒に封入された状態で保健所から手渡されます。

- ⑬ インターネット回答期限延長のお知らせ・・・・・・・・・・ 世帯数に応じた数
- ⑭ 郵送提出のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 世帯数に応じた数
- ⑮ 郵送提出用封筒（水色）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 世帯数に応じた数
- ⑯ 郵送提出期限延長のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 世帯数に応じた数
- ⑰ 調査対象者への謝礼品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 世帯数に応じた数
- ⑱ 連絡メモ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 冊
- ⑲ 連絡メモ用封筒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 世帯数に応じた数
- ⑳ ポスター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 部
- ㉑ マンション管理組合用パンフレット・・・・・・・・・・・・・・ 2 部
- ㉒ 自治会・町内会用パンフレット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 部
- ㉓ 調査票等携行袋（布製）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

調査に用いる書類を受け取り、すべてそろっているか確認してください。特に、⑦調査関係資料配布用封筒（茶色）の中に、⑧調査票、⑨密封回収用封筒（黄土色）、⑩インターネット回答の利用者情報、⑪ご協力をお願い、⑫記入の手引き、の5種類の資料が入っていることを確認します。なお、調査関係書類が不足する場合、必要な数を保健

(3) 世帯番号シールシートの確認

⇒ 7 ページの「世帯番号シールシートの説明」を参照

今回の調査では、調査員の方々の記入負担を少しでも減らすため、これまで手書きをお願いしていた「調査票」と3種類の封筒（「調査関係資料配布用封筒」、「密封回収用封筒」、「郵送提出用封筒」）の「都道府県名」、「保健所名」、「地区番号」、「単位区番号」、「世帯番号」記入欄は、これらの情報がプレプリントされたシールを貼付する形式としました。同様に、「インターネット回答の利用者情報」の「調査対象者 ID」と「パスワード」にも、シールを貼付します。

「世帯番号シールシート」については、7 ページの「世帯番号シールシート(A4 横長)の説明」をご参照ください。

(4) 調査関係書類・所定事項のシール貼付

⇒ 7 ページの「世帯番号シールシートの説明」を参照

シールを貼るのは、以下の5つの資料です。

- 調査関係資料配布用封筒とその中にすでに入っているもの
 1. 調査票
 2. インターネット回答の利用者情報
 3. 密封回収用封筒（黄土色）
 4. 調査関係資料配付用封筒
- 調査関係資料配布用封筒に入っていないもの
 5. 郵送提出用封筒（水色）

※ シールシートは A4 横長サイズです。同じ世帯に使うシールは、縦 1 列の 5 枚です。1 枚のシールシートには 4 世帯分のシールがあります。

● 調査関係資料配布用封筒に入っているもの

- ① まず、「調査関係資料配布用封筒」に入っている「調査票」にシールを貼ります。「調査票」の表紙右上の調査員記入欄の下にある、「都道府県名」、「保健所名」、「地区番号」、「単位区番号」、「世帯番号」の部分に、「①調査票用」を貼ってください。ここに貼るのは、シールシートの一番上のシールです。
- ② 次に、「インターネット回答の利用者情報」の所定の位置（真ん中の点線で囲んだ四角の部分）に、「②インターネット回答用」を貼ってください。ここに貼るのは、シールシートの上から 2 番目のシールです。
- ③ そして、「密封回収用封筒」（黄土色）、「調査関係資料配付用封筒」（茶色）の所定の位置（点線で囲んだ四角の部分）に、「③封筒用」を貼ってください。ここに貼るのは、シールシートの上から 3～4 番目のシールです。

●調査関係資料配布用封筒に入っていないもの

- ④ 「郵送提出用封筒」（水色）の所定の位置に、「③封筒用」を貼ってください。ここに貼るのは、シールシートが一番下にあるシールです。

※ 5つの資料にシールを貼ったあと、

1. 調査票
2. インターネット回答の利用者情報
3. 密封回収用封筒（黄土色）
4. 調査関係資料配布用封筒（茶色）
5. 郵送提出用封筒（水色）

1～5に貼付したシールの

「地区番号（5桁）、単位区番号（2桁）、世帯番号（2桁）」
が全て一致することを、必ず確認してください。2. インターネット回答
の利用者情報では、調査対象者の「ID」が該当する部分になります。

- ※ 1つの調査地区あたり4単位区分、1単位区あたり36世帯分の世帯番号シールシートを送付しています。シールシートが足りない場合は、至急保健所の担当者に連絡してください。
- ※ ただし、調査票に貼り付けるためのシールは各世帯1枚ずつしか用意されていません。世帯員数が6人以上の世帯に2冊以上の調査票を配布する場合の「地区番号（5桁）」、「単位区番号（2桁）」、「世帯番号（2桁）」については、お手数ですが、1枚目の調査票シールに記載されているものと同じものを手書きで記入するようお願いいたします。

(5) 調査関係資料配布用封筒の封入作業

シールを貼った 1. 「調査票」、2. 「インターネット回答の利用者情報」、3. 「密封回収用封筒」（黄土色）、3つの資料の番号が同じであることを確認した後、これらを 4. 「調査関係資料配布用封筒」（茶色）に入れて、対象者にまとめて渡せるように準備します。5. 「郵送提出用封筒」（水色）は、必要な世帯にのみ配布するため、「調査関係資料配布用封筒」には入れないでください。

※ 予備の調査関係資料の準備

国民生活基礎調査の実施後の転入等により「単位区別世帯名簿」に記載されていない世帯が調査対象になる場合があるため、2セット程度の予備の「調査関係資料配付用封筒」を用意してください。担当の調査地区が転出入の多い地域の場合には予備を多めに用意してくださいませようお願いします。

(6) 世帯員数が6人以上のとき

調査票の2～7ページまでの回答欄は、各世帯員について回答するもので、同居世帯員の数が6名以上の場合には2冊以上の調査票が必要になります。1世帯の世帯員数が6人～9人の場合、2冊の調査票の配布が必要になります。10人～13人の場合には3冊の調査票が必要に

なります。14人以上の場合には、4人ごとに1冊ずつ調査票を追加して配布してください。6人以上の世帯員がいる世帯でも、調査票以外の調査関係資料（「ご協力のお願い」、「インターネット回答の利用者情報」、「記入の手引き」、「密封回収用封筒」、「郵送提出のお願い」、「郵送提出用封筒」）は、1部ずつです。「単位区別世帯名簿」に記載の国民生活基礎調査実施時の世帯員数を確認し、必要な調査票の冊数を準備します。

6人以上の世帯の場合は、お手数ですが、調査票右上の「地区番号（5桁）」、「単位区番号（2桁）」、「世帯番号（2桁）」は、1枚目の調査票シールに記載されているものと同じものを手書きで記入をお願いいたします。また、2冊目以降の調査票については、「1人目（世帯主）」記入欄への取り消し線の記入と、回答欄の最上段「2人目」や「3人目」の書き換えが必要になります。詳細は「2. 配票・調査の実施手順（6）「調査票」の配布 ②世帯員数が6人以上のとき」（15ページ）を参照してください。

※ 調査票の2～7ページには、世帯主と4人分の世帯員（あわせて5人分）の記入欄があります。しかし、「1人目（世帯主）」には4ページの間10の記入欄がないため、世帯員が6人以上の世帯には4人ごとに追加の調査票が1冊必要になります。

世帯番号シールシート(A4 横長)の説明

注意事項：同じ世帯で使用するシールは縦1列(5枚)です。貼り付けの際はお間違えのないようにご注意ください。

① 調査票 世帯番号シールシート ① 調査票	② インターネット回答 の利用者情報 のシールシート ② インターネット回答	③ 封筒(3種) 密封回収用封筒 調査関係資料配付用封筒 郵送提出用封筒 ③ 封筒
------------------------------	---	---

① 調査票

都道府県名	世帯動線	保健所名
社人研票	世帯動線	世帯動線
地区番号	単位区番号	世帯番号
9 8 7 6 5 0 1 0 2	9 8 7 6 5 0 1 0 3	9 8 7 6 5 0 1 0 4
調査票枚数 () 枚目		

② インターネット回答
の利用者情報

ID	987650102	ID	987650103	ID	987650104
PW	m88B7k9y	PW	39UM6j2E	PW	95PPRy43

③ 封筒(3種)
密封回収用封筒
調査関係資料配付用封筒
郵送提出用封筒

都道府県名	世帯動線	保健所名
社人研票	世帯動線	世帯動線
地区番号	単位区番号	世帯番号
9 8 7 6 5 0 1 0 2	9 8 7 6 5 0 1 0 3	9 8 7 6 5 0 1 0 4

↑ 1世帯分 (同一番号) ↑ 1世帯分 (同一番号) ↑ 1世帯分 (同一番号)

世帯番号シールシート(A4 横長)

2. 配票・調査の実施手順

世帯動態調査の配票から回収までの実施は、次頁の図の流れにしたがって進めます。

(1) 配票・調査時に携行する書類

【調査員の方が利用するもの】

- ① 調査員証……………調査対象世帯の方に調査員であることを証明するもの
- ② 調査の手引き（本資料）……………調査の方法や注意点を説明したもの
- ③ 世帯動態調査の単位区別世帯名簿……………この調査のために作成した名簿
- ④ 国民生活基礎調査の「単位区要図」の写し……………調査地区の地理案内図
- ⑤ マンション管理組合用パンフレット……………マンション管理人に渡すもの
- ⑥ 自治会・町内会用パンフレット……………自治会関係者に渡すもの
- ⑦ ポスター……………マンション掲示板等に貼付するもの

【調査対象の方に渡すもの】

- ⑧ 調査関係資料配布用封筒（茶色）……………
……………所定事項記入・シール貼付済の調査票等の関係書類が封入されたもの
- ⑨ 調査対象者への謝礼品……………調査票の配布時に渡すもの

【調査対象の世帯が不在のときにポストに投函するもの】

- ⑩ 連絡メモ……………不在世帯への連絡用
- ⑪ 連絡メモ用封筒……………不在世帯への連絡用

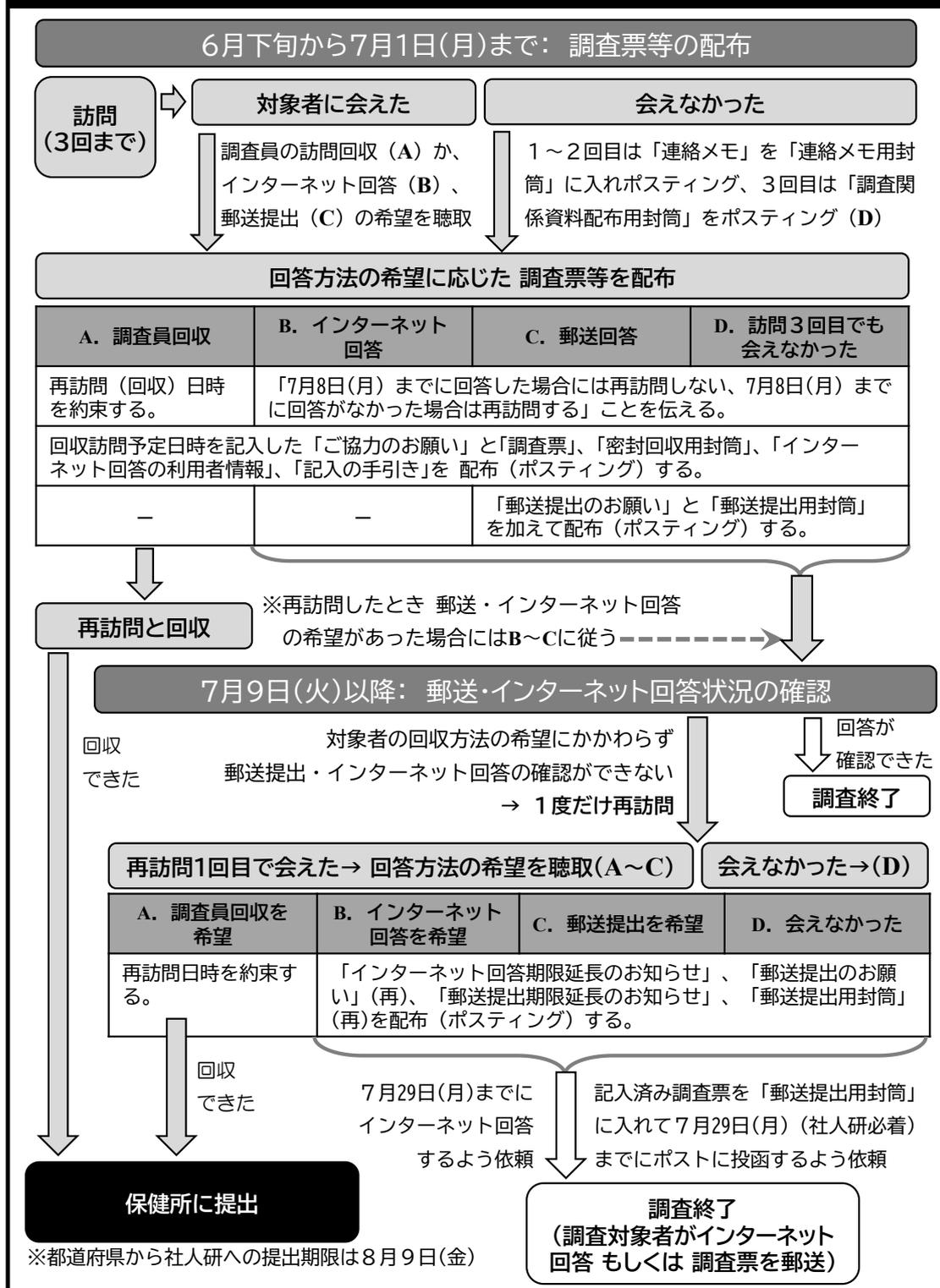
【希望世帯へ配布、もしくは調査対象の世帯が不在のときにポストに投函】

- ⑫ 郵送提出のお願い……………郵送提出希望世帯と不在世帯に配布
- ⑬ 郵送提出用封筒（水色）……………郵送提出希望世帯と不在世帯に配布

(2) 調査対象世帯への訪問

配票の準備が整ったら、(1)の書類を調査票等携行袋に入れ、「単位区別世帯名簿」と「単位区要図」の写しに基づいて調査地区の世帯を訪問します。お手数をおかけしますが、国民生活基礎調査で調査協力が得られなかった世帯についても、訪問していただきますようお願いいたします。

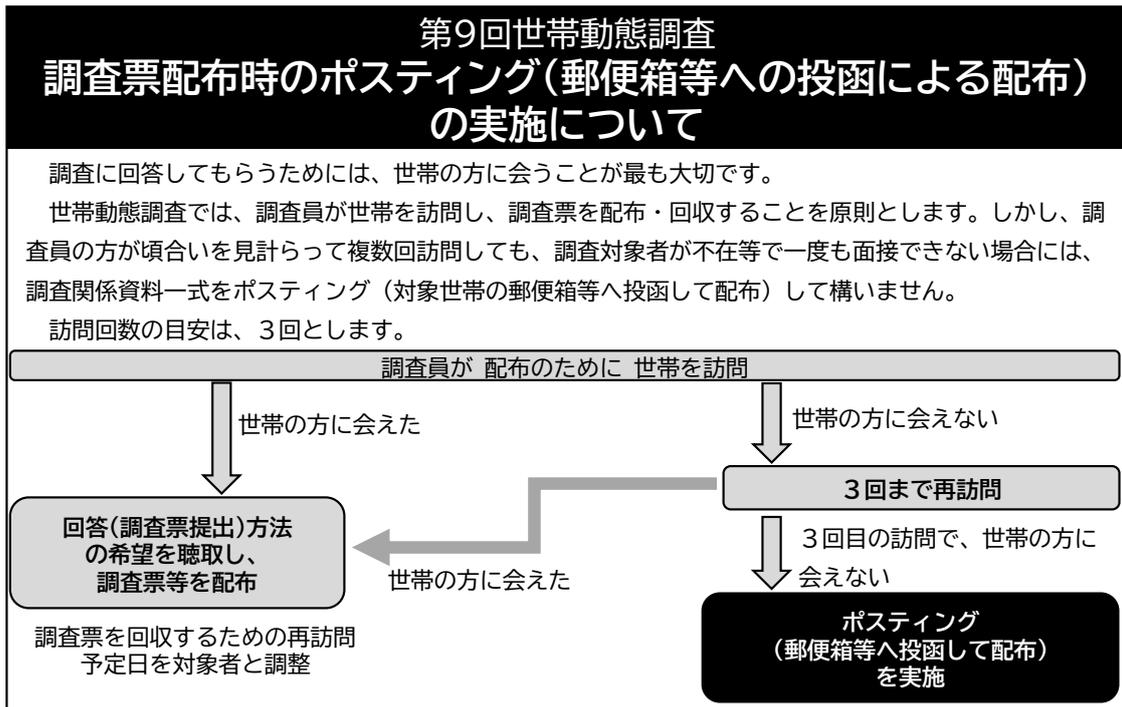
第9回世帯動態調査 調査実施の流れ



訪問時の注意点

- ・ 国民生活基礎調査後に、転入等により「単位区別世帯名簿」や「単位区要図」に記載されていない世帯があった場合は、その世帯も訪問し、「単位区別世帯名簿」の空いている欄に追加記載します。転入世帯については、備考欄に「転入」と書いてください。追加世帯には、予備に準備しておいた世帯番号シール貼付済みの「調査関係資料配布用封筒」に入った調査資料を配布してください。「調査関係資料配布用封筒」（茶色）に入っている「調査票」、「インターネット回答の利用者情報」、「密封回収用封筒」（黄土色）の所定の位置にも、同一番号の世帯番号シールが貼られていることを確認してください。
 - ・ 国民生活基礎調査後に転出した世帯や、概ね三ヶ月以上の長期不在となった世帯があった場合は、調査対象外とします。調査対象外世帯については、「単位区別世帯名簿」の該当世帯の「(1)世帯番号」から「(3)世帯員数」までの欄に二重線を引いてください。
 - ・ 調査地区内の全世帯が世帯動態調査の対象ですので、国民生活基礎調査で一時不在・面接不能であった世帯や、世帯主氏名に一本線の抹消線が引かれている世帯(回収不能、面接不能、拒否のため調査不能、その他)であっても、必ず訪問し、本調査へのご協力をお願いしてください。
 - ・ 調査に回答してもらうためには、世帯の方に会うことが最も大切です。一時不在(留守)の世帯については、「連絡メモ」を活用して曜日や時間帯を変えて再訪問し、円滑に資料配布を進めていただきますようお願いいたします。「連絡メモ」は、個人情報保護のため、「連絡メモ用封筒」に入れ、郵便受けの中でチラシ等と紛れないよう世帯の郵便受け等に残すようにしてください。
- 調査票を配布するため、対象世帯を3回訪問しても一度も面接できなかった世帯は、3回目の訪問時に「調査関係資料配布用封筒」（茶色）に「郵送提出のお願い」と「郵送提出用封筒」（水色）を加え、「調査対象者への謝礼品」を合わせて郵便受けに投函（ポストイング）しても構いません。その際、「ご協力のお願い」に回収訪問の予定日時を記入します。
- 1 次回答期限（7月8日(月)）の後に『調査対象世帯の回答状況』サイトを確認してから回収のための再訪問を行うこととなります。回収訪問予定日時は、回答状況の確認のための時間を確保して、7月13日(土)以降等に設定してください。なお、不在世帯の世帯員数が不明な場合、「調査票」の配布数は1冊で結構です。
- ・ **3回** 訪問しても一度も面接できず、ポストイングに切り替えた世帯については、「単位区別世帯名簿」の(9)ポストイングの「ポ」に○をつけてください。(7)配布票数には、1(イチ)を記載します。

調査票配布時のポスティング実施の流れ



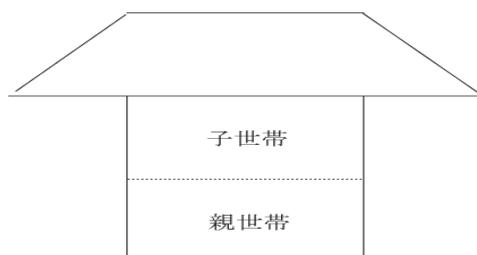
(3) 調査協力をお願い

- ・調査対象世帯を訪問したら、自己紹介と訪問理由の説明を行い、調査に協力していただけるようお願いいたします。この際、感染予防のため対面しての説明が適切でない場合は、非接触とするために玄関やインターホン越しの説明でもかまいません。
- ・「ご協力をお願い」にもとづいて本調査の趣旨を説明し、調査に協力していただけるようお願いいたします。「ご協力をお願い」を調査対象世帯の方に読んでいただければ十分わかっていたとは思いますが、調査員の方からも、調査結果は統計目的以外には使用しないこと、プライバシーは厳重に保護されることを説明してください。

(4) 世帯主、世帯員数などの確認

- ・この調査は、世帯主、および、すべての世帯員を対象としています。「単位区別世帯名簿」の(2)世帯主氏名、(3)世帯員数(人)を見て、世帯主はどなたか、世帯員数は何人かを確認してください。
- ・同一家屋または同一敷地内に**複数の世帯**が居住している場合は次のように判断してください。

○ (例) 2世代が1つの住宅に住んでいるとき



1つの住宅に、親夫婦・子夫婦がいっしょに住んでいる場合、

- (1) 親夫婦と子夫婦が生計を共にしているときは、→ 1つの世帯
- (2) 親夫婦と子夫婦が生計を別にしてしているときは、→ 別々の世帯

※ 世帯の定義は、国民生活基礎調査と同じです。

2世帯が居住していることが判明した場合、もう1つの世帯には、予備に準備しておいた調査関係資料配布用封筒（茶色）と謝礼品をもう1式配布してください。このとき、もう1つの世帯を「単位別世帯名簿」の空いている欄に追加し、追加した「(1)世帯番号」のシールが貼られた調査関係資料配付用封筒（茶色）を配布してください。また、「単位別世帯名簿」の「(2)世帯主氏名」から「(9)ポスティング」までの欄に所定事項を記入してください。

2世帯が居住していることが判明した世帯、同一家屋・同一敷地である世帯の組み合わせごとに、「(5)同一家屋・同一敷地」の欄に「①」（1組目）、「②」（2組目）のように丸で囲った同じ数字を記入してください。

⇒ 27 ページ「世帯名簿記入例」を参照

- ・ 調査票等が封入された「調査関係資料配布用封筒」（茶色）を対象世帯に1部配布します。世帯員数が6人～9人の世帯には、配布する調査票は2冊になります（10人～13人の場合は3冊になります）。世帯員数が6人以上でも、多く配布するのは調査票だけで、その他の書類の数は変わりません。配布する調査関係書類配布用封筒は1部です。

(5) 「単位別世帯名簿」の修正

⇒ 27 ページ「世帯名簿記入例」を参照

調査対象世帯と「単位別世帯名簿」の世帯主氏名、世帯員数を確認し、記載事項に変更がある場合は、「単位別世帯名簿」の記載事項を下記の方法で修正してください。

- 「(2)世帯主氏名」が国民生活基礎調査の「単位別世帯名簿」を複写したものと異なる場合は、2本線を引いて、聴き取った正確な世帯主氏名を「(16)備考欄」に記入してください。
- 「(3)世帯員数(人)」が「単位別世帯名簿」から複写したものと異なる場合は、2本線を引いて、聴き取った正確な世帯員数を(3)世帯員数(人)に記入してください。
- 世帯の方に世帯員数を確認することができなかった場合は、「(3)世帯員数(人)」に斜線を記入してください。
- 世帯そのものが転出で地区内に居住していない場合は、「(1)世帯番号」から「(3)世帯員数(人)」の欄に2本線を引いて、「(7)配布票数」に0(ゼロ)、「(10)調査対象外・配布不能の理由」に①と記入してください。同様に、調査対象地区内の家屋に居住実態がないことがわかった場合や調査期日をはさんで概ね3ヶ月以上の長期不在であることが判明した場合には、2本線を引き、「(10)調査対象外・配布不能の理由」に該当する②～③の番号を記入してください。
- 世帯そのものが調査の直前に転入してきたことにより「単位別世帯名簿」に記載されていない場合は、その世帯を「単位別世帯名簿」の空いている欄に追加し、(2)欄から(4)欄までの事項について各欄に記入し、「(16)備考」欄に「転入」と記入してください。この時、「単位別世帯名簿」の地区番号・単位区番号・世帯番号と配布する「調査関係資料配布用封筒」の中の書類の地区番号・単位区番号・世帯番号とが一致することを確認してください。
- 「連絡メモ」等を使っても調査対象世帯の方が不在で調査票を配布することができなかった場合は、3回目の訪問の時に「調査関係資料配布用封筒」と「調査対象者への謝礼品」を郵便受けに投函(ポスティング)して構いません。この場合、「ご協力のお願ひ」に7月13日(土)以降等の回収のための再訪問予定日時を記載し、伝えてください。
- 「単位別世帯名簿」では1世帯のみ居住しているはずなのに、実際は複数の世帯として居住していることがわかった場合には、次のようにしてください。
追加分の世帯を「単位別世帯名簿」の空いている行に追加し、「(2)世帯主氏名」、「(3)世帯員数(人)」について各欄に記入してください。次に、「(16)備考」欄に元からある世帯の世帯番号を書いた上で「複数世帯」と記入してください。そして、元の世帯の世帯員数等も修正する必要があるれば、2本線を引いて、正しい人数等を記入してください。また、お互いの世帯が同一家屋・敷地にある世帯であることを認識できるよう、元からある世帯と追加した世帯の「(5)同一家屋・同一敷地」に「①」のような同じ数字を記入してください。なお、世帯動態調査の実施前から、同じ敷地や建物に複数の世帯が居住していることが分かっている場合にも、「(5)同一家屋・同一敷地」に同様の数字を記入してください。
- 調査対象外になる世帯があった場合の「単位別世帯名簿」の記入は以下の通りで

す。

(10) 欄に記入する調査対象外の理由は、以下を参考に「単位別世帯名簿」上部に記載されている番号を「(10)調査対象外・配布不能の理由」欄に記入し、「(16)備考」欄に具体的な内容を記入してください。

- 調査対象外……………①転居（死亡を含む）、②居住なし（空家(室)、店舗、事務所等）、③長期不在（おおむね3カ月以上）、④その他の調査対象外（「(16)備考」欄に具体的な内容を記載してください）

①転居……………	国民生活基礎調査（準備調査）実施後の引っ越し等により、当該住居に居住していない場合を言います。（ひとり暮らし）世帯主の死亡を含みます。
②居住なし……………	もともと空家（空室）で人が住んでいない場合や、別荘や店舗・会社の事務所として利用されていて、生活の本拠が別にあり、当該住居に居住実態がない場合を言います。
③長期不在……………	国民生活基礎調査（準備調査）実施後、世帯の全員が3ヶ月以上の施設への入所・長期出張・長期旅行・行方不明などによって当該住居を3カ月以上不在（予定を含む）にしている居住実態がない場合を言います。

地区番号	13009	単位区番号	01
------	-------	-------	----

（ 1 枚のうち 1 枚目）

(10) (15) 欄は、調査対象外(①～④)、配布不能の理由(⑤～⑧)か回収不能の理由(⑨～⑪)のうち あてはまる番号を記入します。
 調査対象外…①転居（死亡）、②居住なし(空家(室)や店舗等)、③長期不在(おおむね3ヶ月以上)、④その他の調査対象外（(16)欄に具体的な内容を記載）
 配布不能 …⑤外国人、⑥配布時拒否、⑦その他配布不能（配布時面接できたが配布できず）、⑧面接・ポスティング不能（一度も面接できずポスト等なし）
 回収不能 …⑨回収時拒否、⑩その他回収不能（⑦と⑩については(16)欄に具体的な内容を記載）、⑪オンライン回答/郵送提出依頼

(1) 世帯番号	(2) 世帯主氏名	(3) 世帯員数 (人)	(4) まかない 付きの 寮 等	(5) 同一家庭 同一敷地	配布状況					回収状況					(16) 備考			
					(6) 訪問 回数	(7) 配布 票数	(8) 提出方法の希望		(9) ポス ティ ング	(10) 調査対象外 配布不能の 理由	(11) 訪問 回数	(12) 回収 票数	(13) 提出の状況と希望			(14) ポス ティ ング	(15) 回収不能の 理由	
記入例	社人 研一	6			3	2	訪	ネ	郵	ポ		2	2	訪	ネ	郵	ポ	
01	牛込 紀夫	5			1	0	訪	ネ	郵	ポ	①			訪	ネ	郵	ポ	転居
02	神谷 登	7			2	0	訪	ネ	郵	ポ	③			訪	ネ	郵	ポ	長期不在(施設入所)
03	板橋 千恵子	7			1	0	訪	ネ	郵	ポ	①			訪	ネ	郵	ポ	死亡

・名簿の「(1)世帯番号」から「(3)世帯員数」の欄に、二重線を引き、「(6)訪問回数」を記入、「(7)配布票数」に0（ゼロ）、「(10)調査対象外・配布不能の理由」に①～④、「(16)備考」欄に具体的な調査対象外の理由を書きます。

(6) 「調査票」の配布

調査票を配布する際には、以下の点に十分注意してください。

①「調査票」の記入について

世帯にふだん住んでいるすべての人（世帯主、世帯員）について、世帯主の方が記入するようお願いしてください。病気、その他の理由で世帯主が記入できない場合は、**代理の方に世帯主**、および、すべての世帯員のことについて、世帯主の立場で記入していただくようお願いしてください。また、世帯主や世帯員が出張や転勤等の理由でふだん住んでいない場合、回答に含まないことを説明してください。ふだん住んでいるとは住民登録の有無とは関係なく、3ヶ月以上にわたって住んでいる、または住むことになっていることを指します。出張や旅行、入院などで一時的に不在（おおむね3ヶ月未満）の場合は、ふだん住んでいる人に含めます。**世帯主がふだん住んでいない場合、世帯主の配偶者や長男など ふだん住んでいる方のなかから世帯の代表者として世帯主を決め、世帯主として回答していただくようお願いしてください。**

②世帯員数が6人以上のとき

「調査票」の2～7ページまでの回答欄は、世帯主を含めて5人分用意されています。1世帯の世帯人員が6人から9人の場合、「調査票」配布は**2冊になります**（10人から13人の場合は3冊になります）。2冊目の調査票は以下(1)～(3)のように修正します。

- (1) 調査員記入欄の「地区番号」、「単位区番号」、「世帯番号」に調査票1冊目と同じ数字を記入し、
- (2) 調査員記入欄の調査票 No の欄に2冊目と記入し（**図1**）、
- (3) 2冊目の「1人目（世帯主）」の記入欄には全体に斜線を入れ、回答欄の最上段の「2人目」「3人目」などの欄を6人目、7人目、…と書き換えてください（**図2**）。

つまり、この場合、回答は6人目の世帯員の方からとなります。

また、2冊目以降の調査票の1ページと8ページに回答していただく必要はありません。調査票を2冊以上配布した世帯でも「密封回収用封筒」は**1部配布し、2冊の調査票を封入してもらいます。**

図1 調査票冊数の記入例（調査票2冊目の場合）

調査員記入欄					
都道府県名			保健所名		
地区番号			単位区番号	世帯番号	
調査票 No.					
(2)冊目 / (2)冊中					

ここに調査票の冊数を記入してください(2冊目の場合)。

図 2 2冊目の調査票の書き換え（「1人目(世帯主)」の回答欄と回答欄の最上段）

2冊目の調査票では、「1人目(世帯主)」には二重線を引き、「2人目」は6人目に書き換えます。3人目以降は7人目、8人目、9人目と書き換えてください。

次の問3から問13までは、同居している世帯員の方全員について、各人の立場に立ってお答え下さい。世帯員が6人以上の場合は、調査票をもう1部使用し、6人目の方を2人目の欄、7人目の方を3人目の欄のようにお書き下さい。

質問	1人目(世帯主)	2人目
問3 性別と出生年月を記入して下さい。	1 男 2 女 1 西暦 2 令和 3 平成 4 昭和 5 大正 ()年()月生まれ	1 男 2 女 1 西暦 2 令和 3 平成 4 昭和 5 大正 ()年()月生まれ
問4 世帯主との続柄はどれですか。 あてはまる番号に○をつけて下さい。	① 世帯主 2 配偶者 8 配偶者の父母 3 子 9 祖父母 4 子の配偶者 10 兄弟姉妹 5 孫 11 その他の親族 6 孫の配偶者 12 恋人・友人等 7 世帯主の父母 13 その他	2 配偶者 8 配偶者の父母 3 子 9 祖父母 4 子の配偶者 10 兄弟姉妹 5 孫 11 その他の親族
問5 生存しているきょうだいは何人ですか。	兄 ()人 いな場合、 弟 ()人 0を記入して 姉 ()人 くください。 妹 ()人 合計 ()人	
問6 結婚の経験は次のどれですか。 問6-1 その経験をしたのはいつですか。 有配偶の方は結婚年月を、 死別の方は配偶者の死亡年月を、 離別の方は離婚した年月を 記入して下さい。 問6-2 初婚・再婚のどちらですか。 有配偶の方は現在の結婚、 死別・離別の方は最後の結婚に ついてお答え下さい。	1 未婚 -----> 問7へ 2 有配偶(現在結婚している) 3 死別(配偶者と死に別れた) 4 離別(配偶者と離婚した) 1 西暦 2 令和 3 平成 4 昭和 5 大正 ()年()月 1 初婚 2 再婚	2冊目の調査票では「1人目(世帯主)」の記入欄には全体に斜線(取り消し線)を引いてください。
問7 (18歳以上の方について)教育についておたずねします。 在学中(中退を含む)又は卒業した教育施設についてお答え下さい。	1 在学中(中退含む) 2 卒業 問7-1 その教育施設は 1 小学校・新制中学 2 旧制中学・新制高校 3 専修学校(高卒後) 4 高専・短大 5 大学・大学院	
問8 (18歳以上の方について)現在の就業の状態についておたずねします。 育児休暇など長期休職中の方も雇用契約上の地位(常勤又はパート・アルバイト)に○をつけて下さい。	1 自営業主・家族従業者 2 雇われている(常勤) 3 雇われている(パート・アルバイト) 4 会社などの役員 5 無職 -----> 問9へ 問8-1 その職業は 管理職 5 サービス 9 輸送・機械運転 2 専門・技術 6 保安 10 建設・採掘 3 事務 7 農林漁業 11 運搬・清掃・包装等 4 販売 8 生産工程	

④ 不在世帯へのポスティング（郵便箱等へ投函して配布）の実施

調査に回答してもらうためには、世帯の方に会うことが最も大切であるため、世帯動態調査では、調査員が世帯を訪問し、調査票を配布・回収することを原則としています。しかし、調査員の方が頃合いを見計らって複数回訪問しても、調査対象者が不在等で一度も面接できない場合は、「調査関係資料配付用封筒」に「郵送提出のお願い」と「郵送提出用封筒」（水色）を加え、「ご協力のお願い」の所定欄に7月13日（土）以降等の再訪問予定日時を記載して、ポスティング（対象世帯の郵便箱等へ投函して配布）して構いません。ポスティングを実施する訪問回数の目安は3回目の訪問です。

- ※ 第9回世帯動態調査では外国語に対応した調査関係資料は作成していません。応接者が外国人の場合、日本語の調査票に記入できるか確認してください。応接者が外国人であり日本語の調査票に記入ができる人がいない世帯の調査は、「調査関係資料配布用封筒」を配布せずに調査終了として構いません。

(7) 調査への回答方法の説明

- ・この調査への回答方法（記入済み調査票の提出方法）は3通りあります。

①訪問回収

調査対象世帯の方が紙の「調査票」に記入し、「調査関係資料配布用封筒」（茶色）に同封している「密封回収用封筒」（黄土色）に記入済み調査票を封入し、調査員の方が後日再訪問して回収する。

②インターネット回答

パソコンやスマートフォンから総務省統計局の「政府統計オンライン調査システム」にログインし、電子調査票に回答する（紙の調査票への記入は不要です）。

③郵送提出

調査対象世帯の方が紙の「調査票」に記入し、「郵送提出用封筒」（水色）に記入済み調査票を封入し、ご自身で郵便ポストに投函する（国立社会保障・人口問題研究所に直接送付されます）。

- ・本調査では上記の回答方法があることを説明し、調査対象世帯の方の希望を聴取します。配布のための訪問1～3回目に調査対象世帯の方が③郵送提出を希望した場合には「郵送提出のお願い」と「郵送提出用封筒」（水色）を渡していただいて差し支えありません。
- ・①訪問回収を希望した場合には、「単位区別世帯名簿」の「(8)提出方法の希望」訪問の「訪」に○（白抜き丸印）をつけてください。そして、調査対象世帯の方と「調査票」の回収予定日を打ち合わせします。回収日時を約束した世帯には「ご協力のお願い」の所定欄に日時を記載し、必ずその日時に再訪問してください。

- ・①訪問回収の際には密封回収を原則としておりますので、「密封回収用封筒」の裏のシールをはがして密封していただくように依頼しておいてください。世帯動態調査では調査票の記入内容の審査は行いません。密封された「密封回収用封筒」を開封しないでください。
- ・②インターネット回答と③郵送提出の提出期限は、7月8日（月）（社人研必着）です。
7月8日（月）までにインターネット回答もしくは郵送提出による回答が確認できた場合には再訪問しないこと、インターネット回答と郵送による調査票の提出が確認できない場合には、7月9日（火）以降に「調査票」の回収のために再度訪問することを説明してください。また、再訪問の仮の予定として、郵送提出の確認を ゆとりをもって行うことができる7月13日（土）以降等を設定し、「ご協力のお願い」の所定欄に記載してください。
- ・対象世帯が郵送提出を希望した場合は、「郵送提出のお願い」と「郵送提出用封筒」（水色）を渡し、「郵送提出用封筒」（水色）に記入した調査票を封入し、7月8日（月）までに社人研（東京都千代田区）に到着するよう郵便ポストへの投函をお願いしてください。
- ・調査対象世帯の方の希望を聴取した際に、②インターネット回答を希望した場合には「単位区別世帯名簿」の「(8)提出方法の希望」ネットの「ネ」に○（白抜き丸印）、③郵送提出を希望した場合には「(8)提出方法の希望」郵送の「郵」に○（白抜き丸印）をつけてください。

(8) 謝礼品の配布

- ・調査協力の御礼として、謝礼品を1世帯につき1つ差し上げてください。

(9) 単位区別世帯名簿への配布数等の記入

- ・面接終了後、「単位区別世帯名簿」の所定の欄に、「調査票」の配布票数を記入してください。また、世帯の人から聞いた回答方法の希望に○（白抜き丸印）があるか確認してください。すべての世帯の訪問を完了したら、「単位区別世帯名簿」最下部の合計配布世帯数には、面接できた場合とポスティングを行った世帯数の合計を記入します。（→**26～27 ページ「単位区別世帯名簿の＜単位区全体の実施状況＞の記入」と「記入例」を参照**）
- ・「単位区別世帯名簿」への配布数等の記入例を以下に示します。
(10)欄に記入する 配布不能の理由は、以下を参考に「単位区別世帯名簿」上部に記載されている番号を「(10)調査対象外・配布不能の理由」欄に記入し、「(16)備考」欄に具体的な内容を記入してください。

- 配布不能……………⑤外国人、⑥配布時拒否、⑦その他配布不能（配布時面接できたが配布できず）、⑧面接・ポスティング不能（一度も面接できずポスト等なし）

⑤外国人……………応接者が外国人で日本語のやりとりができない場合や、会話はできるが日本語の調査票に記入できない場合です。

⑥配布時拒否……………世帯員に面会することができたものの、明確な拒否により調査協力を得ることができず、調査票を配布できなかった場合です。

⑦その他配布不能……………世帯員に面会することができたものの、上記以外の理由（病気や高齢で調査票への記入ができない等）で調査協力が得られなかった場合です。「(16)備考」欄に、その状況をなるべく具体的に記入してください。

⑧面接・ポスティング不能…世帯員に一度も面接できず、郵便受けが無い等の理由で、調査票のポスティングもできなかった場合です。

※ 調査票等の配布のための訪問で調査対象世帯の方に一度も面接することができない場合には、3度目の訪問でポスティングを実施してください。

地区番号	1	3	0	0	9	単位区番号	0	7
------	---	---	---	---	---	-------	---	---

(1 枚のうち 1 枚目)

(10) (15) 欄は、調査対象外(①～④)、配布不能の理由(⑤～⑧)か回収不能の理由(⑨～⑪)のうち あてはまる番号を記入します。
 調査対象外…①転居（死亡）、②居住なし(空家(室)や店舗等)、③長期不在(おおむね3ヶ月以上)、④その他の調査対象外 ((16)欄に具体的な内容を記載)
 配布不能 …⑤外国人、⑥配布時拒否、⑦その他配布不能（配布時面接できたが配布できず）、⑧面接・ポスティング不能（一度も面接できずポスト等なし）
 回収不能 …⑨回収時拒否、⑩その他回収不能（⑦と⑧については(16)欄に具体的な内容を記載）、⑪オンライン回答/郵送提出依頼

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	配布状況					回収状況					(16)				
					(6)	(7)	(8)		(9)	(10)	(11)	(12)	(13)			(14)	(15)		
世帯番号	世帯主氏名	世帯員数(人)	まかない付きの寮等	同一家庭同一敷地	訪問回数	配布票数	訪問	ネット	郵送	ポスティング	調査対象外配布不能の理由	訪問回数	回収票数	訪問	ネット	郵送	ポスティング	回収不能の理由	備考
記入例	社人 研一	6			3	2	訪	ネ	郵	ポ		2	2	●	ネ	郵	ポ		
01	若松 徹	2			3	1	訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
02	田原 慶三	3			1	0	訪	ネ	郵	ポ	⑥			訪	ネ	郵	ポ		配布時 拒否
03	菊川 絵里	1			3	0	訪	ネ	郵	ポ	⑧			訪	ネ	郵	ポ		郵便受けがオートロックマンション内
04	山村 正太郎	4			2	1	訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		

・記入例 - 配布のための訪問3回目に世帯の方に面会することができ、6人世帯のため2冊の調査票を配布、訪問回収の希望があった場合

(6)訪問回数に3、(7)配布票数に2、(8)提出方法の希望 訪問の「訪」に○（白抜き丸印）を記入する。

・世帯番号 01 - 配布のために3回訪問しても対象世帯の方に面会できず、ポスティングを実施した場合

(6)訪問回数に3、(7)配布票数に1（イチ）、(9)ポスティングの「ポ」に○（白抜き丸印）を記入する。

・世帯番号 02 - 配布のための 1 回目の訪問で、拒否により調査協力を得られなかった場合
(6) 訪問回数に 1 (イチ)、(7) 配布票数に 0 (ゼロ)、(10) 調査対象外・配布不能の理由に
⑥を記入する。

・世帯番号 03 - 配布のため 3 回訪問したが世帯の方に面会できず、対象世帯がオートロック
マンションにあり、マンション内に郵便受けがあつて、ポストインが不可
能だった場合
(6) 訪問回数に 3、(7) 配布票数に 0 (ゼロ)、(9) 調査対象外・配布不能の理由に⑧を記入
する。

・世帯番号 04 - 配布のための 2 回目の訪問で、世帯の方に面会することができて訪問回収の
希望を聞き、世帯主以外の世帯員の方に調査票を預けた場合
(6) 訪問回数に 2、(7) 配布票数に 1 (イチ)、(8) 提出方法の希望 訪問の「訪」に○を記入
する。

『調査対象世帯の回答状況』サイトについて

- ・調査票を配布した世帯が郵送提出またはインターネット回答を済ませると、以下の『調査対象世帯の回答状況』サイトに反映されます。
- ・調査世帯への再訪問の際は、サイトに表示されている最終更新日時に注意して最新の回答状況を確認し、郵送提出またはインターネット回答が済んでいる世帯には訪問しないようにしてください。
- ・回答 1 次期限である 7 月 8 日 (月) の回答状況がサイトに反映されていることを確認するまでは、調査票を配布した世帯への再訪問は控えてください。

3. 調査票の回収

【回答1次期限（7月8日（月））以降に郵送提出・インターネット回答が確認できない調査対象の方に渡すもの】

- ⑭ インターネット回答期限延長のお知らせ……回答1次期限（7月8日（月））以降の連絡用
- ⑮ 郵送提出期限延長のお知らせ……回答1次期限（7月8日（月））以降の連絡用
- ⑯ 郵送提出用封筒（水色）

(1) 訪問対象となる世帯の確認

- ・訪問対象となる世帯は、調査員回収を希望し再訪問（回収）日時を約束した世帯、7月8日（月）までにインターネット回答・郵送提出による調査票の回収が確認できなかった世帯です。
- ・世帯動態調査では、インターネット回答ならびに郵送提出の状況を毎日とりまとめ、翌朝までに『調査対象世帯の回答状況』サイト（20ページ参照）に掲載し調査員の方がインターネットを通じて確認できるようにします。7月9日（火）以降、『調査対象世帯の回答状況』サイトを確認したら、**訪問対象となる世帯を確認**してください。すでにインターネット回答または郵送提出が完了している世帯については、それぞれ「単位別世帯名簿」の「(13)提出の状況と希望」欄の「ネット」の「ネ」または「郵送」の「郵」に●（黒く塗りつぶした丸印）をつけてください。
- ・『調査対象世帯の回答状況』サイトで担当の調査地区のインターネット回答と郵送提出の状況について参照する際には、いつまでの提出状況が反映されているかに注意し、7月8日の状況がサイトに反映されていることを確認するまでは、インターネット回答・郵送提出の確認ができなかった世帯への訪問はしないようにお願いいたします。調査対象者が郵送提出した調査票は社人研（東京都千代田区）に到着した翌日までに『調査対象世帯の回答状況』に更新されることとなりますので、提出期限を誤解して7月8日（月）にポストに投函した場合に東京都までの郵送に要する日数を勘案して郵送提出の状況を確認するようにします。
- ・ただし、調査票等の配布時に調査対象世帯の方に会うことができ、調査員回収を希望して回収予定日を事前に打ち合わせした場合には、『調査対象世帯の回答状況』サイトの状況にかかわらず、その対象世帯を訪問していただいかまいません。

(2) 調査世帯を訪問する（調査票の回収）

- ・回収予定日に再び対象世帯をたずね、記入済み調査票が入った「密封回収用封筒」（黄土色）を回収します。その際、記入済みの「調査票」が入っているかどうか、（2冊以上の調査票を配布した場合には）何冊の調査票が入っているかを世帯の方に確認してください。「密封

回収用封筒」は開封しないようお願いします。

- ・「密封回収用封筒」が密封されていない場合は、「調査票」が「密封回収用封筒」に入っているのを確認したうえで、調査員が密封してください。世帯動態調査では、調査票の審査は行いませんので、「密封回収用封筒」から「調査票」を取り出さないようお願いします。

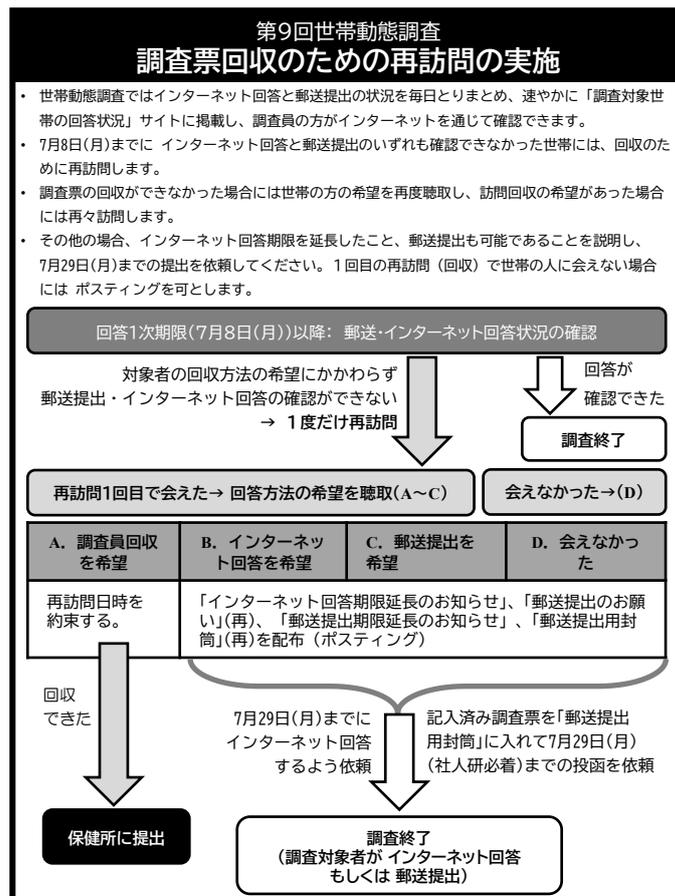
- ・回収のために世帯を訪問した際、調査票への記入が済んでいなかった等により「調査票」を回収することができなかった場合には、世帯の方の希望を再度聴取します。

訪問回収の希望があった場合には「単位区別世帯名簿」の(13)提出の状況と希望欄の訪問の「訪」に○をしてください。訪問回収の希望があった場合には、再々訪問の予定を調整し、世帯の方の希望に沿って訪問回収に努めていただくようお願いします。

オンライン回答/郵送提出を希望する世帯については、「単位区別世帯名簿」の(13)提出の状況と希望欄のネットの「ネ」か郵送の「郵」に○をしてください。その上で、オンライン回答期限を延長したこと、郵送提出も可能であることを説明し、7月29日(月)までの提出を依頼してください(郵送提出の場合、7月29日に社人研必着)。

回収のための再訪問では1回目で世帯の人に会えない場合には、必要な書類のポストイングを可とします。「単位区別世帯名簿」の(14)ポストイングの「ポ」に○をしてください。

- ・回収のための再訪問の流れは、次の図の通りです。



※ 不在世帯への対応ー ポスティングの実施について

・調査票の配布のために3回訪問しても調査対象世帯の方に会えなかった場合には、「調査関係資料配布用封筒」（茶色）に「郵送提出のお願い」と「郵送提出用封筒」（水色）を封入してポスティング（郵便受け等に投函して配布）していただいて差し支えありません。その際、「ご協力のお願い」に再訪問予定日時を記入してください。「ご協力のお願い」には、回答1次期限である7月8日（月）までにインターネット回答を済ませる もしくは7月8日（月）までに社人研に到着するように 記入済み調査票を「郵送提出用封筒」（水色）に入れてポストに投函するよう記載があります。調査対象世帯の方が、これにしたがった調査票の提出を行った場合に『調査対象世帯の回答状況』サイトで調査票の受付状況を確認できるように7月13日（土）以降等の再訪問予定日時を指定するようにします。

・「調査票」を配布するために訪問した際に聴取した回答方法についての希望にかかわらず、**7/8（月）までにインターネット回答・郵送回収が確認できなかった世帯**については、「調査票」の回収のために再度（1度だけ）訪問します。

調査対象世帯の人に会えた場合には、本調査は統計目的以外には使用しないことや、統計法の規定により公益性のある統計作成以外の目的には調査結果を利用することはできずプライバシーは厳重に保護されることと、本調査の趣旨を再度説明して協力の依頼をするとともに、回答方法の希望を再度聴取してください。

調査員回収を希望する場合には再訪問（回収）の予定を打ち合わせ、回収のために再度の訪問をお願いします。

インターネット回答もしくは郵送提出を希望する場合には「インターネット回答期限延長のお知らせ」、「郵送提出期限延長のお知らせ」、「郵送提出用封筒」（水色）を渡し、インターネット回答期限を延長することと 郵送提出も可能であることを伝え、7月29日（月）までに社人研に到着するようポストに投函するよう依頼してください。

できるだけ回収率を高めるよう、格別のご尽力をお願いします。

・「調査票」を回収するため対象世帯を訪問して、**1度目の再訪問（回収）の際に調査対象世帯の人が不在だった場合には**、「インターネット回答期限延長のお知らせ」、「郵送提出期限延長のお知らせ」、「郵送提出用封筒」（水色）をポスティング（郵便受け等に投函して配布）していただいて差し支えありません。できるだけ回収率を高めるよう、「調査票」を回収するための再訪問は、頃合いを見計らって行うようお願いします。

(3) 「単位区別世帯名簿」への回収状況の記入

・回収のための再訪問実施後、「単位区別世帯名簿」の「(11)訪問回数」と「(12)回収票数」を記入してください。

訪問回収を行った場合には「単位区別世帯名簿」の「(13)提出の状況と希望」欄の訪問の「訪」に●を記入します。

オンライン回答か郵送提出の希望があった場合には、「単位区別世帯名簿」の「(13)提出

の状況と希望」欄のネットの「ネ」もしくは郵送の「郵」に○、回収のための再訪問1回目で世帯の人に会えなかった場合には「(14)ポスティング」の「ポ」に○をします。

「単位区別世帯名簿」の最下部の訪問回収を行った世帯数（単位区の合計）には「(13)提出の状況と希望」欄の訪問の●の数を、オンライン回答・郵送提出の依頼を行った世帯数（単位区の合計）には「(13)提出の状況と希望」の「ネ」「郵」と「(14)ポスティング」の○の数を数えて、それぞれについて記入してください。インターネット回答・郵送依頼を行った世帯数は、面接により依頼を行った世帯とポスティングの合計です。（→26～27 ページ「単位区別世帯名簿の＜単位区全体の実施状況＞の記入例」と「世帯名簿 記入例」を参照）

- ・「単位区別世帯名簿」への回収数等の記入例を以下に示します。

(15)欄に記入する 回収不能の理由は、以下を参考に「単位区別世帯名簿」上部に記載されている番号を「(15) 回収不能の理由」欄に記入し、「(16)備考」欄に具体的な内容を記入してください。

●回収不能……………⑨回収時拒否、⑩その他回収不能、⑪オンライン回答/郵送提出依頼（面接できずポスティング実施）

⑨回収時拒否……………	世帯員に面会することができたものの、明確な拒否により調査協力を得ることができず、調査票を回収できなかった場合です。
⑩その他回収不能……………	世帯員に面会することができたものの、上記以外の理由（病気や高齢で調査票への記入ができない等）で調査協力が得られなかった場合です。「(16)備考」欄に、その状況をなるべく具体的に記入してください。
⑪オンライン回答/郵送提出依頼……………	世帯員に面接できず、ポスティングを行った場合です。

※ 調査票の回収のための再訪問では、調査対象世帯の方に1回目の再訪問で面接することができない場合にポスティングを実施していただいて差し支えありません。

地区番号	1	3	0	0	9	単位区番号	0	7
------	---	---	---	---	---	-------	---	---

(1 枚のうち 1 枚目)

(10) (15) 欄は、調査対象外(①～④)、配布不能の理由(⑤～⑧)か回収不能の理由(⑨～⑪)のうち あてはまる番号を記入します。
 調査対象外…①転居(死亡)、②居住なし(空家(室)や店舗等)、③長期不在(おおむね3ヶ月以上)、④その他の調査対象外((16)欄に具体的な内容を記載)
 配布不能…⑤外国人、⑥配布時拒否、⑦その他配布不能(配布時面接できたが配布できず)、⑧面接・ポスティング不能(一度も面接できずポスト等なし)
 回収不能…⑨回収時拒否、⑩その他回収不能(⑦と⑩については(16)欄に具体的な内容を記載)、⑪オンライン回答/郵送提出依頼

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	配布状況					回収状況					(16)				
					(6)	(7)	(8)			(9)	(10)	(11)	(12)	(13)			(14)	(15)	
世帯番号	世帯主氏名	世帯員数(人)	まかない付きの家等	同一家庭同一敷地	訪問回数	配布票数	訪問	ネット	郵送	ポスティング	調査対象外配布不能の理由	訪問回数	回収票数	訪問	ネット	郵送	ポスティング	回収不能の理由	備考
記入例	社人 研一	6			3	2	訪	ネ	郵	ポ		2	2	●	ネ	郵	ポ		
01	千田 恭介	4			2	1	訪	ネ	郵	ポ		0	0	訪	●	郵	ポ		
02	高山 エレーナ	3			3	1	訪	ネ	郵	●		1	0	訪	ネ	郵	●	⑪	一時不在
03	広瀬 絵里	2			1	1	訪	●	郵	ポ		2	1	●	ネ	郵	ポ		
04	中村 豊	1			3	1	訪	ネ	●	ポ		1	0	訪	ネ	郵	ポ	⑨	回収時拒否
05	山田 孝太郎	6			1	2	訪	ネ	●	ポ		0	0	訪	ネ	●	ポ		

・記入例 - 回収のために約束した訪問予定日時に訪ねたところ、調査票が未記入で再度の訪問回収の希望があったため再々訪問して回収を行った場合

(11)訪問回数に2、(12)回収票数に2(6人世帯なので調査票は2部配布済み)、(13)提出の状況と希望 訪問の「訪」に●(黒く塗りつぶした丸印)を記入する。

・世帯番号 01 - 訪問回収を希望していたが、訪問予定前日までのインターネット回答が確認できた場合

(11)訪問回数に0(ゼロ)、(12)回収票数に0(ゼロ)、(13)提出の状況と希望 ネットの「ネ」に●(黒く塗りつぶす)を記入する。

・世帯番号 02 - 配布のための訪問3回目でも会えなかったためポスティングを実施したが7月8日(月)までのインターネット回答も郵送回収も確認できず、回収のために訪問したが不在のため郵送依頼を行った場合

(11)訪問回数に1(イチ)、(12)回収票数に0(ゼロ)、(14)ポスティングの「ポ」に○、(15)回収不能の理由に⑪を記入する。

・世帯番号 03 - インターネット回答の希望だったが7月8日(月)までのインターネット回答も郵送回収も確認できず、回収のために訪問したところ訪問回収の希望があり、再度訪問して記入済み調査票を回収した場合

訪問回収の希望を聞いたときに(13)欄の訪問の「訪」に○、(11)訪問回数に2、(12)回収数に1(イチ)、(13)欄の訪問の「訪」に●(黒く塗りつぶす)を記入。

・世帯番号 04 - 7月8日(月)までのインターネット回答も郵送回収も確認できず、回収のために再訪問したところ、拒否により回収できなかった場合

(11)訪問回数に1(イチ)、(12)回収票数に0(ゼロ)、(15)回収不能の理由に⑨を記入する。

・世帯番号 05- 7月8日（月）までの郵送回収が確認できた場合

(11)訪問回数に0（ゼロ）、(12)回収票数に0（ゼロ）、(13)提出の状況と希望 郵送の「郵」に●（黒く塗りつぶす）を記入する。

(4) 回収数の確認

・単位区全ての世帯の調査が完了したら、「単位区別世帯名簿」の表紙の＜単位区全体の実施状況＞を記入してください。「調査対象世帯数」は「単位区別世帯名簿」の世帯数から調査対象外（(10)欄が①～④）を除く世帯数、「オンライン/郵送提出済みの世帯数」は(13)欄の「ネ」か「郵」の●の数を入力します。

調査員による「訪問回収世帯数」と「オンライン/郵送提出を依頼した世帯数」については回収状況（(11)～(15)欄）の最下部に記入済みの世帯数を転記します。

単位区の世界帯数が30を超えて1つの単位区で複数の「単位区別世帯名簿」を作成した場合には、単位区全体の実施状況について世帯数を合算して1枚目の「単位区別世帯名簿」の＜単位区全体の実施状況＞欄に記入してください。

「単位区別世帯名簿」の＜単位区全体の実施状況＞の記入例

＜単位区全体の実施状況＊＞		第9回世帯動態調査
調査対象世帯数	15	世帯
調査票を配布(ポスティング)した世帯数	13	世帯
訪問回収世帯数	3	世帯
オンライン/郵送提出済みの世帯数	4	世帯
オンライン/郵送提出を依頼した世帯数	4	世帯

配布世帯数と**配布不能世帯数**（(10)欄が⑤～⑧）の合計が調査対象世帯数になるようにしてください。
 (配布不能世帯数 2 世帯)
 (回収不能世帯数 2 世帯)

＊ この単位区の世界帯数が30世帯を越す状況について、世帯数を合算し1枚目の訪問回収世帯数((13)欄「訪」に●)とオンライン/郵送提出済み（(13)欄「ネ」「郵」に●）、オンライン/郵送依頼（(13)欄「ネ」「郵」に○か(14)欄に○）、回収不能世帯数（(15)欄が⑨～⑩）の合計が、**配布世帯数**になるようにしてください。

世帯名簿 記入例

地区番号	13009	単位区番号	07
------	-------	-------	----

(1 枚のうち 1 枚目)

(10) (15) 欄は、調査対象外(①~④)、配布不能の理由(⑤~⑧)か回収不能の理由(⑨~⑪)のうち あてはまる番号を記入します。
 調査対象外…①転居(死亡)、②居住なし(空家(室)や店舗等)、③長期不在(おおむね3ヶ月以上)、④その他の調査対象外 ((16)欄に具体的な内容を記載)
 配布不能 …⑤外国人、⑥配布時拒否、⑦その他配布不能(配布時面接できずが配布できず)、⑧面接・ポスティング不能(一度も面接できずポスト等なし)
 回収不能 …⑨回収時拒否、⑩その他回収不能(⑦と⑩については(16)欄に具体的な内容を記載)、⑪オンライン回答/郵送提出依頼

(1) 世帯 番号	(2) 世帯主氏名	(3) 世帯員数 (人)	(4) まかない 付きの等 同一家庭 同一敷地	(5)	配布状況					回収状況				(16) 備 考				
					(6) 訪問 回数	(7) 配布 票数	(8) 提出方法の希望 訪問 ネット 郵送	(9) ポス ティ ング	(10) 調査対象外 配布不能の 理 由	(11) 訪問 回数	(12) 回収 票数	(13) 提出の状況と希望 訪問 ネット 郵送	(14) ポス ティ ング		(15) 回収不能の 理 由			
記入例	社人 研一	6			3	2	訪	ネ	郵	ポ		2	2	●	ネ	郵	ポ	
01	千田 恭介	4			2	1	訪	ネ	郵	ポ		0	0	訪	●	郵	ポ	
02	高山 エレーナ	3			3	1	訪	ネ	郵	ポ		1	0	訪	ネ	郵	ポ	⑪ 一時不在
03	田原 慶三	3			2	0	訪	ネ	郵	ポ	⑥			訪	ネ	郵	ポ	配布時拒否
04	中村 豊	6 ²		①	1	1	訪	ネ	郵	ポ		1	1	●	ネ	郵	ポ	15. 複数世帯
05	渡辺 清次	4			1	0	訪	ネ	郵	ポ	①			訪	ネ	郵	ポ	転居
06	山田 隆	2 ⁶			1	2	訪	ネ	郵	ポ		1	0	訪	ネ	郵	ポ	⑪ 世帯主変更 山田裕子
07	川上 美恵子	1			3	0	訪	ネ	郵	ポ	⑧			訪	ネ	郵	ポ	郵便受けがオートロックマン ション内
08	神谷 登	7			2	0	訪	ネ	郵	ポ	①			訪	ネ	郵	ポ	施設へ入所
09	春日 紘一	6			3	2	訪	ネ	郵	ポ		1	0	訪	ネ	郵	ポ	⑨ 回収時拒否
10	永田 弘之	2			3	1	訪	ネ	郵	ポ		1	0	訪	ネ	郵	ポ	⑪
11	根津 めぐみ	3			2	1	訪	ネ	郵	ポ		1	0	訪	ネ	郵	ポ	⑪ 回収時一時不在
12	浜田 健二	2 ³			1	1	訪	ネ	郵	ポ		1	1	●	ネ	郵	ポ	世帯主変更 浜田徹
13	武田 勝則	6		②	3	2	訪	ネ	郵	ポ		1	0	訪	ネ	郵	ポ	⑩ 17. 複数世帯 高齢で調査票が読めない
14	竹橋 陽子	1			3	1	訪	ネ	郵	ポ		0	0	訪	ネ	●	ポ	
15	中村 祥太郎	4		①	3	1	訪	ネ	郵	ポ		0	0	訪	●	郵	ポ	04. 複数世帯
16	広瀬 絵里	2			1	1	訪	ネ	郵	ポ		2	1	●	ネ	郵	ポ	転入
17	岩本 紀子	4		②	1	1	訪	ネ	郵	ポ		0	0	訪	●	郵	ポ	13. 複数世帯
18							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ	
19							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ	
20							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ	
21							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ	
22							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ	
23							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ	
24							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ	
25							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ	
26							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ	
27							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ	
28							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ	
29							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ	
30							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ	
調査対象世帯数(単位区合計) <u>15</u> 世帯					配布世帯数(単位区合計) <u>13</u> 世帯					訪問回収世帯数(単位区計) <u>3</u> 世帯 オンライン・郵送依頼(計) <u>4</u> 世帯								

4. 調査関係資料の保健所への提出

(1) 調査票の整理

- ・調査票の封入された「密封回収用封筒」（黄土色）を、単位区番号ごとに世帯番号の小さい順に並べてまとめます。

(2) 調査関係書類の保健所への提出

- ・回収したすべての「密封回収用封筒」（黄土色）を、「単位区別世帯名簿」、「単位区要図の写し」とともに、所定の期日までに、一括して保健所に提出してください。
※「密封回収用封筒」は開封せず、封がされたまま保健所に提出してください。
- ・調査員証、調査票等携行袋、使用しなかった調査関係資料、謝礼品等は、保健所に返納してください。

調査員の方のお仕事は、以上で終わりです。

●調査票を社人研へ送付【保健所】

- ・提出された書類のうち、「調査票」（「密封回収用封筒」に封入された状態）と「単位区別世帯名簿」は、各保健所からいったん都道府県（または政令指定都市、中核市）に集められ、そこから国立社会保障・人口問題研究所あてに8月9日（金）までに、ご送付願うことになっています。

Ⅲ 調査内容上の注意点

この調査は原則として調査対象世帯の方が自分で記入する方法をとっていますが、調査対象世帯の方から質問があった場合は、以下の説明や、記入例を参考にして答えてください。それでも調査対象世帯の方に納得していただけなかった場合には、コールセンターにご連絡ください。問い合わせ先は、以下のとおりです。

問い合わせ先：

世帯動態調査コールセンター

0120-234-961

設置期間：令和6年6月10日（月）～令和6年8月9日（金）

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日もご利用になれます）

1. 主な用語の定義

世帯：世帯とは、調査日（2024（令和6）年7月1日現在）において、住居と生計をともにしている人々の集まり、または独立して生計を営む単身者をいいます。ここでいう「生計」とは日常生活を営むための収入と支出をいいます。たとえば、

- 住居と生計を共にしている家族・・・・・・・・・・1つの世帯
- 1つの住宅に、親夫婦・子夫婦の家族が住んでいる場合
 - 親夫婦・子夫婦家族が生計を別にしてしている・・・・・・・・それぞれ別世帯
 - 親夫婦・子夫婦が生計を共にしている・・・・・・・・まとめて1つの世帯
- 2世帯居住用の住宅に、親夫婦・子夫婦がそれぞれ別に住んでいる場合
・・・・・・・・・・それぞれ別世帯
- アパート、1軒家にかかわらず、1人で住んでいる・・・1人で1つの世帯
- アパートの1室や1軒家に友人などと一緒に住んでいる場合
 - 生計を別にしてしている・・・・・・・・1人ずつ別の世帯
 - 生計を共にしている・・・・・・・・まとめて1つの世帯
- 単身の住み込み従業員や家事手伝い
 - 雇い主と生計を別にしてしている・・・・・・・・雇い主とは別の世帯
 - 雇い主と生計を共にしている・・・・・・・・雇い主と同じ世帯
- 会社の独身寮などの単身者
 - 1人で1室・・・・・・・・1人で1つの世帯
 - 1室に2人以上の場合
 - 生計を別にしてしている・・・・・・・・1人ずつ別の世帯
 - 生計を共にしている・・・・・・・・まとめて1つの世帯

世帯主：世帯側が世帯主として申告した方です。ただし、世帯主が、転勤・出張などで「ふだん住んでいない」場合（下記参照）は、世帯の代表者を世帯主としてお答えください。

世帯員（ふだん住んでいる人）：調査日（2024（令和6）年7月1日現在）において、受け持ち調査地区内の世帯に居住するすべての人を指します。居住とは、ある特定の住居などに、住民登録の有無とは関係なく、3ヶ月以上にわたって住んでいる、または住むことになっている状態を指します。旅行や出張、入院などで一時的に不在（3ヶ月未満）の場合は、ふだん住んでいる人に含めます。3ヶ月以上にわたって住んでいる、または住むことになっている場所がない場合は、今いる場所が居住地になります。

同居：同居とは、調査日（2024（令和6）年7月1日現在）において、世帯員の方が一緒に居住している状態をいいます。旅行、入院等で一時的に不在（3ヶ月未満）の方は、同居とみなします。住民登録の有無に関係なく、3ヶ月以上にわたつ

て不在の方は、同居しているとはみなしません。

2. 主な質問項目の注意点

問1 (1) 住宅の種類については、以下の説明を参考にして下さい。なお、賃貸料を支払っている場合には選択肢3～5を選んで下さい。何かの理由で賃貸料を支払っていない場合でも、持ち家でなければ、住宅の所有形態にあわせて該当する番号を選んで下さい。

「1 持ち家（一戸建て）」「2 持ち家（マンションなどの共同住宅）」とは、そこに居住している世帯が所有している住宅です。最近建築、購入または相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合や、分割払いの分譲住宅などで住宅ローンの支払いが完了していない場合も含まれます。

「3 都道府県営・市町村営・UR（公団）・公社などの賃貸住宅」とは、その世帯の借りている住宅が、住宅公社や自治体などが所有または管理・運営する住宅で「5 社宅・公務員住宅などの給与住宅」でない場合を言います。

「4 民営の賃貸住宅」とは、その世帯の借りている住宅が「3 都道府県営・市町村営・UR（公団）・公社などの賃貸住宅」および「5 社宅・公務員住宅などの給与住宅」でない場合を言います。

「5 社宅・公務員住宅などの給与住宅」とは、勤務先の会社・官公庁・団体などの所有または管理する住宅に、職務の都合上または給与の一部として居住している住宅を言います。給与住宅には会社等の独身寮や寄宿舎等も含まれます。

「6 その他」には間借りを含みます。間借りとは、他の世帯が住んでいる住宅の一部を借りて住んでいる場合を言います。

(2) 5年前の2019（令和元）年7月1日にふだん住んでいた場所が現在と同じ場合には選択肢1～2を選んで下さい。たとえば、2019年7月1日の時点では、住宅の建て替えや出張、旅行などにより一時的に別の場所においても、不在となってから3ヶ月未満で現在の場所に戻った場合には、現在の場所に住んでいたとして下さい。

(3) 住宅の種類については、(1)の説明を参考にして下さい。

問2 世帯員数は世帯主も含めた人数です。出張、旅行、入院等で現在は不在でも、不在となってから3ヶ月未満で戻る人（予定を含む）はこの世帯の世帯員数に含めます。

問3 出生年月については、34ページの「参考表1 年号早見表」を参考にして下さい。

問4 世帯主との続柄については調査票の通りですが、次の点に注意して下さい。

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 1 世帯主 | 世帯主ご自身です。 |
| 2 配偶者 | 世帯主の妻または夫を指します。 |
| 3 子 | 世帯主の子で、養子や連れ子を含みます。 |
| 4 子の配偶者 | 世帯主の子の配偶者を指します。 |
| 5 孫 | 世帯主の孫で、世帯主の連れ子の子、世帯主の子の連れ子を含みます。 |

- 6 孫の配偶者 世帯主の孫の配偶者を指します。
- 7 世帯主の父母 世帯主の継父母・養父母を含みます。
- 8 配偶者の父母 配偶者の継父母・養父母を含みます。
- 9 祖父母 世帯主および配偶者の祖父母や継祖父母・養祖父母を含みます。
- 10 兄弟姉妹 世帯主および配偶者の兄弟姉妹で、異父兄弟姉妹と異母兄弟姉妹を含みます。
- 11 その他の親族 1～10以外の親族をいいます。
- 12 恋人・友人等 ふだんからこの世帯に住んでいる友人や同棲している恋人などをいいます。
- 13 その他 同じ世帯内の使用人、同居人、下宿人などをいいます。

問5 生存しているきょうだいには異父兄弟姉妹と異母兄弟姉妹を含みますが、義理のきょうだい（配偶者のきょうだい）は含めません。

問6 結婚の経験とは現在の配偶関係のことです。届け出の有無に関わらず実際の状態にもとづいて記入して下さい。

- 1 「未婚」とは、まだ結婚したことがない方をいいます。未婚には乳幼児なども含みます。
- 2 「有配偶」とは、現在結婚している方です。
- 3 「死別」とは、配偶者と死別し、再婚していない方です。
- 4 「離別」とは、離婚し、その後再婚していない方です。

問7 在学中（中退を含む）又は卒業した教育施設については、35ページの「参考表2 教育施設の種類」を参考にして下さい。

問8 就業の状態については、以下の説明を参考にして下さい。2つ以上の仕事をしている場合は、主な仕事（1つ）について記入してください。育児休暇などで長期休暇中の方も雇用契約上の地位に○をつけて下さい。

- 1 自営業主・家族従業者 … 商店主・工場主・農業主・開業医・弁護士・著述家・行商従事者など、自ら事業を行っている人、ならびにそれを手伝っている家族をいいます。個人事業主やフリーランスを含みます。
- 2 雇われている（常勤） … 会社・団体・官公庁・商店などに1年以上の契約又は雇用期間の定めなく雇われている人をいいます。
- 3 雇われている（パート・アルバイト） … 日雇いや月単位などの契約で雇われている人をいいます。また、家庭で内職している人も含みます。
- 4 会社などの役員 … 会社や団体の社長・総裁・理事・監事・役員、議員や自治体の長などをいいます。ただし、自営業主に当たる人は含みません。

職業については、36ページの「参考表3 職業の種類」を参考にして下さい。

問9 「親と離れ別の世帯に住む」とは、両親と住居または生計を別にする生活が3ヶ月以上にわたって続くことをいいます。従って、3ヶ月未満の旅行や入院などは、親と別の世帯に住んだことになりません。また、父母のどちらかが別の世帯に住んでいても、もう一方の親と同居していたのであれば、やはり親と別の世帯に住んだことになりません。

親と子が別の世帯に住むには、親がもとの世帯に残る場合、子がもとの世帯に残る場合、親子とももとの世帯を出る場合のいずれもあり得ます。たとえば父親がすでに亡くなっており、母親が3ヶ月以上にわたって入院し、子がもとの世帯に残った場合も、親と子が別の世帯に住んだこととなります。

問9-1 親と離れた理由については、以下の説明を参考にして下さい。

- 1 入学・進学等 … 卒業、転校、留学など、教育に関わる全ての理由を含みます。
- 2 就職・転職・転勤等 … 求職、出向、退職、失業など、職業に関わる全ての理由を含みます。

問10-1 世帯主と同居するようになった理由は、回答者である世帯主の側の理由、対象となっている世帯員の側の理由のどちらの場合もあり得ます。たとえば、世帯主の子が、離婚によって親である世帯主の世帯に戻って来た場合、(世帯員の)離婚が同居するようになった理由ということになります。また、母親と別居していた子が離婚して、母親の世帯に戻り、子が世帯主になった場合、(世帯主の)離婚が同居の理由ということになります。どちらの場合も、「2 離婚」に○をつけて下さい。

問10-3 世帯の種類については、以下の説明を参考にして下さい。

- 1 集団的施設 … 学生寮、病院、老人ホーム、自衛隊の宿舎、刑務所等の矯正施設などに3ヶ月以上にわたって住んでいた場合をいいます。
- 2 一人暮らし … 持家・借家、一戸建て・集合住宅などの住宅の種類に関係なく、世帯員が一人の場合をいいます。会社の单身寮(独身寮)の一人部屋に住んでいる場合を含みます。

問10-5、問10-6の続柄については、問4の説明を参照して下さい。

問12 「子供」には養子や連れ子を含みます。生存しているお子さんだけが該当します。亡くなったお子さんや、妊娠中でまだ生まれていないお子さんは該当しません。

問12-2 「既婚」とは「未婚ではない」ということですから、「有配偶」「死別」「離別」を含みます。配偶関係については、問6の説明を参照して下さい。

問13 継父母・養父母などがあるため父親または母親が2人以上いらっしゃる場合、どちらの方について書いていただくかは回答者の自由です。ただし義理の親(配偶者の親)ではなく、あくまで本人の親について答えて下さい。また、選択肢2「施設」は、病院、老人ホーム、

自衛隊の宿舎、刑務所等の矯正施設などに3ヶ月以上にわたって住んでいる場合に該当します。

問14(2)の選択肢1「集団的施設」は、学生寮、病院、老人ホーム、自衛隊の宿舎、刑務所等の矯正施設などに3ヶ月以上にわたって住んでいた場合に該当します。

問14(4)、問15の続柄については、問4の説明を参照して下さい。

問15 「現在同居していない理由」は、回答者である世帯主の側の理由、対象となっている「同居していない人」（もと世帯員）の側の理由のどちらの場合もあり得ます。たとえば1人目の「同居していない人」が世帯主の子で、結婚によって世帯を出た場合、「同居していない人」の結婚が現在同居していない理由ということになります。また、1人目の「同居していない人」が世帯主の親で、世帯主が結婚して親の世帯を出た場合、（世帯主の）結婚が現在同居していない理由ということになります。どちらの場合も、「2 結婚」に○をつけて下さい。

3. 参考表

参考表 1 年号早見表

満年齢	干支	年号	西暦	満年齢	干支	年号	西暦	満年齢	干支	年号	西暦
105歳	未	大正8年	1919年	69歳	未	昭和30年	1955	33歳	未	平成3年	1991
104	申	9	1920	68	申	31	1956	32	申	4	1992
103	酉	10	1921	67	酉	32	1957	31	酉	5	1993
102	戌	11	1922	66	戌	33	1958	30	戌	6	1994
101	亥	12	1923	65	亥	34	1959	29	亥	7	1995
100	子	13	1924	64	子	35	1960	28	子	8	1996
99	丑	14	1925	63	丑	36	1961	27	丑	9	1997
98	寅	15	1926	62	寅	37	1962	26	寅	10	1998
		昭和元年		61	卯	38	1963	25	卯	11	1999
97	卯	2	1927	60	辰	39	1964	24	辰	12	2000
96	辰	3	1928	59	巳	40	1965	23	巳	13	2001
95	巳	4	1929	58	午	41	1966	22	午	14	2002
94	午	5	1930	57	未	42	1967	21	未	15	2003
93	未	6	1931	56	申	43	1968	20	申	16	2004
92	申	7	1932	55	酉	44	1969	19	酉	17	2005
91	酉	8	1933	54	戌	45	1970	18	戌	18	2006
90	戌	9	1934	53	亥	46	1971	17	亥	19	2007
89	亥	10	1935	52	子	47	1972	16	子	20	2008
88	子	11	1936	51	丑	48	1973	15	丑	21	2009
87	丑	12	1937	50	寅	49	1974	14	寅	22	2010
86	寅	13	1938	49	卯	50	1975	13	卯	23	2011
85	卯	14	1939	48	辰	51	1976	12	辰	24	2012
84	辰	15	1940	47	巳	52	1977	11	巳	25	2013
83	巳	16	1941	46	午	53	1978	10	午	26	2014
82	午	17	1942	45	未	54	1979	9	未	27	2015
81	未	18	1943	44	申	55	1980	8	申	28	2016
80	申	19	1944	43	酉	56	1981	7	酉	29	2017
79	酉	20	1945	42	戌	57	1982	6	戌	30	2018
78	戌	21	1946	41	亥	58	1983	5	亥	31	2019
77	亥	22	1947	40	子	59	1984			令和元年	
76	子	23	1948	39	丑	60	1985	4	子	2	2020
75	丑	24	1949	38	寅	61	1986	3	丑	3	2021
74	寅	25	1950	37	卯	62	1987	2	寅	4	2022
73	卯	26	1951	36	辰	63	1988	1	卯	5	2023
72	辰	27	1952	35	巳	64	1989	0	辰	6	2024
71	巳	28	1953			平成元年					
70	午	29	1954	34	午	2	1990				

※満年齢は、今年(2024年)の誕生日を迎えたときの年齢です。

参考表2 教育施設の分類

教育施設の区分	含まれる教育施設の例
1. 小学校・新制中学	国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 高等小学校 通信講習所普通科 青年学校の普通科 実業補習学校 新制の中学校 中等教育学校の前期課程 盲学校・ろう学校・養護学校の中等部
2. 旧制中学・新制高校	旧看護学校 准看護婦(師等)養成施設 旧制の中学校、高等女学校、実業学校およびそれらの補習科・専攻科、青年学校の本科 陸海軍行員養成所 師範学校の予科・一部・二部 鉄道教習所の中等部・普通部(昭和24年までの卒業生) 通信講習所高等科 陸軍幼年学校 海軍甲種・乙種飛行予科練習生 保母養成所(旧制中卒を入学資格とする修業年限2年以上) 新制の高等学校 中等教育学校の後期課程 盲学校・ろう学校・養護学校の高等部
3. 専修学校(高卒後)	各種の専修学校
4. 高専・短大	旧制の高等学校 大学予科 高等師範学校 師範学校本科(昭和21年からの卒業生) 高等通信講習所本科 陸軍士官学校 海軍兵学校 水産講習所本科(昭和27年までの卒業生) 短期大学 高等専門学校(新制) 都道府県立農業講習所 看護婦(師等)養成施設 保母(保育士)養成施設 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> } 新制高校卒業を入学資格とする 修業年限2年以上のもの </div>
5. 大学・大学院	大学、大学院 航空大学校 防衛大学校、防衛医科大学校 海上保安大学校本科 水産大学校 国立工業教員養成所

参考表3 職業の分類

職業の区分	含まれる職業の例
1. 管理職	議員、自治体の長、取締役、理事・監事、支店長、部・課長
2. 専門・技術	科学研究者、技術者、医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、裁判官、弁護士、教員、保育士、記者、編集者、画家、著述家、写真家、音楽家、舞台芸術家
3. 事務	一般事務員、会計事務員、生産関連事務員、営業・販売事務員、外務事務員（集金人など）、パソコン等事務用機器操作員
4. 販売	小売店主、販売店員、販売外交員、不動産仲介人、保険代理・仲立人、食品・医薬品・機械器具・金融保険等各種営業職
5. サービス	介護・看護助手、理容師・美容師、クリーニング、家政婦、ベビーシッター、調理人、飲食店主・店長、飲食物給仕人、接客社交係、芸者・ダンサー、ビル等管理人、荷物一時預り人、物品賃貸、旅行・観光ガイド
6. 保安	警察官、自衛官、消防員、警備員
7. 農林漁業	農耕、養畜、造園、育林、伐木・造材・集材、漁労船の船長・航海士・機関士、水産養殖
8. 生産工程	金属工作・プレス・彫刻・表面処理・溶接工、板金工、鋳物製造・鍛造工、紡織・衣服・繊維製品生産工、ゴム・プラスチック製品生産工、印刷・製本工、各種機器組立作業、組立設備制御・監視作業、機械整備・修理、製品検査作業、塗装工、アニメーター、POPライター、看板書き、写真焼付・引伸し・修整、製図工、トレース工、現図型取工、CADオペレーター
9. 輸送・機械運転	鉄道運転従事者、自動車運転従事者、船舶・航空機運転従事者、発電員、ボイラーオペレーター、建設機械運転者
10. 建設・採掘	建設作業、電気工事作業、土木作業、採掘作業
11. 運搬・清掃・包装等	清掃員、ごみ・し尿処理、産業廃棄物処理作業員、船内・沿岸・陸上荷役・運搬作業、倉庫作業、郵便・荷物・商品の配達員・集配人、ラッピング工、菓子・薬品包装工、セメント袋詰工、ラベルはり工、食器洗い人、学校用務員

調査関係書類の保健所への提出期限

- 単位区別世帯名簿 月 日 ()
- 回収した調査票 月 日 ()

問い合わせ先：

世帯動態調査コールセンター

0120-234-961

設置期間：令和6年6月10日（月）～令和6年8月9日（金）

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日もご利用になれます）

事故などのため、日程通りに調査を完了できない場合や、調査にあたって解決できない問題がおきた場合は、下の「連絡先」に連絡してください。

連絡先

電話 () (内線)

あなたの受け持ちの調査地区番号

地区番号				単位区番号	
------	--	--	--	-------	--

(枚のうち 枚目)

(10) (15) 欄は、調査対象外(①～④)、配布不能の理由(⑤～⑧)か回収不能の理由(⑨～⑪)のうち あてはまる番号を記入します。
 調査対象外…①転居(死亡)、②居住なし(空家(室)や店舗等)、③長期不在(おおむね3ヶ月以上)、④その他の調査対象外((16)欄に具体的な内容を記載)
 配布不能…⑤外国人、⑥配布時拒否、⑦その他配布不能(配布時面接できたが配布できず)、⑧面接・ポスティング不能(一度も面接できずポスト等なし)
 回収不能…⑨回収時拒否、⑩その他回収不能(⑦と⑩については(16)欄に具体的な内容を記載)、⑪オンライン回答/郵送提出依頼

(1) 世帯 番号	(2) 世帯主氏名	(3) 世帯員数 (人)	(4) まかないの 付き 寮	(5) 同一家屋敷 同一敷地	配布状況					回収状況					(16) 備 考				
					(6) 訪問 回数	(7) 配布 票数	(8) 提出方法の希望			(9) ポス ティ ング	(10) 調査対象外 配布不能の 理由	(11) 訪問 回数	(12) 回収 票数	(13) 提出の状況と希望			(14) ポス ティ ング	(15) 回収不能の 理由	
					訪問	配布	訪問	ネット	郵送			訪問	回収	訪問	ネット	郵送			
記入例	社人 研一	6			3	2	訪	○	郵	ポ		2	2	訪	●	郵	ポ		
01							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
02							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
03							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
04							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
05							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
06							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
07							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
08							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
09							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
10							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
11							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
12							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
13							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
14							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
15							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
16							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
17							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
18							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
19							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
20							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
21							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
22							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
23							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
24							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
25							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
26							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
27							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
28							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
29							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
30							訪	ネ	郵	ポ				訪	ネ	郵	ポ		
調査対象世帯数(単位区の合計) _____ 世帯					配布世帯数(単位区合計) _____ 世帯					訪問回収世帯数(単位区計) _____ 世帯 オンライン・郵送依頼(計) _____ 世帯									

2024年社会保障・人口問題基本調査
第9回世帯動態調査 連絡メモ



政府統計

様

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所が実施する
「2024年社会保障・人口問題基本調査 第9回世帯動態調査」の
お願いのため、____日____時ごろにお伺いしましたが、ご不在
でした。

あらためて下記の日時にお伺いいたします。

____月____日 午前・午後 ____時頃

調査員氏名

もしも、ご都合が悪い場合は、お手数ですが、下記の問い合わせ
先にご連絡ください。

お問い合わせ先

保健所

電話番号

コールセンター 0120-234-961 (9:00~17:00)

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所

この調査は、厚生労働省が実施する調査です。



政府統計

2024年社会保障・人口問題基本調査

第9回世帯動態調査

お問い合わせ先

保健所

電話番号

コールセンター

0120-234-961

受付時間

9:00～17:00



厚生労働省

国立社会保障・人口問題研究所



2024 年社会保障・人口問題基本調査 『第9回世帯動態調査』 の実施について

マンション・アパート等の管理人、管理会社、管理組合の皆さまへ

このたび、皆さまが管理されている建物にお住まいの世帯に、厚生労働省「国民生活基礎調査」の後続調査として「2024 年社会保障・人口問題基本調査 第9回世帯動態調査」を実施することになりました。

つきましては調査を円滑に行うため、調査員の建物内への立入り等について皆さまにご協力をお願いします。

この調査は統計法に基づいて総務大臣の承認を得て行う政府の一般統計調査であり、全国の各世帯がどのように形成され変化したのかという世帯変動の実態と要因を調べる重要な調査です。厚生労働省の研究機関である国立社会保障・人口問題研究所が、都道府県・政令指定都市・中核市・保健所を設置する市・保健所の協力を得て5年毎に実施しており、今年是全国で約3万世帯が調査の対象となっています。

6月の下旬頃から調査員が建物を管理されている皆さまにご挨拶にお伺いし、お住まいの各世帯を訪問させていただきますので、建物内への立ち入り等にご配慮くださいますようお願いいたします。

この調査の調査員は、都道府県知事または政令指定都市・中核市長等から任命された地方公務員であり、任命者が発行した調査員証を携帯しています。調査活動は正当な公務です。何卒ご協力の程よろしくお願いいたします。

調査についてのお問い合わせは

第9回世帯動態調査 コールセンター



0120-234-961

設置期間：令和6年6月10日（月）～令和6年8月9日（金）

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日もご利用いただけます。）

* 通話料は無料です。

保健所記入欄

保健所

（連絡先

）

この調査についての説明は裏面にもございます。



この調査について、よくある質問や調査の日程は次の通りです。

◆どのような調査ですか？

世帯動態調査は、各世帯がどのように形成され、変化したかという世帯変動の実態と要因を全国規模で把握しうる唯一の大標本調査です。調査結果は国や自治体などが行う行政の社会サービス施策の基礎資料として役立てられており、「厚生労働白書」、「高齢社会白書」といった白書でも利用されています。また、この調査の結果は将来の世帯数を推計するための基礎資料であり、国や多くの自治体で今後の行政計画を作成するために利用されています。

◆どうして「国民生活基礎調査」に引き続いて調査対象になったのでしょうか？

調査を公平にお願いするには「国民生活基礎調査」の対象にならなかった方を選ぶことが望ましいのは確かです。しかしそのためには、調査地区の抽出、対象となる地域の自治体、保健所の関係者への説明、調査員の任命や説明会の実施など、「国民生活基礎調査」で行ったことと同じことを繰り返すために予算を使うことになります。こうした調査事務の重複を避けるために、この調査は厚生労働省が実施する「令和6年国民生活基礎調査」の後続調査として行われています。

この調査の対象となった方には、「国民生活基礎調査」とあわせて調査にご協力頂くこととなりますが、どうぞご理解の上ご協力をお願いいたします。

◆調査員はどのような人なのですか？

お伺いする調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または政令指定都市・中核市長等から任命された地方公務員として調査に当たっています。調査を通じて知ったことを他に漏らすことは、統計法により厳しく禁じられています。

◆管理人はどのような協力をすればいいですか？

厳重なセキュリティなどのため、調査員が建物内に入ること自体が困難なことがあり、調査が円滑に行われない場合も想定されます。調査員が建物にお住まいの世帯にお伺いできるようご協力ください。

◆調査を行う「国立社会保障・人口問題研究所」とはどのような組織ですか？

「国立社会保障・人口問題研究所」は、厚生労働省に属する国の研究所です。人口や社会保障に関する基礎的研究や政策提言につながる研究を行っています (<https://www.ipss.go.jp/>)。

○この調査の日程（調査員が直接世帯を訪問いたします）

① 6月下旬頃

調査員が各世帯を訪問し、「ご協力のお願い」「調査票」などをお配りします。

② 7月上旬～中旬頃

調査員が回答済みの「調査票」の入った密封式の調査専用封筒を受け取りに参ります。

③ 7月中旬以降

調査員が「回答がまだの世帯」を訪問するためにお伺いする場合があります。



2024年社会保障・人口問題基本調査 『第9回世帯動態調査』 の実施について

地域の皆さまへ

このたび、皆さまがお住まいの地域におきまして、厚生労働省「国民生活基礎調査」の後続調査として「2024年社会保障・人口問題基本調査 第9回世帯動態調査」を実施することになりました。

この調査は統計法に基づいて総務大臣の承認を得て行う政府の一般統計調査であり、全国の各世帯がどのように形成され変化したのかという世帯変動の実態と要因を調べる重要な調査です。厚生労働省の研究機関である、国立社会保障・人口問題研究所が、都道府県・政令指定都市・中核市・保健所を設置する市・保健所の協力を得て5年毎に実施しており、今年是全国で約3万世帯が調査の対象となっています。

6月の下旬頃から調査員が皆さまのお住まいを訪問し、調査票等を配布させていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

この調査の調査員は、都道府県知事または政令指定都市・中核市長等から任命された地方公務員であり、任命者が発行した調査員証を携帯しています。調査活動は正当な公務です。何卒ご協力の程よろしくお願いいたします。

特に自治会・町内会の役員やマンション・アパートの管理人等をお努めの皆様におかれましては、調査員が地区内・建物内に立ち入ることについてご協力をお願いいたします。近年特にオートロックマンション等への立ち入りが困難な事案が発生しておりますので、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

調査についてのお問い合わせは

第9回世帯動態調査 コールセンター



0120-234-961

設置期間：令和6年6月10日（月）～ 令和6年8月9日（金）

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日もご利用いただけます。）

* 通話料は無料です。

保健所記入欄

保健所

（連絡先

）

この調査についての説明は裏面にもございます。

この調査について、よくある質問や調査の日程は次の通りです。

◆どのような調査ですか？

世帯動態調査は、各世帯がどのように形成され、変化したかという世帯変動の実態と要因を全国規模で把握しうる唯一の大標本調査です。調査結果は国や自治体などが行う行政の社会サービス施策の基礎資料として役立てられており、「厚生労働白書」、「高齢社会白書」といった白書でも利用されています。また、この調査の結果は、将来の世帯数を推計するための基礎資料であり、国や多くの自治体で今後の行政計画を作成するために利用されています。

◆どうして「国民生活基礎調査」に引き続いて調査対象になったのでしょうか？

調査を公平に願うには「国民生活基礎調査」の対象にならなかった方を選ぶことが望ましいのは確かです。しかしそのためには、調査地区の抽出、対象となる地域の自治体、保健所の関係者への説明、調査員の任命や説明会の実施など、「国民生活基礎調査」で行ったことと同じことを繰り返すために予算を使うこととなります。こうした調査事務の重複を避けるために、この調査は厚生労働省が実施する「令和6年国民生活基礎調査」の後続調査として行われています。

この調査の対象となった方には、「国民生活基礎調査」とあわせて調査にご協力頂くこととなりますが、どうぞご理解の上ご協力をお願いいたします。

◆調査員はどのような人なのですか？

お伺いする調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または政令指定都市・中核市長等から任命された地方公務員として調査に当たっています。調査を通じて知ったことを他に漏らすことは、統計法により厳しく禁じられています。

◆調査を行う「国立社会保障・人口問題研究所」とはどのような組織ですか？

「国立社会保障・人口問題研究所」は、厚生労働省に属する国の研究所です。人口や社会保障に関する基礎的研究や政策提言につながる研究を行っています (<https://www.ipss.go.jp/>)。

○この調査の日程（調査員が直接世帯を訪問いたします）

① 6月下旬頃

調査員が各世帯を訪問し、「ご協力のお願ひ」、「調査票」などをお配りいたします。

② 7月上旬～中旬頃

調査員が回答済みの「調査票」の入った密封式の調査専用封筒を受け取りに参ります。

③ 7月中旬以降

調査員が「回答がまだの世帯」を訪問するためにお伺いする場合があります。



2024年 社会保障・人口問題基本調査

第 9 回 世帯動態調査

6月下旬頃から調査員がおうかがいします



これからの社会を
見通すために
調査にご協力
ください

「世帯動態調査」は、厚生労働省が実施する
「国民生活基礎調査（6月初旬）」の後続調査です

個人情報には統計法によって厳格に保護されます。
収集したデータは統計の作成のみに利用します。
国立社会保障・人口問題研究所は厚生労働省の研究機関です。
<https://www.ipss.go.jp/dotai9>



インターネット
でも回答できます

